

広島修道大学 点検・評価報告書

2024(令和6)年度

目次

序章	1
大学概況	3
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	30
第4章 教育・学習	36
第5章 学生の受け入れ	62
第6章 教員・教員組織	70
第7章 学生支援	86
第8章 教育研究等環境	105
第9章 社会連携・社会貢献	114
第10章 大学運営・財務(1)大学運営	125
第10章 大学運営・財務(2)財務	133
終章	138

序章

本学は、1991年7月の大学設置基準改正による自己点検・評価の努力義務化を踏まえ、自己点検・評価体制づくりにいち早く取り組んだ。「広島修道大学学則」及び「広島修道大学大学院学則」を改正し、本学の設置目的及び社会的使命を達成するために「その教育研究水準の向上を図り」「教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表する」ことを明記し、1993年4月から施行した。同時に「広島修道大学自己点検・評価規程」を制定、施行している。

また、文部科学省の「大学（国立大学）の構造改革の方針」（2001年6月）等によって打ち出された国立大学の法人化や第三者評価導入といった大学改革と質保証体制強化の流れに対し、私立大学においても質保証の体系化が今後一層重要となってくることを認識し、中期事業計画の策定を開始している（第1期中期事業計画期間は2002～2005年度）。以後、一時期、事業計画空白期間はあったが、第2期中期事業計画（2011～2014年度）策定時に、改めて事業計画の意義を「本学の教育力をさらに高め、西日本をリードする私立大学としての地位を堅固なものにすること」に置いた。また、併せて2010年10月に各学部・研究科の自己点検・評価規程を制定、施行し、各教育組織でPDCAを回す仕組みも整えた。この間の取り組みは、2011年度に受審した第2期認証評価において、内部質保証システムの構築、大学改革への積極性、PDCAサイクルの構築で特に高い評価を受けた。

その後も、第3期中期事業計画（2015～2018年度）及び単年度の事業計画の策定と点検・評価を実施してきた。第4期中期事業計画からは、2020年改正私立学校法に合わせ、事業計画期間を5年間としている（第4期については、当初2019年度開始であったため、変則的に2019～2024年度の6年間の事業計画期間となった）。この間、大学の理念・教育目標との連動性を踏まえ学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を合わせた「3つの方針」の改正、教職員が合同で実施するFD・SD研修会（修道カフォーラム）の実施、カリキュラム改正、文部科学省「地（知）の拠点整備事業」採択などを通じた教育改革を行ってきた。また、学校法人鈴峯学園との法人合併（2015年）、学部学科の改組（2016年教育学科届出設置、2017年大学院法務研究科廃止及び健康科学部認可設置、2018年国際コミュニティ学部届出設置）といった教育組織改革にも取り組んできた。

2018年の第3期認証評価においては、中期事業計画に沿った教育改革や、地域との連携活動について高い評価を得たが、「内部質保証」「教育課程・学習成果」「学生の受け入れ」について改善提言が付された。改善報告の結果、最終的には「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」の適合評価を受けたが、指摘された事項は、この間本学が多方面の教育改革、組織改革に積極的に取り組んできた一方で対応が不十分であった課題への重要な指摘であると真摯に受け止め、第3期認証評価以降、これらを確実かつ計画的に改善する取り組みを全学的に進めている。

第3期認証評価以降進めてきた全学的な内部質保証の体制の強化に関する主要な取り組みは以下のとおりである。

第1に、自己点検・評価システムの実質化である。各学部・研究科の自己点検・評価の規程を見直し、すでにくつかりの学部・研究科が実施していた事業計画策定と自己点検・評価の主体を分ける体制を全ての学部・研究科に適用した。2021年度には、各組織の自己点検・

点検・評価報告書 様式

評価と全学の自己点検・評価の目的と位置づけを整理し、それらを踏まえた PDCA サイクルの精緻化を進めている。また、教育組織だけではなく、事務組織についての自己点検・評価規程を整備し、2021 年度に施行している。また、2022 年度からは、教職課程自己点検・評価規程を制定し、学部を横断する全学的な教育課程についても、自己点検・評価を行うこととした。

第 2 に、本学の主要な審議体である大学評議会と大学運営会議の位置づけ及び役割分担の再整理である。大学評議会は最終審議組織、大学運営会議を全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として明確に位置づけた。

第 3 に、教学マネジメント委員会の設置である。上記、第 2 の組織整理を行った際、教学面の内部質保証についても大学運営会議が推進主体となる体制となったが、大学運営会議には学部以外の教育組織の長が含まれていないという課題や「教学マネジメント指針」の趣旨にそった実質的な議論を行う必要性を踏まえ、教育組織間に横串を通し、全学的な教学面の内部質保証を推進する組織として、2023 年 9 月に教学マネジメント委員会を設置した。これにより、第 3 期認証評価で指摘された「教育課程・学習成果」における課題についての全学的な共有と議論が可能となった。

こうした内部質保証の体制の強化と並行し、本学では長期ビジョン「2040 年の広島修道大学ビジョン」（以下、ビジョン）を 2024 年 2 月に定めた。ビジョン策定にあたっては、2023 年 2 月に 25 名の教職員が参画する広島修道大学 2040 将来構想委員会を設置し、約 1 年間、忌憚のない議論を行った。ビジョンは、本学創立 80 周年に当たる 2040 年に本学があるべき姿を明示するとともに、2040 年までの期間に想定される 5 年ごとの中期事業計画の道標となることを企図した。出来上がったビジョンは、全学、あるいは学部・研究科と事務部局の各々の事業が、本学の建学の精神、理念の実現に結びついているというつながりを明示するものとなったと考える。これにより、各組織及び教職員一人ひとりが、目的意識をもって日々の教育、研究、大学運営に取り組み、自ら主体的に検証していくことができる組織風土の醸成を進めている。これは、内部質保証体制を自律的、効果的に運営していくためには欠かすことのできない要素であると考えられる。

本報告書の本文に記載のとおり、体制整備が道半ばのものや課題が残っている部分も多くあるが、重要な改革への取り組みにおいては、ワーキンググループや作業のための委員会等を設置し、障がい学生の支援制度整備、新学部の設置、大学院改革、教学及び学習支援体制の整備などを進めてきた。また、迅速性を要するものについては学長のリーダーシップの下で方針を定め、審議体での意見を踏まえながら実行し、法令改正等への対応や大学・高専機能強化支援の事業初年次の採択などの成果も重ねてきた。このように、建学の精神を体現する教育とそれをより高度なものにする研究の推進及び環境の整備は着実に前進しており、教育目標である「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」に今後もより一層尽力していく所存である。

点検・評価報告書 様式

大学概況

- (1) 大学設置年 1960 (昭和 35) 年
- (2) 所在地 広島県広島市安佐南区大塚東 1-1-1
- (3) 理念・目的 広島修道大学は、「道を修める」という建学の精神に基づき、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を理念に掲げ、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を涵養することを目的とする。目的を達成するために、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を全学の教育目標として掲げ、地域社会と連携しながら、この目標の実現に努めるものとする。
- (4) 学部・研究科等 商学部、人文学部、法学部、経済科学部、人間環境学部、健康科学部、国際コミュニティ学部
商学研究科、人文科学研究科、法学研究科、経済科学研究科
- (5) 収容定員 5,685 人 (学士課程)
160 人 (修士課程、博士前期課程)
42 人 (博士課程、博士後期課程)

点検・評価報告書 様式

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	https://ru058.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJLogin.jsf
寄附行為又は定款	https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/kifukoi.html
学則、大学院学則	https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/index.html
履修要項・シラバス	http://syllabus.shudo-u.ac.jp/
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
広島修道大学学則(第1条)	https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/index.html
広島修道大学 WEB サイト(建学の精神)	https://www.shudo-u.ac.jp/information/mission.html
広島修道大学大学案内(建学の精神と教育目標)	https://www.d-pam.com/shudo-u/2413254/index.html?tm=1#target/page_no=5
学修ガイドブック(広島修道大学の教育方針)	https://drive.google.com/file/d/1eaacU4BcoPZVKMz6nYzd3dxg0BI-vH/view
学修ガイドブック(大学院)(研究科、専攻の教育研究上の目的)	https://drive.google.com/file/d/10yWWo0H-BuVGfWLVKmp9Shr7-5hDsBRk/view
教職員のためのハンドブック(修道とは)	『教職員のためのハンドブック』
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
商学部	広島修道大学学則(第2条の2)	https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/index.html
商学科		
経営学科	広島修道大学 WEB サイト(教育研究上の目的と教育方針(3つのポリシー・アセスメントプラン))>教育研究上の目的	https://www.shudo-u.ac.jp/information/policy/index.html
人文学部		
社会学科		
教育学科		
英語英文学科		
法学部法律学科		
経済科学部		
現代経済学科		
経済情報学科		
人間環境学部人間環境学科		
健康科学部		
心理学科		
健康栄養学科		
国際コミュニティ学部		
国際政治学科		
地域行政学科		
商学研究科	広島修道大学大学院学則(第5条)	https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/index.html
商学専攻	広島修道大学 WEB サイト(教育研究上の目的と教育方針(3つのポリシー・アセスメントプラン))>教育研究上の目的	https://www.shudo-u.ac.jp/information/policy/index.html
経営学専攻		
人文科学研究科		
心理学専攻		
社会学専攻		
教育学専攻		
英文学専攻		

点検・評価報告書 様式

法学研究科		
法律学専攻		
国際政治学専攻		
経済科学研究科		
現代経済システム専攻		
経済情報専攻		
備考：		

※関係法令：大学設置基準第 2 条、専門職大学設置基準第 2 条、大学院設置基準第 1 条の 2、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
広島修道大学中期事業計画	https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/planreport.html
2040 年の広島修道大学ビジョン	https://www.shudo-u.ac.jp/information/2040vision.html
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第 31 条、地方独立行政法人法第 26 条、私立学校法第 45 条の 2 第 2 項

第1章 理念・目的(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

1.1 理念・目的の設定・公表

<大学の理念・教育目標>

本学は、広島藩の講学所を淵源とする修道学園が、地元広島経済界からの要請を受け、1952年に夜間の短期大学として設置した修道短期大学を前身とし、1960年に広島商科大学の設置により、商学部単科の4年制大学としてスタートを切った。このような設立の経緯から、地域社会とのつながりが強く、地域社会に対して有為な人材を輩出することを使命としている。今日においても、グローバル社会における地域と世界のつながりを踏まえたうえで、「道を修める」という建学の精神に基づき、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を理念として掲げている。「広島修道大学学則」第1条には、この理念を記載するとともに、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を涵養する」という目的を達成するため、教育目標としても「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を位置付けている(第1章基本情報一覧【ウェブ】)。現在の理念と教育目標は、第671回大学評議会(2016年4月7日開催)において、それまでの本学の理念、教育目標の表現を整理してより明確にし、確定したものである(根拠資料1-1)。

<各学部・各学科、各研究科・各専攻の教育研究上の目的>

各学部及び各学科、各研究科及び各専攻は、それぞれの学問分野に応じた教育研究上の目的を設定し、「広島修道大学学則」第2条の2及び「広島修道大学大学院学則」第5条に掲載している(第1章基本情報一覧【ウェブ】)。例えば、商学部の教育研究上の目的は、「商学部は、商学及び経営学の理論的分野と実践的分野の教育研究を行い、地域社会及び国際社会に貢献できる専門的知識と高度の教養を備え、社会に生じる諸問題の解決能力を有する人材を養成することを目的とする。」と定めており、そのうえで、商学科の教育研究上の目的を「商学科は、商学について理論的分野と実務的分野の教育研究を行い、地域社会及び国際社会に貢献できる専門的知識と高度の教養を備え、かつ実社会で活躍できる個性的で自主的・自律的、そして自由闊達な人材を養成することを目的とする。」と定めている。このように、学部及び学科ごとに、学問分野の特性を生かした人材養成を目的とすることを述べており、大学の理念・教育目標を踏まえつつそれと連動したものにしている。大学院の教育研究上の目的も同様であり、商学研究科の教育研究上の目的は、「商学研究科は、商学及び経営学の理論的分野と実践的分野の教育研究を行い、豊かな学識を有する研究者及び現代社会の要請に専門知識をもって対処しうる人材を養成することを目的とする。」と定め、そのうえで、商学専攻については「商学専攻は、マーケティング、ビジネスエコノミーの幅広

点検・評価報告書 様式

い商学分野を多角的視点から学術研究及び実証分析し、専門知識と分析スキルを備えた人材を養成することを目的とする。」と定めている。このように、大学の理念・教育目標に沿って、より特化した学問分野を射程として人材養成を目的とすることを述べている。これらの各学部各学科、各研究科各専攻の教育研究上の目的は、2008 年度に学則に追加したものである（根拠資料 1-2、根拠資料 1-3）。

<大学の3つの方針>

大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー；以下「DP」という。）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー；以下「CP」という。）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー；以下「AP」という。）（以上を合わせて、以下「3つの方針」という。）については、第 582 回大学評議会（2009 年 12 月 16 日開催）において制定し、2010 年の創立 50 周年を機に改正し、大学案内や大学 WEB サイト等を通じて社会への公表も開始した（根拠資料 1-4）。その後、中央教育審議会答申（文部科学省、平成 26 年 12 月 22 日）を受けて発表された「高大接続改革実行プラン」に基づき見直しを検討し、第 671 回大学評議会（2016 年 4 月 7 日開催）において、本学の理念、教育目標をより明確にしたうえで、3つの方針を再度改正し、一貫性をもった本学の理念、教育目標と教育の特色の明示を図った（根拠資料 1-1）。

<大学の理念・教育目標、学部・研究科の教育研究上の目的の明示と公表>

大学の理念、教育目標は、「広島修道大学学則」、「広島修道大学大学院学則」、『大学案内』、『学修ガイドブック』、『教職員のためのハンドブック』、本学 WEB サイトに掲載するなど、教職員、学生に周知するとともに、社会に対しても広く公表している（第 1 章基本情報一覧【ウェブ】）。各学部各学科の教育研究上の目的、大学院の各研究科各専攻の教育研究上の目的についても、『学修ガイドブック』、『大学院学修ガイドブック』、本学 WEB サイト等に掲載するなど、教職員、学生に周知するとともに、社会に対しても広く公表している（第 1 章基本情報一覧【ウェブ】）。また、2023 年度までは 1 年次の履修必修科目である「修大基礎講座」において「修大の歴史と成長サポート体制」と題した自校教育（1 回）を行っており、その中で本学の歴史、建学の精神、理念、教育目標、学位授与方針について解説していた。2024 年度からは新しいカリキュラムにおいて地域理解科目として設けた 1 年次生の履修必修科目である「広島修道大学と広島」（8 回、1 単位）を通じて、第 1 回から第 3 回では修道学園の歴史、第 4 回から第 5 回では広島の経済界と本学の関わり、第 6 回から第 7 回では広島の地域社会と本学の関わり、第 8 回において本学の教育目標と本学学生に求めること、将来における役割等の教授を行い、その中で本学の歴史、建学の精神、理念、教育目標、学位授与方針等についてもより深く学生全員に周知する機会を設けている（根拠資料 1-5）。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の

資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

1.2 中・長期の計画その他諸政策の策定

<中期事業計画の策定と遂行の成果>

序章で述べたとおり、本学ではすでに 2000 年代初頭において、質保証の観点から中期事業計画の必要性和重要性を認識しており、2024 年までに 4 期の中期事業計画を策定してきた。第 2 期中期事業計画（2011 年度～2014 年度）は、2010 年度の 50 周年事業を終え、次の 50 年への出発にあたり、「教職協創」に基づき教育力を高め、活力ある学風を醸成することを目的とし、財政計画を伴う中期校舎等建替計画（キャンパスマスタープラン）に基づく新 3 号館・協創館（8 号館）の建設、学士課程教育の充実と学習環境の改善、奨学金制度の見直し、FD・SD の充実、地域つながるプロジェクトの質的充実など学術交流センターの充実、法務研究科のあり方の検討などを計画した（根拠資料 1-6）。計画に基づき、2014 年度までに、新 3 号館と協創館の建設、地域イノベーションコース開設を含む地（知）の拠点整備事業「イノベーション・ブリッジによるひろしま未来協創プロジェクト」の採択・実施に加え、追加事業として学校法人鈴峯学園との法人合併を達成した。続く第 3 期中期事業計画（2015 年度～2018 年度）においては「変化に対応した大学づくり（ビジョン）」を目標に、法人合併が本学の理念と教育目標の実現の充実には有機的に結びつくよう、資格志向の学科として教育学科、心理学科、健康栄養学科の設置や、地域社会の人口減少と世界のグローバル化の進展に対応する人材を輩出することのできる国際コミュニティ学部の設置を行ったほか、4 学期制の導入や、インターネット出願を含む入試制度改革などを進めた（根拠資料 1-7）。2019 年度からの第 4 期中期事業計画は、2020 年の私立学校法改正にともなって設置法人の中期計画作成が 2020 年度から義務化されたこともあり、当初は 2019～2022 年を期間として策定していたものを、設置法人である修道学園と歩調を合わせるため、期間を延長し最終的に 2019～2024 年度の 6 年間とし、以後の中期事業計画についても期間を 4 年間から 5 年間へ変更することとした（2020 年 2 月 7 日大学評議会承認）（根拠資料 1-8）。事業計画期間の変更があったものの、第 3 期中期事業計画の際に各年度の事業計画の策定と検証の仕組みを構築していたため、事業遂行の状況に対する自己点検・評価委員会による単年度ごとの検証を踏まえながら、大学評議会でも中期事業計画の変更を審議し、変更計画へ円滑に移行した。一方、この第 4 期中期事業計画は、前述の計画期間の変更だけではなく、広島県広域を襲った未曾有の豪雨災害（平成 30 年 7 月豪雨）や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の中止や延期、計画変更等の判断を行いながら遂行することとなった。そうした困難下においても、中期事業計画及び単年度事業計画を指標に、当初計画したカリキュラム改正、産学官連携リスクマネジメント体制の検討と構築、グローバル教育の見直し、新たな入試制度の導入、学生支援の充実等を遂行し、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和した計画期後半にそれらをさらに本格的な実行に移した。また、この期間に経験した困難を事業計画と照らし合わせながら生かし、災害時対応の体制や危機管理体制の強化を達成した。これらの活動は、『BCAO アワード 2021「奨励賞」』（主催：特定非営利活動法人事業継続推進機構）や、『UNIVAS AWARD2023-2024「KEI アドバンス賞」（学生支援に関する優秀取組）』（主催：一般社団法人大学スポーツ協会）等、外部からの高い評価も受けている（根拠資料 1-9

【ウェブ】、根拠資料 1-10【ウェブ】)。

以上のとおり、中期事業計画の策定と遂行及び検証を行うとともに、状況に応じて緊急性の高い事業に集中的に取り組むなど、中期事業計画の検証と変更を柔軟かつ組織的に行う仕組みを構築している。

<中期事業計画の実質化を推進する長期事業計画及び財政計画の策定>

財政計画のうち、もっとも長期的な計画性が求められる建物の建設・建替えについては、中期事業計画と連動し、キャンパス新設 50 年である 2020 年を前に、校舎の老朽化に対応するために 2010 年度から 2040 年度までを 5 期に分けて進めるキャンパスマスタープランを第 499 回理事会（2000 年 3 月 21 日開催）において策定し、第 2 号基本金への組入等の準備に着手した。建物の耐震化、事業計画外の法人合併を受けた健康科学部設置のための実験実習棟の建設など新しい事情に対応するためにキャンパスマスタープランを一部変更しながら計画を遂行するとともに、それらの対応が一段落した時点で計画の全体的な見直しを行い、第 691 回大学評議会（2017 年 9 月 6 日開催）、第 597 回理事会（2017 年 10 月 2 日開催）において、2017 年度から 2052 年度までを 5 期に分けた長期のキャンパスマスタープランを策定した（根拠資料 1-11）。

この間生じた新型コロナウイルス感染症や世界各地の紛争等の影響を受けた事業費変動等の不確定な要素が、今後も財政計画に影響を与えるであろうと予測している。その一方で、学部学科や大学院の組織再編や大学運営組織の改革を進めるために、事業計画と財政計画の連動性及び第 2 号基本金の計画的な組入がより一層重要であると認識し、2025 年度からの新たな中期事業計画期に併せ、2040 年を目標年度とする長期計画（「2040 年の広島修道大学ビジョン」）を策定するとともに、中期事業計画及びその実現化のための行動計画を 2024 年度に策定した（第 1 章基本情報一覧【ウェブ】）。現在、これら長期計画及び中期事業計画の財政基盤を確かなものとするために、財政計画の見直しを行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2. 1 長所

本学は広島県の経済界の要請を受けて設立された私立大学として、明確な理念・教育目標を設定し、地域社会への人材輩出を通じて地域社会の発展に貢献している。各学部・学科、各研究科・専攻も、それぞれの学問分野に応じた教育研究上の目的を設定し、幅広い手段で学生及び社会に公表している。

本学は質保証の観点から中期事業計画の必要性と重要性を認識し、中期事業計画を策定することにより、学部改組・新設等を計画的に進めるとともに、大学を取り巻く環境の変化に応じながら本学の理念・教育目標に合致した新規事業を進めることを可能としている。さらに、財政的な長期計画であるキャンパスマスタープランの策定により、第 2 号基本金の組入などの建設資金の確保を計画的に行い、老朽化した校舎の建替、新学部・新学科に必要な校舎の建設を実現してきたとともに、新たに事業と財政を連動させながら長期計画の策定を進めている。

2.2 問題点

理念や教育目標とその公表については、現状において大きな課題はないと考える。

現在、事業と財政をさらに連動させた計画遂行の体制を整えつつあるが、新型コロナウイルス感染症や急激な物価変動に代表されるような緊急の対応が求められる外的要因に備えるレジリエンスの高い事業計画とその遂行組織、財政基盤の構築が必要であると考えられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、広島県の経済界の要請を受けて開設され、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」という明確な理念・教育目標を持ち、それを学則に記載するとともに、『大学案内』、本学 WEB サイト等を通じて広く社会に公表している。各学部、各研究科においては、それぞれの学問分野に応じて教育研究上の目的を持ち、それを学則に記載するとともに、本学 WEB サイトを通じて広く社会に公表することにより、学部・学科、研究科・専攻ごとに教育の目標を適切に示している。そのもとに全学的な3つの方針と各学部・学科及び研究科・専攻における3つの方針を定め、一貫性のある本学の理念、教育目標と教育の特色を明示している。

また、5年ごとに中期事業計画とそのもとの単年度事業計画を策定することにより、教育の質向上や学生支援の改善を計画的に進め、それと連動した学部・学科新設・改組などの学部再編を実現している。校舎の建設・建替えについては、長期のキャンパスマスタープランを策定し、第2号基本金の組入などによる建設資金の計画的な確保に努めてきた。また現在、次期中期事業計画にあわせ、長期ビジョン及び中期財政計画を再整理し、事業と財政の連動性を高めた事業計画推進体制の構築を進めている。

本学の「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」という理念・教育目標をさまざまな手段で公表し、それに基づいた教育を推進してきた成果は、特に大学進学を希望する地元（広島県）の高校3年生の2割が本学を志願し、また広島県を中心とする地域で多くの卒業生が企業や地方団体へ採用されているという実績につながっている（根拠資料 1-12【ウェブ】）。また、その背景には、これまでの事業計画及び財政計画の策定と遂行、検証と改善の蓄積があり、これらを通じて、教育改革、学生募集面における定員充足、財政の健全性を達成できている。

点検・評価報告書 様式

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
内部質保証の方針	広島修道大学 WEB サイト>大学について>内部質保証 https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/index.html 広島修道大学 WEB サイト>大学について>各種方針 https://www.shudo-u.ac.jp/information/principle.html
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
広島修道大学大学運営会議	(審議事項) 第3条 大学運営会議は、次の事項を審議する。 (1) 大学評議会審議事項の原案 (2) 危機管理に関する事項 (3) 内部質保証推進に関する事項 (4) 大学の事業計画に関する事項 (5) 教育研究組織に関する事項 (6) 教育課程に関する事項 (7) 教員人事・教員組織に関する事項 (8) 学生の受入れに関する事項 (9) 教育・研究環境及び施設に関する事項 (10) 社会連携・社会貢献に関する事項 (11) 国際交流に関する事項 (12) 予算編成・執行に関する事項 (13) 各規程において、大学運営会議で審議することとなっている事項 (14) その他学長が必要と認める重要事項 (議決) 第4条 学長は前条の審議事項のうち、広島修道大学大学評議会規程第3条に定められた審議事項以外のものについては、その審議結果を慎重に参酌して、これを決定する。
	名簿（URL・印刷物の名称）
	(構成) 第2条 大学運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 学部長 (4) 学長室長 (5) 学生センター長 (6) 教学センター長 (7) 事務局長 (8) 総務部長 (9) 財務部長 (10) 総合企画課長 (11) その他学長が必要と認めた者 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>学生数・教職員数>データ集>「主な役職者」 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/number.html
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

点検・評価報告書 様式

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	広島修道大学 WEB サイト>大学について>内部質保証>大学評価結果 https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/evaluation.html 広島修道大学 WEB サイト>大学について>内部質保証>自己点検・評価 https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/index.html
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1 広島修道大学 WEB サイト>大学について>教育研究上の目的と教育方針 (3つのポリシー・アセスメントプラン)>教育研究上の目的 https://www.shudo-u.ac.jp/information/policy/index.html
教育研究上の基本組織	広島修道大学 WEB サイト>大学について>組織 https://www.shudo-u.ac.jp/information/organization.html
学位授与方針	基準 4 広島修道大学 WEB サイト>大学について>教育研究上の目的と教育方針 (3つのポリシー・アセスメントプラン)>教育方針 (3つのポリシー・アセスメントプラン) https://www.shudo-u.ac.jp/information/policy/index.html
教育課程の編成・実施方針	基準 4 広島修道大学 WEB サイト>大学について>教育研究上の目的と教育方針 (3つのポリシー・アセスメントプラン)>教育方針 (3つのポリシー・アセスメントプラン) https://www.shudo-u.ac.jp/information/policy/index.html
学生の受け入れ方針	基準 5 広島修道大学 WEB サイト>大学について>教育研究上の目的と教育方針 (3つのポリシー・アセスメントプラン)>教育方針 (3つのポリシー・アセスメントプラン) https://www.shudo-u.ac.jp/information/policy/index.html
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>学生数・教職員数>データ集 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/number.html#data 広島修道大学 WEB サイト>研究>教員一覧・教員データベース>教員一覧 https://www.shudo-u.ac.jp/research/kyouindb.html 広島修道大学教員データベース https://shu-lab.shudo-u.ac.jp/shuhp/K9App 広島修道大学 WEB サイト>研究>教員著作・刊行物 https://www.shudo-u.ac.jp/research/books.html
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	※基礎データ表2参照 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>学生数・教職員数>データ集 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/number.html#data 広島修道大学入試情報サイト https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/nyushitoukei.html
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>教育情報>卒業・修了・学位 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html#4 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>教育情報>就職・進学・資格 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html#5 広島修道大学 WEB サイト>就職・資格>就職実績 https://www.shudo-u.ac.jp/career/results.html
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>教育情報>授業 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html#2 広島修道大学 WEB シラバス (第1章 基本情報 一覧参照)

点検・評価報告書 様式

	<p>広島修道大学学修ガイドブック（第1章 基本情報一覧参照） 広島修道大学学修ガイドブック（大学院）（第1章 基本情報一覧参照） 広島修道大学教職課程・保育士課程・社会教育主事課程ガイドブック https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/rhr8ua00000001id-att/rhr8ua000000021x.pdf 広島修道大学 WEB サイト>学生生活>学年暦>学年暦 https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/calendar.html#2</p>
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	<p>広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>教育情報>成績について https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html#7 広島修道大学学修マニュアル https://sites.google.com/alpha.shudo-u.ac.jp/udstudymanual?usp=sharing 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/criteria.html 広島修道大学学修マニュアル（大学院） https://sites.google.com/alpha.shudo-u.ac.jp/gsstudymanual?usp=sharing</p>
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	<p>広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>土地・建物・設備 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/land.html 広島修道大学 WEB サイト>大学について>キャンパスマップ・アクセス https://www.shudo-u.ac.jp/information/campusmap/index.html 広島修道大学 WEB サイト>大学について>施設紹介 https://www.shudo-u.ac.jp/information/campusmap/facility.html 広島修道大学バーチャルキャンパス https://secure.panoramic.graphics/publicivr/shudo.univ/</p>
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	<p>広島修道大学 WEB サイト>大学について>学費・諸納付金 https://www.shudo-u.ac.jp/information/gakuhi/index.html</p>
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	<p>広島修道大学 WEB サイト>学生生活>各種申請・手続き>各種相談・支援窓口 https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/procedures/soudan.html 広島修道大学 WEB サイト>学生生活>学習支援センター>在学生向け学習支援 https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/studysupport/soudan.html 広島修道大学 WEB サイト>学生生活>学生相談室 https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/soudanshitsu.html 広島修道大学 WEB サイト>学生生活>チューター制度 https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/tutor.html 広島修道大学 WEB サイト>学生生活>障がい学生支援 https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/shougaisien.html 広島修道大学 WEB サイト>学生生活>保健室 https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/hoken.html</p>
【※】専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	該当しない
財務情報	<p>広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>財務情報 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/finance.html 学校法人修道学園 WEB サイト>情報公開>事業計画・事業報告>財務状況・監査報告書 https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/financial.html</p>
備考：	

【※】 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

点検・評価報告書 様式

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	広島修道大学 WEB サイト>大学について>内部質保証> IR https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/index.html#IR
学位の取得状況	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>教育情報>卒業・修了・学位 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html#4
学生の成長実感・満足度	広島修道大学 WEB サイト>大学について>内部質保証> IR https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/index.html#IR
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>教育情報>卒業・修了・学位、就職・進学・資格 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html#4 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>教育情報>就職・進学・資格 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html#5 広島修道大学 WEB サイト>就職・資格>就職実績 https://www.shudo-u.ac.jp/career/results.html
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表 6 参照 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>教育情報>身分異動 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html#3
学修時間	広島修道大学 WEB サイト>大学について>内部質保証> IR https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/index.html#IR
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>学生数・教職員数>データ集 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/number.html#data 広島修道大学入試情報サイト>入試情報>入試統計 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/nyushitoukei.html
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表 1 参照 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>学生数・教職員数>データ集 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/number.html#data
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照 学修マニュアル https://sites.google.com/alpha.shudo-u.ac.jp/udstudymanual/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0?authuser=0 広島修道大学学修ガイドブック（第1章 基本情報一覧参照） 広島修道大学 WEB サイト>学生生活>学年暦>学年暦 https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/calendar.html#2
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照 広島修道大学 WEB サイト>大学について>学則・諸規程>履修細則 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/saisoku.html 広島修道大学学修ガイドブック（第1章 基本情報一覧参照）
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照 広島修道大学 WEB シラバス（第1章 基本情報一覧参照）
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	広島修道大学 WEB サイト>大学について>学則・諸規程>その他諸規程 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/index.html 広島修道大学学修ガイドブック（第1章 基本情報一覧参照）
FD・SDの実施状況	広島修道大学 WEB サイト>大学について>内部質保証>FD・SD https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/index.html#04

点検・評価報告書 様式

備考：

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

情報公表 [教職課程]

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	広島修道大学 WEB サイト > 大学について > 情報公表 > 教職課程情報 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/teacher.html
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	
卒業者の教員への就職の状況に関すること	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

第2章 内部質保証(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的の実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

1.1.1 内部質保証の方針

本学は「内部質保証の方針」を定め、本学 WEB サイトで公表している（第2章基本情報一覧【ウェブ】）。この方針において、内部質保証に係る基本的な考え方を「方針」として、その体制を「組織体制」として、手続を「手続き」として明示している。以下、それぞれの概要を述べる。

<方針>

本学は「建学の精神、理念、教育目標及び各種方針のもと、高等教育機関として、社会構造が変化する中で多様な社会的要請に的確かつ迅速に対応するために自らの責任において教育研究水準の維持・向上を図る、内部質保証の取組を恒常的に推進する」ことを示している。

<組織体制>

本学では「全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を委員長とする大学運営会議」とし、「内部質保証に関する方針の策定、中期・年次事業計画の策定、自己点検・評価結果の点検・調整、課題・改善事項の策定を行う」ことを明示している。なお、「方針・事業計画の策定・見直し等の内部質保証に関する重要事項については大学の最終審議機関である大学評議会に上程し審議する」ことも併せて明示している。さらに、「全学的観点から自己点検・評価を行うため広島修道大学自己点検・評価委員会（以下「大学自己点検・評価委員会」という。）」を置き、「各学部・研究科・事務局等の自己点検・評価を行うために学部・研究科・部局等に自己点検・評価委員会（以下「部局等自己点検・評価委員会」という。）」を置くことを明示している。また、「大学自己点検・評価委員会は、定期的に外部

点検・評価報告書 様式

委員による点検・評価を行う」ことを明示している。なお、自己点検・評価については、「広島修道大学学則」第1条の2及び「広島修道大学大学院学則」第2条において、「教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している（第1章基本情報一覧【ウェブ】）。

<手続き>

学長が「全学的な内部質保証の最高責任者として、その推進に責任」を負い、「大学自己点検・評価委員会に自己点検・評価の実施を依頼する」こと、「大学自己点検・評価委員会は、部局等自己点検・評価委員会の報告結果を踏まえ、全学的な自己点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ大学運営会議に報告」すること、「大学運営会議は、大学自己点検・評価委員会の結果報告の内容を踏まえ、改善が必要である場合は当該部局等への改善指示及び事業計画の策定・見直しを促す」ことを明示している。

1.1.2 内部質保証システムの整備

本学の内部質保証体制は、体制図（資料：基本情報一覧）のとおり、全学レベル、教育研究組織レベル、授業科目レベルの3層構造となっている。

<全学レベル>

全学レベルとは、本学の中期及び単年度の事業計画、3つの方針を起点とする全学的な教学マネジメントに関する事項、並びに内部質保証の方針をはじめとする各種の方針を起点とする教育研究組織、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務に関して、自律的にPDCAサイクルを回すレベルを指す（下表参照）。

点検・評価報告書 様式

学部等レベルでのPDCAスケジュール

	Plan	Do	Check	Action
前年度9月	翌年度優先取組事業提出 <学部長等>			
10～11月	当年度事業計画達成状況（中間）に 基づき、翌年度事業の予算要求 <学部長等>			
当年度5月	前年度事業計画達成状況（確定版） に基づき、当年度事業計画決定 <学部教授会等>			
9月		事業計画達成状況（中間） <学部教授会等>		
10～11月	当年度事業計画達成状況（中間）に 基づき、翌年度事業の予算要求 <学部長等>			
1月		事業計画達成状況（年度末見込み） <学部教授会等>	事業計画達成状況（年度末見込み） に基づき改善事項審議 <学部等自己点検・評価委員会>	
			前期分教学マネジメント事項点検・ 評価 <学部等自己点検・評価委員会>	改善指示 <大学運営会議>
翌年度4月		事業計画達成状況（確定版） <学部教授会等>	事業計画達成状況（確定版）に基づ き改善事項審議 <学部等自己点検・評価委員会>	改善策決定 <学部教授会等>
5月			前年度事業計画達成状況報告会 <全学>	
9月			前年度後期分教学マネジメント事項 点検・評価 <学部等自己点検・評価委員会>	改善指示 <大学運営会議>

大学基準協会による第3期の大学評価（認証評価）結果（2018年度）において、改善・向上に向けた取り組みを全学的に推進する責任主体が不明確であるとの提言を受け、2018～2020年度にかけて規程等を改正し、内部質保証の推進に責任を負う組織が大学運営会議であることを明確にした（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

大学運営会議は、学長を議長とし、内部質保証推進に限らず全学レベルの事項全般にわたって審議・決定する機関として位置づけられている（根拠資料 2-2）。同じく学長を議長とする大学評議会（その他の構成員は、全副学長、各学部長、各大学院研究科長、各学部の教員1名、学長室長、学生センター長、教学センター長、キャリアセンター長、図書館長、ひろしま未来協創センター長、入学センター長、情報センター長、国際センター長、学習支援センター長、事務局長、総務部長、財務部長）は、大学全体の教育研究にかかわる事項の最高決定機関として機能し、学則その他学内重要規則の制定及び改廃、学内の重要施設並びに組織の設置及び廃止、教員人事の基準、学生の入学定員及び収容定員、予算に関する事項等に加え、中期及び単年度の事業計画も審議・決定する（根拠資料 2-3）。しかし、事業計画の達成状況を確認し、大学自己点検・評価委員会により改善事項として指摘のあった点について改善策を審議し、改善に向けて指示・支援する機関は大学運営会議であり、この観点から大学運営会議を内部質保証の推進に責任を負う組織と位置づけている。

大学自己点検・評価委員会は、大学運営会議が決定した事業計画達成状況報告書及び教学マネジメントに関する点検・評価書を、学長の依頼に基づき点検・評価し、自己点検・評価報告書を作成して改善事項を学長に対して指摘する権能を持つ（根拠資料 2-4）。さらに、部局等自己点検・評価委員会に対して自己点検・評価のあり方について改善を求める権能も有する。2023年度までの大学自己点検・評価委員会の構成員は、自己点検・評価担当副学

点検・評価報告書 様式

長、各学部長、各大学院研究科長、教職課程委員会委員長、学長室長、事務局長であった。しかし、各学部・大学院研究科（以下「学部等」という。）あるいは教職課程委員会の事業計画を実質的に策定し、さらに達成状況をまとめる学部長・研究科長・教職課程委員会委員長が点検・評価に加わっていることによって、その客観性と公正性を担保することが困難であるとの指摘が学内においてかねてよりあった。そこで2024年度より、構成員を自己点検・評価担当副学長、専任教員若干名、学長室長、事務局長に改正した。若干名の専任教員については、本学役職経験者、大学基準協会評価委員もしくはその経験者等の中から学長が委嘱している。前述のとおり、大学自己点検・評価委員会では単年度事業計画達成状況に対して、本学のステークホルダーに該当しない外部評価委員による点検・評価を毎年受けている。例えば、2023年度には外部評価委員から、改善を要する点として授業アンケート結果の全学での共有・活用・検証を求められた。これを受けて2024年度事業計画では、中期事業計画の「授業アンケートのあり方と活用方法の検討」の具体策として、「授業アンケート結果活用方法の検討」「項目、対象授業、実施時期、実施方法等の再検討」の2項目を立て検討している（授業アンケートについては第6章を参照）（根拠資料2-5【ウェブ】、根拠資料2-6【ウェブ】、根拠資料2-7【ウェブ】）。

以上の大学運営会議及び大学自己点検・評価委員会によって、2022年度までは内部質保証体制としてきた。しかし、「教学マネジメント指針」（2020年）の趣旨に鑑みて、教学マネジメントに関わる事項について審議・調整する組織として、教学担当副学長、各学部長、各研究科長、教学センター長、事務局長、教学センター事務部長を構成員とする教学マネジメント委員会を2023年度中に新たに設置した（根拠資料2-8）。一方、教学マネジメント委員会は全学レベルのあらゆる事項を審議・調整する組織ではないことから、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は従来どおり大学運営会議とし、教学マネジメント委員会は大学運営会議に審議結果を上申・報告する体制とした。したがって、学部教授会、全学教務委員会、及び共通教育委員会などから上申された案件や学長及び大学運営会議から指示された教学マネジメントに関する事項については、教学マネジメント委員会における審議を通じて必要に応じて学部等に指示・差し戻す一方、上申された事項については大学運営会議においても審議し、必要に応じて学部等に指示・差し戻すこととなっている。

大学自己点検・評価委員会による指摘及び教学マネジメント委員会による上申を受けて、学長及び大学運営会議は改善策を検討し、関連する教育研究組織に改善を指示するとともに、必要に応じて翌年度の事業計画や予算に反映させている。

なお、事業計画達成状況については大学評議会を通じて教職員に周知するとともに、翌年度5月に事業計画等報告会（参加者は、学長、全副学長、全学部長、全研究科長、学長室長、各センター長、図書館長、事務局長、部長、事務部長、次長、課長、及び教学センター職員）を開催し、意見交換を行っている。この報告会には、大学自己点検・評価委員（外部評価委員を含む）も参加し、意見をいただいている。加えてこの報告会には、入職1年目以内の専任職員にも研修の一環としてオブザーバー参加させ、本学の現況を多角的に把握・理解させる一助としている。

本学を設置する学校法人修道学園のレベルでは、監事監査の際に学長が事業計画達成状況を報告し、主に教育研究等環境や大学運営・財務についての意見をいただいている。さらに、事業計画達成状況は学園理事会及び学園評議員会においても審議されている（根拠資料

2-9、根拠資料 2-10)。

<教育研究組織レベル>

教育研究組織レベルとは、学部等においては単年度事業計画及び学部等ごとの3つの方針を起点とする教学マネジメントに関する事項に関して、自律的に PDCA サイクルを回すレベルを指す。また、教職課程委員会や各センター、事務部局（以下「部局等」という。）においては、単年度事業計画に関する事項に関して自律的に PDCA サイクルを回すレベルを指す。以下では、学部等を例に PDCA サイクルの概略を説明する。

学部等においては各学部教授会・研究科委員会（以下「教授会等」という。）が単年度事業計画及び3つの方針を最終的に策定し、これらに基づきそれぞれの教育課程を実施し、事業計画については達成状況のとりまとめを行う。教務委員会は、教授会等において事業計画や3つの方針について審議する前に、学科・専攻間の調整を行い、また教育課程の実施において細かな変更や改善が必要な場合に、学科・専攻間で情報共有と調整を行う。

学部等における部局等自己点検・評価委員会は、事業計画達成状況について点検・評価を行い、改善事項の指摘を教授会等に対して行う（根拠資料 2-11）。さらに、自己点検・評価報告書を大学自己点検・評価委員会に提出し、前述のとおり、必要に応じて大学自己点検・評価委員会から自己点検・評価のあり方についての改善指示を受ける。

教学マネジメント委員会は、各学部等の3つの方針の策定や教育課程の実施等の教学マネジメントに関する事項について、学長・大学運営会議の指示を受けて、全学的な観点からの方向性の統一や学部等間の調整を行い、必要に応じて学部等に指示・差し戻す。

部局等自己点検・評価委員会により指摘を受けた改善事項、及び大学運営会議並びに教学マネジメント委員会から改善指示を受けた事項については、適宜、教授会等の下にある FD 推進委員会における研修・研究等を通じて、教授会等で改善策を検討している（根拠資料 2-12）。この検討結果については、基本的に翌年度の事業計画の策定や教育課程の実施に反映させ、翌年度に反映し難い事項についてはカリキュラム改正等の機に反映させている。

学部等とは別に教職課程委員会では、文部科学省の「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」に沿った自己点検・評価を実施している。2023 年度には「教職課程自己点検・評価報告書」を一般社団法人全国私立大学教職課程協会に提出し、完了証を受領している（根拠資料 2-13【ウェブ】、根拠資料 2-14【ウェブ】）。その際には、「ICT 機器やデジタル教科書の活用を可能とする ICT 教育環境が整えられていることは評価できる。OB・OG との交流が行われていることは特色と思われる。」等のコメントをいただいている。

事務部局においても学部等と同様に、各々の事業計画達成状況に対して部局等自己点検・評価委員会が点検・評価を行い、大学自己点検・評価委員会に提出している（根拠資料 2-15）。これに加えて、事務部局の事業計画の内容に関する指示と事業計画達成状況の評価を行うために、4月と1月に学長が各事務部局（課長以上）と面談を実施している。

<授業科目レベル>

授業科目レベルとは、授業計画（シラバス）を起点として、各教員が自律的に PDCA サイ

クルを回すレベルを指す。

各教員はシラバスに、「授業の概要」「授業計画」等と併せて、第4章にて詳述するカリキュラムツリー、カリキュラムマップに沿って DP に定義された学士力のいずれかあるいは全てを「身につく能力」として記載し、これらを前提として授業を実施している。授業内容に関する他者評価として、公開授業制度に基づいて授業を参観した他の教職員からのアドバイスと履修学生による授業アンケート結果のフィードバックとを受けている（根拠資料 2-16【ウェブ】）。各教員はこれらを反映して、次期の授業を改善させている。加えて、専任教員には毎年度、教員活動状況評価表の提出を課すことによって、前年度の教育全般に関する自己点検・評価を求めている。

1.1.3 大学運営会議による調整・支援

<3つの方針の策定の調整・支援>

3つの方針の策定について、2022年度以前は大学運営会議において調整していたが、2023年度以降は教学マネジメント委員会での調整を大学運営会議が支援する体制となった。支援の事例には、例えば次の2つがある。

- ①2025年度学部入学生用の3つの方針については、まず全学の方針を2024年度生用から変更しないことを大学運営会議にて決定した（根拠資料 2-17）。それを踏まえて学長が各学部に対して各々の3つの方針の修正の要否の検討と修正が必要な場合にその案の提出を指示するとともに、教学マネジメント委員会において修正案の文言の調整等を行うよう指示した。その結果、教学マネジメント委員会（2023年度第2回）において、各学部の3つの方針の修正（主には AP）を承認し、大学運営会議に上申した（根拠資料 2-18、根拠資料 2-19）。
- ②大学院の3つの方針に関しては全学のものでなかったことから、研究科ごとの3つの方針について本学の理念・教育目標との整合性や研究科間での様式・文言の整合性が取れていなかった。そこで、大学運営会議において全学の3つの方針を策定し、これに基づいて各研究科の3つの方針を見直すよう教学マネジメント委員会に指示した（根拠資料 2-20）。その結果、教学マネジメント委員会（2024年度第4回）において、研究科間で整合性の取れた3つの方針（2026年度入学生用）を承認し、大学運営会議に上申した（根拠資料 2-21）。

<体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援>

教学マネジメント委員会が存在しなかった2022年度には、学長の指示のもと大学運営会議において、それまで「修道スタンダード科目」「グローバル科目」「共通教育科目」の3科目群から構成されていた全学共通科目を、本学の理念を体現する「地域理解科目」と「国際理解科目」、現代を生きる上で必須の「データサイエンス科目」と「キャリアデザイン科目」、従来からの「一般教養科目」と「スポーツ・健康科目」の6科目群に再構成し、2024年度から開始することを決定した（根拠資料 2-22）。これに併せて、各教育課程のカリキュラムツリー及びカリキュラムマップの作成を大学運営会議、全学教務委員会などを通じて各学部にも求めた。その際には、カリキュラムツリーとカリキュラムマップともに、DPに示した5つの学士力（知識・技能、思考力、判断力、表現力、協創力）と各科目との対応関係を明示するとともに、カリキュラムツリーでは履修の順序性について学生が理解できるよう工夫

を求めた。その結果として出来上がったカリキュラムツリー及びカリキュラムマップは『2024 学修ガイドブック』に明示している（第 1 章基本情報一覧【ウェブ】）。大学院においては 2023 年度から設置された教学マネジメント委員会での議論を経て 2024 年度にカリキュラムツリー及びカリキュラムマップを作成し、『2025 学修ガイドブック』に明示する予定である。なお、これらの内容に関しては本学 WEB サイトにて公開する予定である。

<効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援>

本学では、全学的な FD・SD 研修会を毎年度 2 回ずつ開催している。研修会の内容については、本学の内外の状況を踏まえつつ大学運営会議で審議し決定している（根拠資料 2-23）。例えば 2023 年度には、「大学に求められる改革」と「成績評価のあり方 再考」をテーマとして開催した。前者は、当時検討を進めていた「2040 年の広島修道大学ビジョン」について、広島修道大学 2040 将来構想委員会での議論の進捗状況を報告し共有するとともに、他大学の学長を基調講演者として招聘し、改革の必要性や取り組まれている改革の実践例をご紹介いただき、本学の課題を学ぶことを目的とした。この研修会には教職員 340 名（98.6%；教員＝189 名／190 名、職員＝151 名／155 名；業務等により参加できなかった者のオンデマンド視聴を含む）が参加した。後者は、適正な成績評価に取り組んでいる姿勢を学生に示すため、また成績評価を学生のさらなる学習意欲や成長につなげていくために、GPA への理解や実際にどのような成績評価手法があるのか等、改めて成績評価のあり方について教職員間の理解を深めることを目的とした。この研修会には教職員 332 名（96.2%；教員＝184 名／192 名、職員＝148 名／153 名）が参加した（根拠資料 2-24【ウェブ】）。

コロナ禍を通じて一定の有効性が確認されたオンライン授業をコロナ禍以降の授業に活かすために、2022 年度の大学運営会議において、2023 年度のセメスターを単位とする授業 1 科目（クラス）あたり 2 回を上限にオンデマンド授業を主体とするオンライン授業に設定できることを決定した。さらに 2023 年度には大学運営会議において、「学修者本位の視点に立ち、対面授業で実施することを基本とした上で、対面か遠隔（オンライン）かの二者択一的選択から脱却し、授業実施方法それぞれの良さを最大限に生かした教育の可能性を追求する。」とする「遠隔（オンライン）授業を含む授業実施方法に関する基本方針」を決定した（根拠資料 2-25）。オンデマンド授業については、「完全に理解できるまで繰り返し学習できる。」「自分の都合に合わせて受講できる。」など学生からの評価が高い。加えて、土曜日を含む休日の対面授業（補講を含む）では出席率が低調となってしまうことから、教育の質を担保するために、2024 年度も引き続き対面授業とオンライン授業とを併用したブレンド型授業を実施しており、2025 年度も引き続き実施することを決定している。さらに、自学自習による効果が大きいと想定される全学共通科目の一部（2024 年度の「データサイエンス概論」「広島修道大学と広島」「大学生活とキャリア」）については、全回オンデマンド授業として実施している。

<学習成果の可視化に向けた調整・支援>

2022 年度の大学運営会議において、汎用的問題解決能力（社会人基礎力＝考え抜く力・チームで働く力・前に踏み出す主体性）を測定し、その結果を可視化して即時に学生にフィードバックするために、企業が提供するアセスメントテスト（GPS-Academic：「社会で活躍

点検・評価報告書 様式

するために大切な問題解決力」を測るテスト)を2023年度より全学部生に実施することを決定した(根拠資料 2-26、根拠資料 2-27)。2023年度の実施結果については2023年度第2回、2024年度第1回及び第3回の教学マネジメント委員会において、また2024年度入学生に対する実施結果については2024年度第3回教学マネジメント委員会において、IR推進室が報告した(根拠資料 2-28、根拠資料 2-29、根拠資料 2-30)。具体的には、本学がDPに掲げる5つの学士力に関する客観評価(テスト結果)と主観評価の各学部・学科・学年ごとの平均値を、全国平均や学科の学問分野の全国平均と比較したデータを報告した。その上で、各学部がFD活動を進める上で必要とする分析結果を要望に応じて提供した。

本学での学習が卒業後にどのように、またどの程度役立っているかを知り、今後の学習支援のあり方を検討するために、卒業後5年もしくは10年を経過した卒業生に対するアンケートと直近3年間で本学卒業生を複数名採用いただいている企業に対するアンケートとを2022年度より実施している。2023年度実施の卒業生アンケートの結果では、大学生活を通して成長したと思うものとして回答者の7割以上が肯定的に(「とてもそう思う」と「ややそう思う」の合計)回答した項目は、コミュニケーション能力(79.9%)、自分で判断する能力(76.3%)、他者と協働する力(75.4%)、チャレンジ精神(74.1%)、専門分野の知識(73.6%)、主体的に動く力(70.5%)であった(根拠資料 2-31【ウェブ】)。企業アンケートの結果でも、勤務する本学卒業生にあてはまるものとして企業の7割以上が肯定的に回答した項目は、他者と協働する力(93.7%)、コミュニケーション能力(92.6%)、主体的に動く力(87.4%)、考える力(86.3%)、チャレンジ精神(83.2%)、課題解決力(78.7%)、幅広い教養(74.5%)、自分で判断する能力(73.7%)、課題発見力(73.4%)であった(根拠資料 2-32【ウェブ】)。これらの結果は、本学のDPに掲げる5つの学士力の成長が卒業生に実感されているとともに、採用企業にも認識されていることを示すものと考えている。各アンケート結果はIR推進室が大学運営会議に報告し、学部等での学習支援の検討材料としている。

1.1.4 自己点検・評価の実施

前述のとおり、学長は大学自己点検・評価委員会に依頼して、大学運営会議が決定した事業計画達成状況を点検・評価し、自己点検・評価報告書を作成して改善事項を提言させている。事業計画達成状況は、各年度の9月に中間、2月に年度末見込み、3月に確定版を作成し、それぞれの点検・評価を大学自己点検・評価委員会に付託している(根拠資料 2-33、根拠資料 2-34)。事業計画達成状況(中間)に対して点検・評価を行う理由は、その結果を踏まえて、残りの期間に達成度を上げる施策を大学運営会議・学部等・部局等に促すとともに、翌年度の事業計画案の検討を促し、必要に応じて予算要求に反映させるためである。また、事業計画達成状況(年度末見込み)に対して点検・評価を行う理由は、その結果を毎年度3月に確定する翌年度事業計画に反映させるためである。

全学レベルでの事業計画達成状況の作成に同期させて、学長は部局等に対して事業計画達成状況の作成を指示している。また、大学自己点検・評価委員会委員長は、部局等自己点検・評価委員会に対して事業計画達成状況(年度末見込み)と事業計画達成状況(確定版)に対する点検・評価を指示している。

全学レベルあるいは組織レベルにおける自己点検・評価結果を起点とする改善・向上に向けた取り組み事例には次のようなものがある。

<全学レベルの例：大学院改革の着手>

大学基準協会による第3期の大学評価（認証評価）結果（2018年度）及び改善報告書検討結果（2022年度）において、大学院の定員管理（定員充足）を徹底するよう改善が求められた。この課題に加えて、大学院担当可能な教員の不足という課題も内在しているため、2022年度に学長と全研究科長との意見交換会を断続的に実施していたものの明確な改善案を大学運営会議に提示できていなかった。そのため、2022年度事業計画達成状況（確定版）及び2023年度事業計画達成状況（中間）に対して大学自己点検・評価委員会からも改善の提言がなされた（根拠資料 2-35）。

これらを受けて、2023年12月の大学運営会議において、学長が大学院改革に関する方針として次の2段階による改善を提案し、これを承認した（根拠資料 2-36）。①定員充足の課題に早急に解消する取り組み（短期改革）として、各研究科において定員減を含む各専攻における適切な定員数の検討を行う。②長期的な改革を議論する大学院改革のためのワーキンググループを2024年度に設置する。①に関しては、各研究科で取りまとめた定員変更案を2024年3月の大学運営会議で承認し、大学院学則を改正し2025年度から施行することを2024年4月の大学評議会で承認した。②に関しては、2024年4月に副学長2名と各研究科長から構成するワーキンググループを設置し、その検討結果が2025年2月に学長に提出された。

<組織レベルの例：人間環境学部の学校推薦（指定校）選定の見直し>

2023年度に人間環境学部自己点検・評価委員会が、学校推薦（指定校）選定の見直しや受験生向け広報の強化等を改善事項として指摘した。それを受けて、2024年度部局事業計画の重点事業として、2025年度学校推薦型選抜（指定校）の新規提案を行い、前年度から85校97名分を増加させた（根拠資料 2-37）。さらに新規提案した九州地方の高校9校を訪問し、進路指導担当教員に学部の説明を行った。これらの結果、2024年度入試より5名多い38名の志願者があった。

1.1.5 学生の意見・外部の視点

学生の意見を聞く場として、広島修道大学協議会を設置している（全体協議会のほかに、専門協議会として教務協議会、図書協議会、学生生活協議会がある）。それぞれの委員の構成及び審議する事項は広島修道大学協議会規程のとおりである（根拠資料 2-38）。これらの協議会で意見交換された内容については、大学運営会議に報告されている（根拠資料 2-39）。例えば、授業全般に関して学生の意見を聞く場である教務協議会では、学生の自治組織である学友会が自発的に行ったアンケート結果が報告されている。2023年度前期末のアンケート結果では、「オンラインよりも対面授業が良い」とする学生は64.8%であり、対面授業を好む学生がやや多いことを示している（根拠資料 2-40）。ただし、「補講等はオンデマンド授業にしてほしい」等の意見もあり、前述のとおり、1科目（クラス）あたり2回を上限にオンライン授業に設定できる体制を2024年度も引き続き実施した。また、教室環境に関する意見も寄せられており、例えば大規模教室では冷房の効きが悪い等の苦情に対しては、毎日の気温と湿度を計測しながら適切な空調時間と温度とを設定して、快適さと省エネルギー

点検・評価報告書 様式

一との両立を図っている。

前述のとおり、全学レベルでは毎年度、外部評価委員による事業計画達成状況に対する点検・評価を実施し、その結果を翌年度の事業計画に反映させるようにしている。さらに、2017年度に続き2024年度には、本学のステークホルダーに該当しない学識経験者等7名を総合外部評価委員として委嘱し、点検・評価（点検・評価報告書の閲読及び本学での実地視察・質疑応答）を行っていただき、そのご意見を大学基準協会に提出する点検・評価報告書に反映させるとともに、次年度以降の事業計画や内部質保証に係る施策の検討材料としている（根拠資料 2-41）。

学部等においても2017年度に続き2024年度には、学科・専攻ごとに分野別外部評価委員による点検・評価（点検・評価報告書の閲読及び本学での実地視察・質疑応答）を受け、そのご意見を翌年度以降の事業計画や教育課程・教育環境整備の改善に向けた検討材料としている（根拠資料 2-42）。

1.1.6 行政機関・認証評価機関からの指摘事項への対応

前述のとおり、大学基準協会による第3期の大学評価（認証評価）結果（2018年度）あるいは改善報告書検討結果（2022年度）において指摘を受けた、改善・向上に向けた取り組みを全学的に推進する責任主体の不明確性と定員管理の徹底とについて、適切に対応した。特に大学院の定員管理に関連して、定員変更の届出を2024年7月に文部科学省に行った（根拠資料 2-43【ウェブ】）。さらに、同じく改善報告書検討結果（2022年度）において指摘を受けた、法学研究科を除く大学院研究科において特定課題研究論文の審査基準が修士論文の審査基準と同一であった点、及び学位論文の評価基準とDPとの連関が不明確であった点についても、2023年度から2024年度にかけて教学マネジメント委員会・大学運営会議において検討し、履修細則の改正については大学評議会において決定した（根拠資料 2-44）。

新たに設置した学部に関する「設置計画履行状況調査の結果」において指摘を受けた事項についても適切に対応している。例えば、健康科学部に関する2018年度の「設置計画履行状況調査の結果」では、心理学科に対して、「活動推進学期」に関する学生の履修指導が十分に実施されていない点、及び「海外セミナー」によって海外大学で取得した単位の認定方法が適切でない点について、指摘事項（是正）が付されたが、前者については心理学科の専任教員が履修指導を行い、後者については本学における科目を設定する是正を実施し、2019年度以降は同様の指摘を受けることなく完成年度まで経過し、現在に至っている。また、社会学科の設置（2024年度）に際して、遵守事項として健康科学部心理学科の収容定員超過の是正に努めることが求められており、合格者数の歩留りを厳密に検討しながら、対応している。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

1.2 大学の諸活動の適切な公表

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は、本学 WEB サイトに公表している（根拠資料 2-45【ウェブ】、第 2 章基本情報一覧【ウェブ】）。これとは別に、教職課程については、教育職員免許法施行規則に準じて、教員養成の理念、教職課程教育の目的・目標、教員の養成に係る教員の数、教育職員免許状取得状況、自己点検・評価報告書、関連規程等を公表している（第 2 章基本情報一覧【ウェブ】）。

また、教育研究活動の情報としては、授業アンケート集計結果（科目分類別の授業の満足度や学習時間等）、卒業生アンケート集計結果、企業アンケート集計結果、各授業科目における到達目標の達成状況、学生の成長実感・満足度を公表している（第 2 章基本情報一覧【ウェブ】）。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

1.3 内部質保証に関する定期的な点検・評価と改善・向上への取り組み

前述のとおり、2024 年度から事業計画や各学部等の教育課程の実施責任者である学部長・研究科長を大学自己点検・評価委員会の構成員から外し、役職経験者や大学基準協会評価委員経験者を加えることによって、より実質的で公正な点検・評価となるよう改善した。

さらに 2024 年度には、第 4 期認証評価のため大学基準協会に提出する点検・評価報告書の原稿の閲読を大学自己点検・評価委員会に求め、本学の内部質保証システムに対する意見を収集した。なお、大学自己点検・評価委員会からは、7 年という大学基準協会による認証・評価の受審周期を踏まえて、毎年度の点検・評価を着実に進めることを目的とした体制・制度づくりについて大学運営会議での丁寧な検討を望む意見が提出されており、今後の課題である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2.1 長所

本学の内部質保証システムの長所として重層性と反復性が挙げられる。重層性は、全学レベル、組織レベル、授業レベルでの PDCA サイクルを確立し、内部質保証の推進に責任を負う大学運営会議が点検・評価結果に基づく改善を指示すること、FD・SD 研修会等を通じて改善に向けた調整・支援を実施することを通じて、それぞれの PDCA サイクルを適正に機能させている点にある。さらに、外部評価委員・学生・卒業生・企業からの意見を収集して質保証に反映させることによって、教職員からの視点だけに閉じることなく外部に開いた質保証システムを構築している点も重層性の一つである。反復性は、事業計画達成状況に対する自己点検・評価委員会による 1 年度に 3 回の点検・評価、外部評価委員による点検・評価、及び教学マネジメント事項に関する 1 年度に 2 回の点検・評価を指す。これは単に回数の多さだけではなく、点検・評価結果をもとに適切な改善を迅速に実施するという点で即応

性をも意味する。

2.2 問題点

本学の内部質保証の問題点には次の2点がある。

第1に、大学運営会議と教学マネジメント委員会の役割分担の問題である。これはさらに2つの問題を内包している。一つは、両会議体の構成員の多く（教学担当副学長、各学部長、教学センター長、事務局長）が重複していることである。このことは、教学マネジメント委員会から上申された事項を、大学運営会議が十分な審議を経ることなく追認してしまうリスクを孕んでいる。もう一つは、大学運営会議と教学マネジメント委員会における審議事項の分離の困難性である。例えば、教学マネジメント委員会は授業科目や教育課程の編成について実質的な審議を行うが、その審議結果は必然的に学則あるいは履修細則の改正に波及する。しかし、これら大学評議会が最終決定する事項については、その原案を審議する機関としての大学運営会議が専ら権能を有している。この例に限らず、教学マネジメントに関する事項は大学の根幹に関わることであるがゆえに、その多くが多方面に際限なく波及する可能性を有している。したがって、教学マネジメントに関する事項について大学運営会議と教学マネジメント委員会との間で、反復による慎重な審議体制の利点を生かしつつ、どのように役割分担して質保証を担保していくかは大きな課題である。

本学の内部質保証に関する第2の問題点は IR データの活用にある。これについては、大学自己点検・評価委員会から数年にわたって改善を求められているが、明確な進展を見えない。具体的には、それぞれの部局が独自に管理しているデータを一元的に管理できておらず、データの種類によっては、簡単なクロス集計であっても、その都度、管理している部局にデータの提出を IR 推進室が求める必要がある。さらに、データを整理し学部等に提供してはいるが、全学的なデータを体系的に分析し、議論するまでには至っていない。この問題の根源には、IR 推進室の位置づけが大きく関わっており、組織、人員、人材面での改善を進める必要があると認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

教学マネジメントに関する大学運営会議と教学マネジメント委員会との役割分担については、両会議体による慎重な審議体制を生かすために、それぞれの構成員の重複を可能な限り少なくする必要があると認識している。両会議体の協働は教育の質保証を担保する根幹であることから、構成員の再編成に関する検討は喫緊の課題である。

第1章で述べたとおり、中期事業計画の立案の段階から各年度の具体的な行動計画と明確な指標とを設定することにより、事業計画そのものの質を高めていく必要がある。その上で、事業計画の項目（行動計画）ごとに、いつ、誰（組織）が、誰に対して、何を、どのように、行う予定なのか（Plan）、実際に行ったのか（Do）、確認したのか（Check）、改善したのか（Action）という視点で検討する体制を、大学運営会議に備える必要があると認識している。そのためには、これらの PDCA サイクルを一覧できるような情報シートを全構成員が共有することによって、全学レベルだけではなく、組織レベル、個人レベルでも常に教育研究の質を高めることを促す工夫も必要と考えられる。このような PDCA サイクルの可視化に併せて、IR 推進室の組織体制を見直すことで、適切なタイミングで IR データの収集・分析・

点検・評価報告書 様式

提供が可能となるものと考えている。

これまで大学自己点検・評価委員会は事業計画達成状況報告書及び教学マネジメントに関する点検・評価書を点検・評価することによって、規程に定められた項目についての評価を実施してきた。しかしながら、規程に定められた評価項目と事業計画の事項とは明確な対応関係があるわけではないため、例えば典型的には内部質保証システム全体に対して、必ずしも適切に改善事項を指摘できていたわけではない。今後は、これまでの事業計画達成状況及び教学マネジメント事項に対する自己点検・評価に加えて、例えば、年度ごとに特定の2、3の評価項目に集中して審議し、改善事項等を指摘する制度などの検討も必要である。

これまでも外部評価委員以外に、学生・卒業生・企業からの意見を収集して質保証に反映させてきたところであるが、PDCA サイクルに直接的に参加させる体制は十分であったとは言えない。今後は、少なくとも在学中の学生を内部質保証に参加させる体制づくりが必要と認識しており、広島修道大学協議会の位置付けの再整理等から検討を開始したい。

第3章 教育研究組織(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

1.1.1 学部・研究科等の配置

「道を修める」という建学の精神に基づく、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」という理念、教育目標に向け、本学は学部で7学部13学科、大学院で4研究科10専攻を擁する体制となっている。これらの教育組織では、実学を中心として、商学、経営学、教育学、心理学、社会学、英語学、法学、政治学、経済学、情報学、環境学、栄養学を含む広い学問分野にわたって教育を行っており、これらの学問を通じて地域社会の発展に貢献できる様々な人材を養成している。

学部については、2016年度の教育学科設置、2017年度の健康科学部設置、2018年度の国際コミュニティ学部設置に続いて、2024年度にはそれまでの人文学部人間関係学科社会学専攻を改組し、新たに社会学科を設置した。社会学科設置の目的は、『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：社会学分野』（日本学術会議、2014）の言葉を引用すると、「社会現象を相対化し他者への寛容な態度を獲得するという特性をもつ」社会学を体系的に教育することを通じて、「現代社会に潜む差別や偏見、不公平を発見し、他者と連帯しながら足元から是正し、平和で民主的な社会を築いてゆく市民の形成に寄与」することにあり、まさに本学の理念・教育目標を社会学分野においてさらに推進するためのものである。

地域社会の強い要請を受けて開学したという歴史を踏まえ、本学は地方公共団体、企業、地域の経済団体等との連携に力を入れており、連携先との共同事業や学生を交えた連携活動を活発に行っている。その中で、より実践的な技術を駆使して社会問題を解決し新たな社会システム構築ができる人材を求める声が多く寄せられてきた。一方、世界的に見ても、地球環境問題、自然災害の頻発、食料・エネルギー資源の安定的な供給等の課題に加えて、それらが予測不能な形で展開する社会の動きに対応できる人材が求められている。これらを踏まえて、農学と環境学を軸とした新学部を設置し、自然科学系の専門知識と技術を有するグリーンイノベーション人材を育成することを目的に、2027年度に農学部を開設すべく現在準備を進めている。なお、当該学部の新設に関しては、大学・高専機能強化支援事業（第1回公募）に申請し採択されている。

研究科においては、学生の学習環境の質をよりいっそう高め、充実した教育を提供するための本学全体の改革の一環として、近年の志願者数及び入学者数の推移や新型コロナウイルス感染症の影響による留学生の志願者の減少等を勘案して、第2章（1.4）で述べたとおり、大学院の全研究科において各専攻の収容定員等の見直しを行い、2025年度より一部の研究科・専攻の入学定員及び収容定員の減員を行う（根拠資料2-43【ウェブ】）。さらに、大学院の今後のあり方について長期的な改革を議論する大学院改革のためのワーキンググループを2024年度に設置し、現在、その検討結果に基づく全学的な議論を開始する段階に

ある。

1.1.2 センター等その他の組織の配置

本学には、教育研究・国際連携・地域連携の観点から必要と考えられる、次の9種類のセンターもしくはそれに類する組織を設置している。

- ①学生センター：主に正課以外の学生の活動を支援する。
- ②教学センター：正課での学生支援を行う。
- ③キャリアセンター：学生の就職活動・キャリア形成を支援する。
- ④図書館：書籍に代表される学術情報を管理して教育研究を支援する。
- ⑤ひろしま未来協創センター：研究及び地域連携を推進して教育研究を支援する。
- ⑥入学センター：入学試験及び高大接続を担当する。
- ⑦情報センター：情報インフラを管理する。
- ⑧国際センター：留学生の派遣・受入れを担当する。
- ⑨学習支援センター：学生の自学自習の支援と教員への効果的な教授方法の情報・研修の提供を行う。

これら以外にも、全学の教職課程について担当する教職課程委員会や学生の心理相談に対応する学生相談室、地域住民の心理相談に対応するとともに学生の臨床心理学実習も担当する臨床心理相談センター等の組織がある。以下では、これらのうちのいくつかに焦点を絞って、その設置目的等について説明する。

<図書館>

図書館の設置目的は、本学の教育及び研究に必要な図書資料、電子資料、視聴覚資料等を収集、管理し、その閲覧及び利用に供することにある。この目的を達成するために、独自の理念を掲げている（資料：本学図書館 WEB サイト）。

図書館では、本学の学部構成、学問の動向に留意して専門書、学術雑誌等の資料を体系的に取り揃えている。2024年3月31日現在、図書 911,592 冊、視聴覚資料 24,328 点、学術雑誌 6,152 種、電子ジャーナル等の電子資料 12,731 タイトルを整備している（根拠資料 3-1【ウェブ】、根拠資料 3-2、根拠資料 3-3）。また、本学図書館の特色として、山口地方裁判所萩支部、松江地方裁判所及び広島地方裁判所等から譲与された図書資料を核として、従来から所蔵の関係資料と共に「明治法曹文庫」を構築している（根拠資料 3-4【ウェブ】）。これらの図書資料群には、明治新政府が成立し、近代的法治国家としての諸制度が整う過程、すなわち幕末から明治 30 年代頃にかけての学術研究上、貴重な一次資料が多数含まれており、同文庫を広く法曹界や専門研究者に公開している。

図書館のもう一つの機能として、本学における教育、研究活動等の学術的成果物を電子化した資料を収集、蓄積、保存し、ネットワークを通じて公開することを目的としてリポジトリを設置している（根拠資料 3-5【ウェブ】）。

<ひろしま未来協創センター>

ひろしま未来協創センター（以下「ひろみらセンター」という。）の設置目的は、研究及び社会貢献を推進することにある。このうち社会貢献に関連する事項については第 9 章で

述べることとし、ここでは研究推進に関して説明する。

本学は、学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行う教職員、大学院生、学部学生、研究生及び外国人留学生等全ての者に対して、研究を遂行する上で求められる行動規範を定めている（第8章基本情報一覧【ウェブ】）。この趣旨に則り、当センターは、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等の外部資金獲得支援及び執行管理業務や研究活動の推進を行い、また研究倫理に係る事項を審議するために設置する研究倫理委員会や研究倫理教育の事務担当を担っている。

<国際センター>

国際センターの設置目的は、本学における地球的視野の醸成及びグローバル人材育成のための教育が学部・研究科の様々なカリキュラムを通して十全に行われる機会を保証・提供することにある。現在、17の国・地域の37大学と協定を結び、派遣・受入ともに活発な国際交流を進めている（根拠資料3-6【ウェブ】）。

国際センターの近年の最も顕著な活動は、できるだけ多くの学生に行動を促し、自ら選択して海外に出る機会を与え、帰国後の成長につなげることによって、刻々と変化する世界を経験した人材を育て、本学全体の発展の活力とするとともに、そのような人材を社会に送り出すことを目的とした、新たな全学的な国際教育プログラム（ワールド・ステージ・プログラム（World Stage Program）；以下「WSP」という。）の開発・準備とその2024年度からの導入である。このプログラムでは、英語だけでなくその他の外国語（本学では初修外国語という。）も含めた全ての海外留学プログラムを対象とし、外国語（英語・初修外国語）のレベルごとに、国際センター所管の留学プログラムを配置して、各学生の学力に応じた国際教育を提供するステージ制を導入した。さらに、入学後の成長を評価し、学生の「自ら伸びる力」を引き出すための奨学金制度を導入した。具体的には、ステージ制を加味して、留学のステージレベルが上がると支給額も増加するように、一週間あたりの基準額を設定している。これにより、国・地域、留学期間及びステージレベルに応じた適切な奨学金を適切に配分し、経済的な事情で留学を断念することのないよう支援し、学生の海外派遣を促進する仕組みを構築している。

<学習支援センター>

学習支援センターは、入試の多様化等の状況による学生の多様化に配慮して、学生の学習を支援するために2005年度に設置した（根拠資料3-7）。当センターには専任の学習アドバイザーを置き、日頃から学習支援プログラムの実施や学習相談の対応を行っている。また、2023年度から数学ピアとして、高学年の学生ピアによる在学生向け学修支援体制を整えており、希望学生に個別に対応し、SPIを含む数学や統計学に関する学習相談において、各々の学生に合った解説や助言を行っている。さらに学習支援センターは、入学予定者に対する入学準備学習プログラムの実施、教育方法の企画・開発に係る支援（第6章参照）についても中心的な役割を果たしている。

<教職課程委員会>

教職課程委員会の設置目的は、教育職員免許状取得課程の円滑な運営とその充実改善を

図り、それに必要な事項を審議することにある。2021 年度以前は、教学センター長を委員長とし、教職課程の授業編成に関する事項、教育実習実施計画の立案及びその運営に関する事項等限定した事項を審議する機関であった。2022 年度以降は、教職課程の教育研究活動と管理運営の現状を把握し、教職課程の理念・目標との関連で体系的に点検・評価し、教育研究活動の質的向上と管理運営の改善を図る仕組みを構築するために、教学担当副学長を委員長とし、教職課程に関してより広範囲で詳細な内容を審議する会議体とした（第 2 章基本情報一覧【ウェブ】）。

<臨床心理相談センター>

臨床心理相談センターの設置目的は、人文科学研究科心理学専攻臨床心理学領域の教員を中心とする公認心理師と臨床心理士の両資格を有する心理療法家が地域の人々の心の相談に対応するとともに、同領域で学ぶ大学院生に対して公認心理師や臨床心理士の資格を取得するために必要な教育研修を受けさせることにあり、2017 年 7 月に開設した。2023 年度は延べ 354 名の来談者（クライアント）があった。また、当センターで実習を受けた大学院生 19 名のうち 17 名が公認心理師の資格を得ている（合格率＝2020 年度～2023 年度 100%、2024 年度 85.7%）（根拠資料 3-8）。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

1.2 教育研究組織に関する定期的な点検・評価と改善・向上への取り組み

教員研究組織の適切性についての点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みとして、第 2 章（1.4）で述べた大学院改革の着手の事例のほかに、教学マネジメントに関連する組織再編に向けた事例を挙げるができる。

2022 年度の事業計画に盛り込まれていた「現状の学習支援体制の検証と全学的支援体制の再構築について検討する」ことが未達成であったことを踏まえ、2023 年 6 月の大学運営会議において学長が「2005 年の学習支援センターの設置、2015 年の教務部の教学センター化から一定時間が経過し、大きな学部学科再編も行われてきた。こうした変化を踏まえ、さらにこの間に導入されたオンライン授業の有効的な活用と支援、2024 年度からのカリキュラムの円滑な遂行のための組織についての再検討を行う必要がある」との認識から、「教学マネジメントに関連する組織再編等に係る検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の時限設置を提案し承認された（根拠資料 3-9【ウェブ】、根拠資料 3-10）。検討委員会は、教学センター及び学習支援センターそれぞれの事務体制・事務分掌及び担当する委員会に関する現状と課題を点検・評価した上で、学習支援センターの業務を継承しつつ全学的なカリキュラム運用等の新たな業務を加えた発展的な新しい教員組織として、「広島修道大学高等教育機構（仮称）」（以下「機構」という。）を編制することを、2023 年 12 月に学長に提出

した報告書の中で提案した（根拠資料 3-11）。

この提案を受けて学長は、2026 年度からの「機構」の稼働を目標とする一方で、報告書で指摘された課題の改善・解消には早急な対応も必要であることから、組織再編計画の 1 段階目として、①教学センター内の 3 課体制の見直し、②学習支援センターにおける専門的教員又は職員の雇用、③共通教育(全学共通科目)の体系化を協議・審議する教学マネジメント組織の編制を「機構」の設置に先行して進め、この第 1 段階における事務分掌や組織整理等を踏まえて、第 2 段階として「機構」の具体的な組織編制の検討と設置に必要な関連規程の整備等を行うこと、及びこれら 2 段階にわたる再編計画について審議する時限委員会として、2024 年度に「広島修道大学高等教育機構（仮称）設立準備委員会」（以下「設立準備委員会」という。）を設けることを 2024 年 4 月の大学評議会において承認した（根拠資料 3-12）。設立準備委員会は 2024 年 11 月に中間的な報告書を学長に提出し、現在、その内容をもとに「機構」の設置に向けた具体的形な準備計画・課題を検討している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2.1 長所

本学は 7 学部 13 学科、4 研究科 10 専攻を擁する中国・四国地方有数の文系総合大学としての地位を築いてきた。このことは、それまでの地位に安住することなく、急速に変化する学問の動向や社会的要請を常に検討して、新学部新学科の設置を躊躇することなく行ってきた結果である。また、6,000 名を超える学生及び 300 名以上の専任教職員の教育研究・社会貢献を支援するために必要なセンター等その他の組織を設置してきた。このような教育研究組織の再編は本学の伝統となりつつあり、常に変化することによって大学全体のレジリエンスと安定性を維持していることが本学の最大の長所と言える。現在は、学長のリーダーシップのもと大学運営会議の議論を経て、大学院改革と教学マネジメントに関連する組織再編の検討を進めている。

2.2 問題点

教育研究組織の改善に向けた本学の取り組みは、必ずしも大学自己点検・評価委員会による点検・評価を起点としたものではない。むしろ、学長を中心とする内部質保証推進組織である大学運営会議が自ら問題を発見し、対応してきた結果と言える。このこと自体は不適切ではないものの、大学運営会議が全ての教育研究組織の現状を常に適切に把握できているとは言い難く、言わば“気づいたから対応する”プロセスとなっており、定期的な点検・評価・取り組みの体制を確立できているわけではない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

第 2 章で述べたとおり、今後は大学自己点検・評価委員会が定期的に教育研究組織について集中して点検・評価し、改善事項等を指摘し、それに基づいて大学運営会議が改善に取り組めるような体制とする必要がある。そのためには、大学自己点検・評価委員会には単年度の事業計画達成状況だけでなく、中期事業計画の進捗状況に関する点検・評価を求めていることも必要と考えられる。

その一方で、各教育研究組織の長所・短所は各組織自体がもっとも把握していることから、

点検・評価報告書 様式

部局等自己点検・評価委員会による点検・評価も重要である。その点検・評価結果を大学自己点検・評価委員会に十分に吟味させることで、長所を伸ばして短所を改善するための方策を部局等自己点検・評価委員会に指摘させるようにする改善要求権能を高める必要がある。

点検・評価報告書 様式

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
広島修道大学	https://www.shudo-u.ac.jp/information/policy/index.html
商学部	
商学科	
経営学科	
人文学部社会学科	
人文学部教育学科	
人文学部英語英文学科	
法学部法律学科	
経済科学部	
現代経済学科	
経済情報学科	
人間環境学部	
健康科学部	
心理学科	
健康栄養学科	
国際コミュニティ学部	
国際政治学科	
地域行政学科	
広島修道大学大学院	
商学研究科	
商学専攻	
経営学専攻	
人文科学研究科	
心理学専攻	
社会学専攻	
教育学専攻	
英文学専攻	
法学研究科	
法律学専攻	
国際政治学専攻	
経済科学研究科	
現代経済システム専攻	
経済情報専攻	
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：該当しない			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

〔専門職大学、専門職学科〕科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	

点検・評価報告書 様式

備考：該当しない

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 9、専門職大学設置基準第 29 条、30 条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1 コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称

備考：前回評価から変更がないため省略

単位設定

授業形態	1 単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程 (条項)	URL・印刷物の名称

備考：前回評価から変更がないため省略

※関係法令：大学設置基準第 21 条、第 23 条、専門職大学設置基準第 14 条、第 16 条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単位 の上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
人文学部・教育学科	46 単位	1 年間	—		○
人文学部・教育学科・4 年次	28 単位	各学期	—		○
人間環境学部・人間環境学科・1 年次	44 単位	1 年間	—		○
人間環境学部・人間環境学科・4 年次	28 単位	各学期	—		○
国際コミュニティ学部	44 単位	1 年間	—		○
国際コミュニティ学部・1 年次	24 単位	各学期	—		○
国際コミュニティ学部・4 年次	28 単位	各学期	—		○

備考：前回評価から変更がないため、商学部、人文学部人間関係学科、人文学部英語英文学科、法学部、経済科学部及び健康科学部は省略。国際コミュニティ学部は 2018 年度開設。
年間登録単位数及び学期登録単位数に、学則第 10 条第 1 項別表 2(その 9)の授業科目（教職・資格課程関連科目）は含まない。

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

点検・評価報告書 様式

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
商学部	124 単位以上	60 単位	卒業資格を得るための必要修得単位数 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/mea4t50000000jdp-att/6-3-1-2024.pdf 広島修道大学学則（第1章 基本情報一覧参照） 広島修道大学既修得単位認定細則 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/htpcot00000008d7-att/htpcot0000000e2z.pdf 広島修道大学学修ガイドブック（第1章 基本情報一覧参照）
人文学部			
法学部			
経済科学部			
人間環境学部			
健康科学部			
国際コミュニティ学部			
商学研究科商学専攻（博士前期課程）	30 単位以上	15 単位	広島修道大学大学院学則（第1章 基本情報一覧参照） 広島修道大学大学院既修得単位認定細則 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/htpcot00000008d7-att/20-in-kishutoku(2020-04-01).pdf 広島修道大学学修ガイドブック（大学院）（第1章 基本情報一覧参照）
商学研究科経営学専攻（博士前期課程）			
人文科学研究科心理学専攻（博士前期課程）			
人文科学研究科社会学専攻（修士課程）			
人文科学研究科教育学専攻（修士課程）			
人文科学研究科英文学専攻（博士前期課程）			
法学研究科法律学専攻（修士課程）			
法学研究科国際政治学専攻（修士課程）			
経済科学研究科現代経済システム専攻（博士前期課程）			
経済科学研究科経済情報専攻（博士前期課程）			
商学研究科商学専攻（博士後期課程）	研究指導 12 単位以上	15 単位	
商学研究科経営学専攻（博士後期課程）			
人文科学研究科心理学専攻（博士後期課程）			
人文科学研究科英文学専攻（博士後期課程）			
経済科学研究科現代経済システム専攻（博士後期課程）			
経済科学研究科経済情報専攻（博士後期課程）			
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

点検・評価報告書 様式

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称（学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
商学研究科商学専攻（博士前期課程）	○	広島修道大学 WEB サイト>学生生活>学年暦>学年暦>「大学院各研究科スケジュール」 https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/calendar.html#2
商学研究科経営学専攻（博士前期課程）	○	
人文科学研究科心理学専攻（博士前期課程）	○	
人文科学研究科社会学専攻（修士課程）	○	
人文科学研究科教育学専攻（修士課程）	○	
人文科学研究科英文学専攻（博士前期課程）	○	
法学研究科法律学専攻（修士課程）	○	
法学研究科国際政治学専攻（修士課程）	○	
経済科学研究科現代経済システム専攻（博士前期課程）	○	
経済科学研究科経済情報専攻（博士前期課程）	○	
商学研究科商学専攻（博士後期課程）	○	
商学研究科経営学専攻（博士後期課程）	○	
人文科学研究科心理学専攻（博士後期課程）	○	
人文科学研究科英文学専攻（博士後期課程）	○	
経済科学研究科現代経済システム専攻（博士後期課程）	○	
経済科学研究科経済情報専攻（博士後期課程）	○	
備考：		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称（学位課程別）	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL
商学研究科商学専攻（博士前期課程）	広島修道大学大学院商学研究科学位論文に関する細則 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/htpcot00000008d7-att/02-in-shou-gakui ronbun(2024-04-01).pdf	広島修道大学大学院商学研究科学位論文に関する細則 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/htpcot00000008d7-att/02-in-shou-gakui ronbun(2024-04-01).pdf
商学研究科経営学専攻（博士前期課程）	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/criteria.html 学修ガイドブック（大学院）（第 1 章 基本情報一覧参照）	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/criteria.html 学修ガイドブック（大学院）（第 1 章 基本情報一覧参照）
人文科学研究科心理学専攻（博士前期課程）	広島修道大学大学院人文科学研究科学位論文等に関する細則 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/htpcot00000008d7-att/04-in-jinbun-gaui ronbun(2024-04-01).pdf	広島修道大学大学院人文科学研究科学位論文等に関する細則 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/htpcot00000008d7-att/04-in-jinbun-gaui ronbun(2024-04-01).pdf
人文科学研究科社会学専攻（修士課程）	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準
人文科学研究	https://www.shudo-	https://www.shudo-

点検・評価報告書 様式

科教育学専攻 (修士課程)	u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)	u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)
人文科学研究 科英文学専攻 (博士前期課 程)		
法学研究科法 律学専攻 (修 士課程)	広島修道大学大学院法学研究科学位論文等に関 する細則 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kitei/httpcot00000008d7- att/05-in-hou-gakui ronbun(2024-04-01). pdf 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報 公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)	広島修道大学大学院法学研究科学位論文等に関 する細則 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kitei/httpcot00000008d7- att/05-in-hou-gakui ronbun(2024-04-01). pdf 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報 公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)
法学研究科国 際政治学専攻 (修士課程)		
経済科学研究 科現代経済シ ステム専攻 (博士前期課 程)	広島修道大学大学院経済科学研究科学位論文に 関する細則 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kitei/httpcot00000008d7- att/03-in-keizai-gakui ronbun(2024-04- 01). pdf 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報 公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)	広島修道大学大学院経済科学研究科学位論文に 関する細則 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kitei/httpcot00000008d7- att/03-in-keizai-gakui ronbun(2024-04- 01). pdf 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報 公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)
経済科学研究 科経済情報専 攻 (博士前期 課程)		
商学研究科商 学専攻 (博士 後期課程)	広島修道大学大学院商学研究科学位論文に関 する細則 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kitei/httpcot00000008d7- att/02-in-shou-gakui ronbun(2024-04-01). pdf 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報 公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)	広島修道大学大学院商学研究科学位論文に関 する細則 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kitei/httpcot00000008d7- att/02-in-shou-gakui ronbun(2024-04-01). pdf 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報 公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)
商学研究科経 営学専攻 (博 士後期課程)		
人文科学研究 科心理学専攻 (博士後期課 程)	広島修道大学大学院人文科学研究科学位論文等 に関する細則 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kitei/httpcot00000008d7- att/04-in-jinbun-gakui ronbun(2024-04-01). pdf 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報 公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)	広島修道大学大学院人文科学研究科学位論文等 に関する細則 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kitei/httpcot00000008d7- att/04-in-jinbun-gakui ronbun(2024-04-01). pdf 広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報 公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www. shudo- u. ac. jp/information/kouhyou/criteria. html 学修ガイドブック (大学院) (第1章 基本情報 一覧参照)
人文科学研究 科英文学専攻 (博士後期課 程)		

点検・評価報告書 様式

経済科学研究科現代経済システム専攻（博士後期課程）	広島修道大学大学院経済科学研究科学位論文に関する細則 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/htpcot00000008d7-att/03-in-keizai-gakuirobun(2024-04-01).pdf	広島修道大学大学院経済科学研究科学位論文に関する細則 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/htpcot00000008d7-att/03-in-keizai-gakuirobun(2024-04-01).pdf
経済科学研究科経済情報専攻（博士後期課程）	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/criteria.html 学修ガイドブック（大学院）（第1章 基本情報 一覧参照）	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>各研究科の修了要件・学位論文審査基準 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/criteria.html 学修ガイドブック（大学院）（第1章 基本情報 一覧参照）
備考：		

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

注1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
商学部	アセスメントプラン・アセスメントチェックリストに基づき、教育・学習成果を測定している	アセスメントプラン、アセスメントチェックリスト
人文学部		
法学部		
経済科学部		
人間環境学部		
健康科学部		
国際コミュニティ学部		
商学研究科		
人文科学研究科		
法学研究科		
経済科学研究科		
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
商学部	毎年度・各学部、研究科自己点検・評価委員会 2024年度・分野別外部評価	自己点検・評価報告書（2024年度末見込み） 点検・評価報告書（分野別外部評価）
人文学部		
法学部		
経済科学部		
人間環境学部		
健康科学部		
国際コミュニティ学部		
商学研究科		
人文科学研究科		
法学研究科		
経済科学研究科		
備考：		

第4章 教育・学習（本文）

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学は建学の精神・教育目標を踏まえて、教育・学習の基本的なあり方を明確に示すために「広島修道大学の教育方針（3つの方針）」を策定している。

また、教育上の目的も全学だけでなく学部・学科・研究科においても策定し、「広島修道大学学則」及び「広島修道大学大学院学則」に明示するとともに、学部・学科・研究科・専攻ごとのDPも提示している（第1章基本情報一覧【ウェブ】）。毎年度改訂している『学修ガイドブック』及び本学WEBサイトで、大学全体のDP、学部・学科・研究科・専攻ごとのDPの情報を学内外へ向けて公表している（第1章基本情報一覧【ウェブ】）。

1.1 学位授与の方針

本学では、2010年度に大学・学部・学科・研究科のそれぞれにおいてDPを整えた。2015年度にはより当該学位にふさわしい学習成果の内容と、本学の教育理念との整合性を明示するために、2010年度版のDPの改定を行った。現在のDPは、2022年度に改定を行い、2024年4月1日から適用している（根拠資料4-1）。本学では学士力を「知識・技能」「思考力」「判断力」「表現力」「協創力」の5つとし、それらに基づく大学全体のDPを下記のとおり定めている。

1. 知識・技能：地球的視野を持つために、幅広い知識と各専門分野の専門的知識を修得し、その知識を応用、実践するための技能を身につけている。
2. 思考力・判断力・表現力：持続的な社会の創出に貢献するために、修得した知識と技能を基礎に、自ら課題を発見し、課題解決の方向性を思考・判断することができる。また、自らの考えや提案を他者に伝え、他者の考えを受容し、円滑なコミュニケーションを行うための表現力を身につけている。
3. 協創力：自らが生きる地域社会に貢献するために、主体性を持って多様な人々と協力し価値を創造する意欲と実行力を身につけている。

大学全体のDPに加え、学部等のDPについても2023年度からの毎年度、まず学部等において検証を行い、続いて教学マネジメント委員会、大学運営会議、大学評議会にて定期的に見直しを行っている。例えば経済科学部は、毎年7月の学部教授会において学部・学科の理念・目的、教育目標に基づいて3つの方針を検証し、必要に応じて更新している。

<教育課程の編成・実施方針に関して>

DPの改定に併せて、大学全体のCPを策定し、その内容は本学WEBサイトと『学修ガイド

ブック』に明示している（根拠資料 4-2）。具体的な内容は以下のとおりである。

1. 全学共通科目は、全学部の学生を対象に4年間の大学教育を通じて、豊かな人間性を養う土台となる教養を身につけることを目的とする。
2. 各学部・学科の主専攻科目はそれぞれのディプロマ・ポリシーに基づいて、専門分野を段階的かつ体系的、主体的に学ぶことができるように授業科目を配置する。学科の主専攻科目や全学共通科目の域を超えて、共通テーマのもとに横断的に学ぶことのできるカリキュラムを全学部の学生を対象として設置する。
3. 教育課程における各授業科目に関して学修時間の確保、厳正な成績評価、到達目標の明確化を通じて質の保証を担保するとともに、広島修道大学アセスメントプランに基づき教育課程全体の評価と検証を行う。

上記の方針にも挙げている全学共通科目に関しては、2022 年度にその在り方や提供科目などを含めて大幅な見直しを行った（根拠資料 4-3、根拠資料 2-22）。具体的には、従来では全学的な共通科目として設置していた「修道スタンダード科目」、「共通教育科目」、「グローバル科目」の改定を行い、これらを「全学共通科目」という科目群として統一するとともに、教育の質保証を踏まえてカリキュラム内容の改定と再配置を行った。また、全学共通科目群を学習目的と結びつくよう「地域理解科目」、「国際理解科目」（下位分類：「留学」、「言語文化」、「言語」）、「一般教養科目」（下位分類：「人間を理解する」、「社会を理解する」、「自然を理解する」）、「スポーツ・健康科目」、「キャリアデザイン科目」、「データサイエンス科目」に新たに区分し、科目の充実と旧科目の見直しを図った。

さらに、主専攻科目、全学共通科目の枠を越え、社会的なニーズや教育環境の変化に応えた特定のテーマに関連する体系的な学びを促すものとして、「修道スペシャルプログラム」を導入した（根拠資料 4-4）。このプログラムは、幅広い知識や複眼的視野をもち、社会状況の変化に対応できる人材を育成することを目的としている。具体的には、グローバル社会に対応する「WSP」、IT 社会に対応する「データサイエンスプログラム」など、自分の道をみつけるまたは力を伸ばすためのプログラムを 2024 年度より複数開設している。

なお、DP と同様に CP についても、学部あるいは学科ごとに定め、『学修ガイドブック』及び本学 WEB サイト上の「大学情報－教育研究上の目的と教育方針（3つのポリシー・アセスメントプラン）」において、大学全体の CP と合わせて公表し、学内外に具体的に示している（第 1 章基本情報一覧【ウェブ】）。

学部等においては各 DP を、カリキュラム構成の頂点に置いて、教育のねらいまたは人材養成へとつなげる、カリキュラムツリーとカリキュラムマップを作成し、学部等の科目群が上記の DP の 5 つの学士力とどのように関連付けられているのかを『学修ガイドブック』で明確に示している（第 1 章基本情報一覧【ウェブ】）。

DP に示している学習成果が授与する学位にふさわしいかに関しては、教育課程における各授業科目に関して学修時間の確保、厳正な成績評価、到達目標の明確化を通じて質の保証を担保できるような工夫をするとともに、広島修道大学アセスメントプランに基づき教育課程全体の評価と検証を行っている（第 1 章基本情報一覧【ウェブ】）。以下に、DP と CP 及びこれらの検証についての事例を示す。

【経済科学部の事例】

経済科学部の教育目標は、端的には「現代の経済社会・情報社会に求められる高度な知識と技術を有する人材」を養成することである。この教育目標を達成するために、DP、CP、APの3つの方針を、2010年度に制定及び公表し、以後必要に応じて更新を行いながら現在に至っている。

まず、経済科学部のDPは、現代経済・経済情報の両学科の学生に対し、以下の3点を学士課程4年間で身につけるべき学士力と定め、それらの能力及び卒業所要単位を修得した者に対して、「学士(経済科学)」を授与すると定めている。

1. 知識と技能：経済社会、及び、情報社会に関する基礎知識や基本技能を修得し、それらを実際の経済あるいは経営・社会・環境等に応用できる能力を有すること。
2. 思考力・判断力・表現力：修得した知識や技能に基づいて、経済社会、及び、情報社会の諸問題・諸課題を発見し、その解決に向けて論理的に思考・判断できる能力を有し、かつ、分析結果を的確に表現できる能力を有すること。
3. 多様な人々との協創：経済社会や情報社会に関する諸領域において、各人が主体性をもって専門的学修を行なうと同時に、多様な人々とも協働し、協創する学修姿勢を有すること。

次に、経済科学部では、学生が学士課程4年で深い学識を身につけ、上記の方針に定めている学士力を修得し、教育目標である「現代の経済社会・情報社会に求められる高度な知識と技術を有する人材」になることができるよう、以下の3点をCPとして定めている。

1. 基礎から発展へ：経済社会・情報社会等に関する初年次教育を実施します。そして主専攻科目として、両学科共通領域(A群)及び各学科専門領域(B・C・F群等)を設置し、基礎科目から発展科目まで専門教育を行ないます。また、多様な入学生を想定し、初年次から少人数教育を充実させると同時に、高学年次にはゼミ教育・卒論教育等を通じ、各人に専門的指導を行ないます(D・E群等)。
2. 視野の拡大：将来、社会人あるいは職業人として広範な視野・視点を備えるべく、主専攻科目内に他学部や他学科の科目を導入し、関連科目・周辺科目の充実を図ります(G・H群等)。また、国際化への対応の一環として、主専攻科目内に語学関係科目を導入します(I群等)。
3. 経験の拡充：実社会や地域社会で主体的に活動し、また多様な人々と協働・協創し、様々な経験や体験を蓄積させるべく、地域関係、キャリア関係、プロジェクト関係等の学部独自の実践的科目を開講します。

この経済科学部の方針は、本学WEBサイトや『学修ガイドブック』等に掲載して周知・公表している。また、現代経済学科・経済情報学科それぞれについて、学科ごとに詳細な教育方針も作成しており、それらも同様に周知・公表している。

【商学研究科の事例】

商学研究科は、大学院学則第5条第2項において本研究科の教育目的を定めているほか、商学研究科全体の DP を博士後期課程と博士前期課程のそれぞれに定めて、『学修ガイドブック』及び本学 WEB サイトで公表している。加えて、商学専攻と経営学専攻のそれぞれについても、同様に博士後期課程と博士前期課程のそれぞれに DP を設定している。

例えば、博士後期課程における商学研究科の DP は、高度な知識、自らが課題を探究すること、論理的に集約し公表できる能力を備えた上で、下記のいずれかの能力を有することを、明確にしている。具体的には第1に、商学または経営学の分野において研究者として独創的な研究を自立して遂行できる能力である。第2は、知識基盤社会を支える高度な専門性を要する職業に必要な研究能力である。第3は、歴史的・多角的・国際的な幅広い視点から、経済・経営問題を把握・分析し、提言を提供できる能力である。

博士前期課程についても、商学研究科全体で次のように修得を求める能力等について明確にしている。まず、商学及び経営学に関する専門知識を有し、経済・社会や企業経営の変化に対応して自ら課題を探究し、それを論理的に分析、解決する能力を備えた上で、下記のいずれかの能力を有することを DP として示している。具体的には、第1に、商学または経営学の分野で自立した研究者を目指して博士後期課程に進学できる能力である。第2は、商学または経営学に関する専門性を要する職業に必要な能力である。第3は、複数分野の知識を融合し、複眼的な視点から論理的思考ができる能力である。第4は、豊かな国際感覚を備え、グローバルな視点で経済・社会や企業経営を把握・分析できる能力である。

これらの DP は専門知識をもって世の中に貢献できる能力の修得を目指した内容であり、「道を修める」という建学の精神及びそれに基づく「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」という大学全体の理念に整合している。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

本学は学部等において、CP に基づき学習成果の達成につながるよう授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成することにより、DP を実現する体制としている。

1.2 各授業科目の位置づけと到達目標の明確化

2023 年度には主専攻科目の授業科目群の順序性と体系性を視覚化し、個々の科目と DP との関連を明確にするために、学科ごとによりカリキュラムツリーとカリキュラムマップを作成した（根拠資料 4-5）。これらは 2024 年度より『学修ガイドブック』にも記載している（第 1 章基本情報一覧【ウェブ】）。研究科においては 2024 年度にカリキュラムツリーとカリキ

点検・評価報告書 様式

キュラムマップを作成し、2025 年度の『学修ガイドブック』に記載する予定である（根拠資料 4-6）。これにより学生は各科目と DP とのつながりが理解しやすくなり、学習の順次性を配慮した科目履修が容易になった。カリキュラムマップは、学生が当該科目を修めた際に身につく 5 つの学士力の内訳を示している。その内訳をシラバスにも反映することにより、学生は自らに必要な学士力を確認しつつ、履修する科目を主体的に選択できるようになった。また、それと同時に学生の学びのプロセスを可視化することを可能とした。

<教育課程の編成>

各学部の教育課程は、全学共通の教育課程（全学共通科目）と各学部によって編成される主専攻科目からなる。全学共通の教育課程においては、教養教育、英語、外国語、保健体育、情報教育、キャリア教育、グローバル教育の分野に分けられ、担当教員間の議論を経て、共通教育委員会、全学教務委員会、教学マネジメント委員会がその編成と運用の調整に当たっている。

各学部の主専攻科目については、学部教務委員会と学部教授会が、「教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性」、「教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性」、「単位制度の趣旨に沿った単位の設定」、「個々の授業科目の内容及び方法」、「授業科目の位置づけ（必修、選択等）」、「各学位課程にふさわしい教育内容の設定」を決定している。それぞれの学部の方針と全学的な整合性については、全学教務委員会、教学マネジメント委員会、大学運営会議、大学評議会にて検討している。

大学院の教育課程の編成・実施やカリキュラム編成等に関しては、専攻代表者会議、研究科委員会、大学院教務委員会、教学マネジメント委員会、大学運営会議にてカリキュラムやカリキュラムツリー、カリキュラムマップなどを諮っている。大学院教務委員会の構成員は、従来の研究科長、教務主任、担当職員に、2015 年度から教学センター長が加わり、さらに 2018 年度には事務部長が加わる規程改正を行った。一方、2023 年度に教学マネジメント委員会を新設し、これに研究科長が構成員として入ったことから、大学院教務委員会からは研究科長が外れた。

教職課程の方針及び教育課程の編成に関しては、教職課程運営委員会、教職課程委員会、教学マネジメント委員会、大学運営会議、大学評議会にて審議し、決定している。

<体系的なカリキュラムの策定>

本学では 2017 年度よりナンバリング・システムを導入していたが、そのナンバリング方法が学科・専攻・共通科目のそれぞれが独自に定めた原則にしたがって科目へと割り当てたものであったため、ナンバリング・システムが本来持つ機能を効果的に運用することが困難な状況にあった。この状況を踏まえて、2022 年度に新しいナンバリング・システムの構築を行った（根拠資料 4-7、根拠資料 4-8【ウェブ】、根拠資料 4-9【ウェブ】）。新ナンバリング・システムの目的は、学内及び学外（海外含む）の全ての人が本学の全科目の配置や難易度などを明確に見通せるようになること、またそれを通じて学生自らの単位取得状況の把握や履修計画へ役立てることができる状況を構築することであり、その運用は、全学的なカリキュラム改正に併せて 2024 年度から開始した。

新ナンバリング・システムのメリットには、学生が入学してから卒業までの履修の道筋を

明確化するツールとして機能することが可能な点がある。また、国際的な基準に則って作成したため、留学生にもわかりやすく有用な運営ができる点もある。さらに、単位修得状況の把握に応用できるという点においては、学習成果の可視化に関しても効果的に作用することを期待している。将来的には、カリキュラムツリーを3つのカテゴリー（基礎、発展、応用）にレベル分けする場合、それらを新ナンバリング・システムにおける科目内容の難易度（基礎、発展、応用的な科目）レベルと紐づけすれば、学内の全科目の配置や難易度の分布を明確に視覚化するシステムとして活用することも期待できる。

<授業時間と単位の設定>

授業週数については、半期 15 週と試験週間 1 週間を確保している。国民の祝日に関する法律により、特定曜日の平日の授業回数が確保できない場合は、祝日においても授業を実施している。休講への対応として、土曜日に曜日ごとの補講日を配することで、同一日時での補講の重複を防ぎ、授業の受講機会を確実に提供するとともに、授業回数を確保している。

本学では 2011 年度以降、履修登録上限（キャップ制）を導入している。資格課程が設置されている健康栄養学科と教育学科以外の各学科では、授業内外の学生の学習時間を確保し、また効果的な教育を行う目的で、1 年間の履修単位を 44 単位としている。管理栄養士養成課程を設けている健康栄養学科においては同じく学習時間確保の観点から 46 単位、教育学科では 48 単位と定めている。

以上の全学的体制・制度に基づく学部レベルの取り組みについて、人文学部を例に詳説する。

【人文学部の事例】

（1）教育課程の体系

学部の主専攻科目については、学部教務委員会と学部教授会が、「教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性」、「教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性」、「単位制度の趣旨に沿った単位の設定」、「個々の授業科目の内容及び方法」、「授業科目の位置づけ（必修、選択等）」、「各学位課程にふさわしい教育内容の設定」を決定している。

学部としての教育目的は、学則に「現代社会の課題を理解する能力の育成、コミュニケーション能力の育成、そして情報リテラシーの修得を通して、地球的視野を持つ人材の養成と個性的、自律的な人間を育成する」と定めており、これを達成するため、学科を横断する共通カリキュラムとして「人文学部総合科目」を配置し、地域での職業体験・文化体験のほか、海外での人道支援活動への参画を含む科目を準備し、各学科の専門領域での学びを社会での実践に結びつける仕組みを実現している。

学部の方針と全学的な整合性については、全学教務委員会、教学マネジメント委員会、大学運営会議、大学評議会にて審議している。

（2）各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化

人文学部では、学位分野の異なる学科ごとに授業科目の分類を行い、卒業所要単位を設定することにより、到達目標を明確化している。例えば社会学科においては、CP に沿って、科目を以下のとおり類別し、人文学部履修細則に必要修得単位数を明記している（表 4-1）。

点検・評価報告書 様式

これにより、卒業資格を得るための必要要件を示し、到達目標を明確化している。

表 4-1 人文学部社会科学における必要修得単位数

科目区分	科目分類	修得単位数		卒業所要単位数	
全学共通科目	地域理解科目	1単位以上	20単位以上	合計 124単位以上	
	国際理解科目	4単位以上			
	一般教養科目	4単位以上			
	スポーツ・健康科目				
	キャリアデザイン科目	1単位以上			
	データサイエンス科目				
主専攻科目	人文学部総合科目	12単位以上	64単位以上		
	社会学専門科目	理論・方法に関する科目			40単位以上
		社会の諸領域に関する科目			
		社会構想に関する科目			
		社会調査関連科目			
	演習科目	専門演習科目			12単位以上
		特殊演習科目			
	社会学情報処理科目	6単位以上			
自由選択科目					

(3) 体系的なカリキュラムの策定

人文学部の各学科の教育課程における全ての科目に対して、下記の新ナンバリング・システムのルールに従いナンバリングを行っている。これにより、学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化を実現している。

科目内容の難易度に関するナンバリング・ルール

100: 全ての共通教育科目

200: 基礎的な内容の科目

300: 発展的な内容の科目

400: ゼミナール、卒論など専門性に富んだ応用的な内容の科目

各科目のナンバリング・コードは、各学科で策定したカリキュラムマップ及び配当表に明示し、科目の順次性及び体系性を可視化している。また、単位算定基準を「広島修道大学人文学部履修細則（以下、「人文学部履修細則」という。）」の第2条に定め、単位制度の趣旨に沿って単位を設定している。卒業論文、卒業研究等については、その学習成果に対して単位を認定することとしている。授業は、講義、講読、演習及びゼミナール、インターンシップ、実習等、多様な方法と内容で実施し、必修ないし選択の配当がなされている。

また、人文学部は、初年次から大学全体の方針に則りつつ、学士課程の4年間を通して演習及びゼミナールなど、少人数の専門科目を必修科目としている。教養教育に関しては、全

点検・評価報告書 様式

学的な議論を踏まえ、18ないし22単位の履修を義務づけるなど、専門教育との適切な配分を考慮している。また、複数の教職免許課程を有する教育学科はコース制をとり、その運用を「人文学部履修細則」に定めている。

こうした科目群の関係については、各学科で作成したカリキュラムツリーによって可視化し、具体的な履修パターンを履修モデルとして示している。

(4) 授業期間及び単位の設定

人文学部では、学生の学修時間を考慮の上、教育目的の達成のため、単位算定基準及び履修制限単位数を人文学部履修細則に定め、『学修ガイドブック』に明記している。単位算定基準については、人文学部履修細則第2条に以下のとおり定めている。

第2条 各授業科目の単位算定基準は、15時間の授業をもって1単位、30時間の授業をもって2単位、60時間の授業をもって4単位とする。ただし、実習及び実技で行われる授業については、30時間の授業をもって1単位とし、60時間の授業をもって2単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、Project Workについては、その学修の成果に対して単位を認定することとし、その単位数は、卒業研究4単位、Project Work 2単位とする。

人文学部の授業期間は、2学期制を基本としつつ、英語英文学科の一部科目で4学期制を取り入れ、各科目の性質と目的に応じた開講形態、授業期間を設定している。前述のとおり、授業週数については、2学期制の場合は1期16週(試験週間1週間を含む)、4学期制の場合は1期8週を確保している。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか)。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

本学は課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとって

いる。本学の本来的な取り組みは下記のとおりである。

1.3 授業形態・方法などに関して

<多様な授業形態の導入>

本学における授業は座学が中心であるが、アクティブラーニング・プロジェクト型学習（PBL）などの実践的な科目を充実させてきた。また、フィールド科目やゼミナール科目では、大学近隣や県内の中山間地域に実際に生起する問題に取り組むなど、ユニークな科目を設置運営している。

<ブレンド型授業の導入>

2020年に始まった新型コロナウイルス感染症の蔓延時には、ICTを活用した遠隔授業の実施のため、大学としての学生支援体制を構築し、各科目で様々な工夫を凝らした授業を提供した。このコロナ禍における授業実施を検証した上で、教学マネジメント委員会、大学運営会議にて授業のあり方について検討を行い、2023年度から対面授業を原則としながらオンライン授業を活用する「ブレンド型授業」を導入した（根拠資料 4-10、根拠資料 4-11）。

本授業形式では、対面授業のみによる授業運営と比べ、変則的な状況に対しても柔軟に対応することが可能となり、柔軟かつ弾力的な授業運営ができる。また、学生にとってもフレキシブルな学びの効果が得られている。本学におけるオンライン授業の具体的な効果に関しては、引き続きの検証と精査が必要であるものの、現状では以下のような4つのメリットを挙げることができる。

- (1) オンライン授業の実施を可能とする情報インフラと、教員と学生双方のオンライン授業に関するノウハウが維持されることで、パンデミック時のみならず、自然災害などの緊急時でも授業の継続を図ることができる。
- (2) 国内の遠方または海外に在住する非常勤講師に授業を依頼することができる。
- (3) 通常一回性のもので行われる対面での講義授業に比べ、講義動画によるオンデマンド授業では、分からない所を何度も繰り返し再生することができるため、学習の効果が上がる（学生アンケートにおける複数意見）
- (4) コラボレーションやアウトプットの活動に時間を割くことができ、教育効果が高いとみなされている反転授業（授業と事後課題の役割を「反転」させる授業形態）の導入が可能となる。

<学生の多様性への対応>

個々の学生の能力分布に関する差異は年々拡大しており、また特別な配慮を要する学生の入学も増加の傾向にある。このような状況に適切に対応するために、本学では以下のような取り組みを行っている。

- (1) 全学的に開講される英語科目におけるレベル分け

全学生の入学時に、英語の能力をはかるためのプレースメントテスト（英語英文学科所属以外の学生は TOEIC Bridge® Listening & Reading Tests、英語英文学科所属の学生は TOEIC® Listening & Reading Test）を実施している。この得点に応じて学

点検・評価報告書 様式

生を3つのクラスへ分配し、学生のレベルに応じた授業運営を行っている。また、年に2度、費用を大学負担として上記の英語テストの再試験を受験することができ、その成績により上位クラスへのクラス変更も可能としている。

- (2) 英語以外の外国語科目（ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語）
これまでの学習または生育環境により、すでに特定の言語をある程度習得している場合、なるべく初修の外国語を選択するように促し、外国語への幅広い興味を喚起するように配慮している。
- (3) 配慮を要する学生への対応
配慮を要する学生への対応については、入学前から学生センターが主担となって配慮申請者及び保証人と面談を行い、学生生活と授業に関する配慮内容について要望の確認を行っている。配慮申請学生の履修が決まり次第、授業を担当する教員へ配慮要請の内容を学生センターが文書で伝えている。学生の要望に応じて、必要な器具を購入するなどの配慮も行っている。また、LGBTQに関する申し出があった場合は、学生センター及び教学センターが状況に応じて個別に相談に応じている。
- (4) 数学のレベル分け
経済情報学科では入学時に数学のレベル分けのテストを行い、学生のレベルに応じたクラス展開と授業を実施している。

<シラバスの作成と活用>

シラバス作成に関しては毎年一定の作成基準を示してきたが、2024年には大幅な見直しを行い、全学的な『2024年度シラバス作成基準』を作成し、留意点などを細かく示した（根拠資料 4-12、根拠資料 4-13【ウェブ】）。シラバスの記述項目は「授業題目」、「授業の概要」、「学習の到達目標」、「授業計画」、「授業外学習の課題（事前学習・事後学習）」、「履修上の注意事項」、「成績評価の方法・基準」、「テキスト」、「参考文献」、「主な関連科目」、「オフィスアワー及び質問・相談への対応」とし、「ナンバリング・コード」と「身につく能力」（5つの学士力）を掲載している。

「学習の到達目標」に関しては、「～できるようになる」といった表現を用いて、授業回ごとに学生が何を習得することができるのかについて明記するように教員に求めている。また、シラバス上の各項目の具体的な記述が、学生にとってどのような学習効果を持つのかについて記載したシラバス作成にまつわる案内書を教員へ配付し、学修者本位のシラバス作成を心掛けている。記載内容に問題がないかについては、シラバス確認者が分担をして全シラバスの記載内容の確認を行い、その後、学生に対して公開している。

シラバスでは、できるかぎり「成績評価の方法・基準」となるルーブリック（プレゼンテーション・ルーブリックやレポート・ルーブリックなど）を添付、または入力するように定めている。ルーブリックに関しては、成績評価の透明化や学生に対する成績評価基準の意識化といった目的に効果的に作用するツールであるとし、学内での全学的な普及に努めている。なお、ルーブリックについては、2023年にその作成方法と使用方法について記載した『ルーブリックガイド』を作成し、公表も行っている（根拠資料 4-14【ウェブ】）。

このような取り組みもあってアセスメントテストのアンケート結果からは、「大学は、シラバスやガイダンスなどで個々の授業内容に対する情報を十分に提供している」という設

間で「非常に当てはまる」という回答が3・4年次生では全国平均を6ポイント以上、2年次生でも4.6ポイント上回っており、本学は学生に分かりやすいシラバスを提供できていると言える（根拠資料4-15）。

<単位の実質化>

単位の実質化のための措置として、授業外学修時間及び授業時間を考慮した単位の設定を徹底して行っている。具体的には、「広島修道大学学則」第11条に単位の計算方法を定めている。また、シラバスには授業外学習の課題を明記することにより、学生が事前・事後学習を行いうる時間を確保している。

<授業の履修に関する指導>

授業の履修に関しては、新入生には入学前の3月の最終週と4月の第1週をガイダンス週間として、履修に関するガイダンスと個別の指導を行っている。在学生に対しては年に2回（3月末と9月初旬）対面とオンラインのハイブリッドでガイダンスを実施しており、これを録画した動画を資料とともにLMS（Moodle）で提供している。また教学センターの窓口においては、履修相談を随時受け付けている。

<成績不振学生のサポート体制>

学部ごとに成績不振学生について修得単位数とGPAを活用した基準を設け、該当する学生にはチューター教員または指導教員（ゼミナール科目等の担当者）が面談による指導を行っている（根拠資料4-16）。面談については教学センターに記録を残して、指導教員が変わっても引継ぎ可能な体制を整えている。学部によっては、学習支援センターの学習アドバイザーとの面談も推奨し、学力面のフォローアップの協力体制を整えている。

保証人には9月と3月に成績通知書を送付し、単位修得状況について確認していただいている。希望を受けた際には、教学センター、学部のチューター教員、指導教員が保証人との面談を行っている。また、教育懇談会においても、保証人の要望に応じて、学部教員と教学センター職員が履修や成績に関する相談に応じている（根拠資料4-17）。

以下に、学部・研究科の取り組み事例を紹介する。

【人間環境学部の事例】

学習の導入となる「アカデミックスキルズ」・「初年次セミナー」や課題解決に向けた実践力やスキルを身に付ける「フィールド科目」・「ゼミナール科目」では、最大十数名程度の少人数での教育を実施しており、細やかなサポートを実施している。身体的、精神的な配慮を要する学生に対しては、学生センターから教員への適切な対応の依頼がなされ、各教員がこれに基づき配慮を行っている。

単位の実質化という点から、授業時間・回数は明確に規定されており、授業が休講となった場合、確実に補講を実施している。人間環境学部の過去5年間の実績では、補講の実施率が100%であり、適切な授業時間の確保がなされている。

【人文学部教育学科の事例】

点検・評価報告書 様式

教職を中心とした多様な免許・資格課程を設置していることに鑑み、教職コアカリキュラム等も踏まえて、基礎・基本の知識の修得を目標とする講義、学生のプレゼンテーションや模擬授業、グループワーク等を取り入れた演習、教育現場でのインターンシップや教育実習等の実習を、年次を考慮して系統的に配置している。特に1年次では、教育学の概略的な理解を目標とした演習科目を設置し、2年次のコース選択も見通した短期・中期的なキャリア形成と学習の見通しを立てられるような授業を少人数授業で実施している。また、教科の指導法に関する科目等では、教育効果を考慮し少人数クラスに分割するなどして授業を実施している。

【大学院研究科の事例】

本学大学院の全ての研究科は社会人に対して門戸を広く開放しており、博士前期課程に昼夜開講制を導入している。一般学生の授業は昼間(9:00～18:00)に行われるが、社会人学生は昼間(9:00～18:00)及び夜間(18:30～21:35)いずれの講義科目も履修することができる。さらに、博士前期課程には長期履修制度を導入しており、学生は3年間または4年間で計画的に学習して、博士前期課程を修了することができる。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・ 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・ 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・ 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・ 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

本学は、学生に対して成績評価の目的・指標・方法を『学修ガイドブック』に示すとともにガイダンス等を通じて説明している。また、成績評価、単位認定及び学位授与を厳格かつ公平に行っている。具体的な取り組みは下記のとおりである。

1.4 成績評価及び単位認定

成績評価に関しては、「広島修道大学及び広島修道大学大学院における成績評価に関する規程」を制定している（根拠資料 4-18【ウェブ】）。試験に関しては「広島修道大学及び広島修道大学大学院試験細則」を定めて実施している（根拠資料 4-19【ウェブ】）。成績評価は、次の方法を用いて行うことができる。

- (1) 試験
- (2) 授業中に実施する小テストなど
- (3) 提出物／成果物(レポートなど)
- (4) プレゼンテーション／コンピュータの操作など
- (5) 対話・口頭試問など
- (6) その他、シラバスに明記した方法

点検・評価報告書 様式

成績評価の方法等については、あらかじめシラバスで学生に明示している。成績評価に関して複数の評価方法を用いる場合には、その割合についてもシラバスに示している。

成績評価は 100 点満点の素点で行い、素点の区分を次の 5 段階とし、それに対して評語を適用している。

- (1) 90 点以上 100 点までを AA とする。
- (2) 80 点以上 89 点までを A とする。
- (3) 70 点以上 79 点までを B とする。
- (4) 60 点以上 69 点までを C とする。
- (5) 59 点以下を D とする。

59 点以下は不合格とし、成績評価が不能の場合は X と表示している。なお、他大学等で修得した単位を本学の単位として認定する場合は N と表示することがある。また、教員間での成績評価の妥当性を確保するため、成績評価のガイドラインとして、AA (5%) と A 以上 (25%) に関しては上限を目安として定めている。さらに 2024 年度からは 59 点以下を 40% 以内とすることを目指すよう定めた。

成績発表は、前期及び後期のそれぞれ期末に行い、成績発表日は学年暦により毎年度定め、公表している。発表した当該期の成績評価について疑義がある場合には、学生は異議を申立てることができる（根拠資料 4-18【ウェブ】）。学生は教学センターに異議を申立て、教学センターが授業科目担当教員に連絡し、回答書の提出を求めている。この回答書について、さらに学生が異議を申し立てた場合には、教学センター職員の立ち合いのもと、担当教員が当該学生と面談を行うこととしている。成績評価の修正については、教学センター長が修正内容を確認し、教学センターがシステムの登録を代行している。

また、学生の学び直しの権利を保証する制度として、「広島修道大学既修得単位認定細則」を設け、学生の申し出に応じている（根拠資料 4-20【ウェブ】）。手続きについては、学生が所属する学部教授会の議を経て学長が行うこととしている。

本学では、修得した単位の質をはかる指針として GPA 制度を設けている（根拠資料 4-21【ウェブ】、根拠資料 4-22【ウェブ】）。GPA 制度については、「広島修道大学及び広島修道大学大学院における成績評価に関する規程」第 4 条第 2 項に基づき、「広島修道大学及び広島修道大学大学院における GPA 制度に関する申合せ」に規定されている（根拠資料 4-23）。成績不振学生の基準の判定など、状況に適したものを活用できるように、半期ごとの「期末 GPA」、年度ごとの「年度 GPA」、入学以降現時点までの「累積 GPA」の 3 種類の GPA を算出している。

<学位授与の適正化>

学士号の学位授与は、卒業判定のための学部教授会を開き、学生一人ひとりに関して行っている。また、卒業時の学習成果を把握できる科目を必修化し、DP に明示した能力ごとのルーブリックを作成し、それぞれ学生にわかりやすく明示し、審査の客観性及び厳格性を確保している（根拠資料 4-24）。

大学院については、大学院学則、学位規程のもと、研究科ごとに「学位論文等に関する細

則」を制定している（第4章基本情報一覧【ウェブ】）。これらの細則には論文及び最終試験の審査基準を定め、学位授与に係る責任体制、基準を明示し、それぞれの研究科委員会において客観的かつ適切に審査した上で学位を授与している。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

本学は DP に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価するために以下のような取り組みを行っている。

1.5 学習成果の把握・評価

本学は学習成果の把握・評価のために、ルーブリックの活用、アセスメントプランの作成、学修ポートフォリオの活用、の3つを中心に取り組んでいる。これらの制度を導入する際に、学内において学習成果の把握がなぜ必要なのか、そのための指標としては何が適切なのかなどに関して全学教務委員会、学部教授会、教学マネジメント委員会、大学運営会議、大学評議会などで議論を行った。その過程で学習成果の把握の必要性や指標等に関して共通の認識が生まれ、制度の導入が決定された。

本学における学習成果の把握・評価の目的や指標、方法等についての考え方は、次のようにアセスメントプランに明記し公表している（第1章基本情報一覧【ウェブ】）。

教育方針に基づく教学マネジメントにより、恒常的かつより具体的な教育改善を図るため、学修成果及び教育成果の評価（アセスメント）に係る情報の把握と可視化を行うための指標を定める。評価指標は、機関（大学）レベル、教育課程（学部・学科）レベル、科目レベルの3つのレベルごとに、入学時、在学時、卒業時のそれぞれにおいて設定し、入学から卒業までの各段階での学修成果及び教育成果の検証を行う。これら指標を適切に活用し、大学全体あるいは学部・学科において学修者本位の教育の充実化や教育の質保証をより一層進めていく。

以下では、本学が取り組んでいる、①ルーブリックの活用、②アセスメントプラン、③学修ポートフォリオを紹介する。

①ルーブリック：厳格な成績評価と GPA の活用のためにはルーブリックの活用は欠かせない。これに関してはすでに、『ルーブリックガイド』に利用方法やその効果等について記載して、本学 WEB サイト上で公表している。しかしながら、カリキュラムの検証や設計、また学習成果の可視化に用いられるカリキュラム・ルーブリックの活用に関しては不十分な状況である。このカリキュラム・ルーブリックは、学生の自己評価や、学習状況を把握するためのスケールとしての活用も期待でき、学生の学習指導に用いられるため、積極的に活用する予定である。特に、学科ごとの DP の達成度を測るものや、全学的に活用できるルーブ

点検・評価報告書 様式

リックなどの検討が必要である。

②アセスメントプラン：学習成果や教育成果に関する情報の把握と可視化の重要なツールとして、2023 年度にアセスメントプランを制定した（根拠資料 4-25）。これを活用して、毎年、機関（大学）、教育課程（学部・学科・研究科）ごとに学習成果を把握し、カリキュラムの検証などを行っている。

③学修ポートフォリオ：本学はアセスメントプランの「教育課程レベル」の評価指標の 1 つとして学修ポートフォリオを掲載している。本学における学修ポートフォリオは、学生自身が学習過程と学習成果を長期にわたって集積したもので、これらを必要に応じて系統的に選択し、学習過程を含めて達成度を評価し、次に取り組むべき課題を見つけてステップアップを図ることを目的としている。また、学生自身による就職活動における活用や、教員や学習アドバイザーによる学習指導における活用も期待される。2024 年度の新教学システム導入に伴い、準備期間を経て 2025 年 4 月から新しい学修ポートフォリオシステムを導入する予定である。

上記以外にも学習成果の把握のひとつとして、全学年対象にアセスメントテストを実施し、学習成果の可視化に努めている。2023 年度卒業生の満足度・成長実感の調査結果によると、回答した学生のうち約 8 割が DP で示された資質・能力の成長を実感している（第 2 章基本情報一覧）。また、在学生だけではなく卒業生に対しても定期的に（卒業 5 年後と 10 年後）アンケートを実施し、本学の教育の質保証および改善に努めている（根拠資料 4-26【ウェブ】）。

以下に、学部・学科の取り組み事例を紹介する。

【商学部の事例】

商学部 FD 推進委員会で、「カリキュラム改正に向けての検討（2021. 7. 14）」、「次期カリキュラムの基本方針（2021. 1. 12）」、「次期カリキュラムに向けての検討課題（2022. 7. 13）」、「次期カリキュラムに向けての検討事項（2022. 11. 30）」、「商学部学生の成績状況（2023. 1. 10）」などを実施し、DP に明示した学生の学習成果を検討している（根拠資料 4-27）。

【経済科学部の事例】

経済科学部では、学部独自の教育成果指標として「経済科学部卒業前アンケート」を作成・実施し、教育成果指標として採用している。これは、卒業直前の 4 年次生に対して 10 個の設問を通して自身の学力水準や学習 習熟度を自己診断させるものであり、詳細は省略するが、各学科とも“総合評価平均”と呼ばれる数値が 3.6 以上になることを必須と考えている（数値幅は最高 5～最低 1）。2011 年以来、この「経済科学部卒業前アンケート」は毎年実施しており、1 月の学部教授会において実施結果、及び、分析結果を担当委員が報告している。満足度調査と大差ないと批判や、回収率が十分ではないという問題はあるが、その一方、学生自身による自己学力評価として貴重なデータとなっている。また、過去 6 回の実施では、両学科とも“総合評価平均”は 3.6 以上であり、一定の教育成果及び一定の内部質保証は達成されていると考えている。

【健康科学部心理学科の事例】

点検・評価報告書 様式

健康科学部心理学科では、教育成果が上がっているかどうかを量的に把握するために、2013年（当時は人文学部人間関係学科心理学専攻）からCan-Doリストを作成して毎年継続的に調査を実施している。このリストについては2023年度のカリキュラム改訂に併せて改訂している。また心理学検定受検のための補助金制度を作って学生の受検を促し、合格者の推移をもって学科としての教育力の一指標とし、カリキュラム等の検討資料としている。

【国際コミュニティ学部の事例】 国際コミュニティ学部では、学習成果の把握及び評価については2021年度第9回学部教務委員会（2021年11月15日）で協議し、DPを踏まえた4年間の学習成果の把握及び評価を行う制度を2022年度より実施することが学部教授会で決定された（2021年11月17日）（根拠資料4-28）。本制度は、学生が卒業時の自身の状況を把握すること、ならびに、学部が学生の学習成果を把握することでカリキュラムや授業の改善につなげることを目的とした。4年次生の履修する少人数科目における最終成果物（卒業研究／ゼミ論文／企画・政策提言／活動報告／学習成果分析等）を用いて、DPに示した学習成果を修められているかどうかを、学科別の評価ルーブリックを用いて評価を行っている。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

本学は、教育課程及び内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組みを行っている。具体的な取り組みは以下のとおりである。

1.6 教育課程に関する定期的な点検・評価と改善・向上への取り組み

本学では3つの方針に基づく教学マネジメントにより、恒久的かつより具体的な教育改善を行うための指標「広島修道大学アセスメントプラン」を定めている。これに掲げた指標を適切に活用し、教学マネジメント委員会、学部教授会、研究科委員会などで入学から卒業までの各段階での学習成果及び教育成果の検証を行い、大学全体あるいは学部・学科において学修者本位の教育の充実化や教育の質保証を進めている。

学部・研究科のアセスメントプランについては、アセスメントチェックリストを作成し、点検を行っているが、まだ全ての項目について実施することはできていない。また、学期ごとに各学部で学生が履修した科目全体（全学共通科目と主専攻科目）について、各科目の成績評価一覧（単位の発給状況）を資料として、学部教務委員会、学部教授会において学生の

点検・評価報告書 様式

学習状況について点検している。

<外部視点・学生の意見>

全学レベルの自己点検・評価については、2021 年度より外部の評価者による点検と評価を受けており 2023 年度の事業計画等報告会では講評を得る機会も設けた。2024 年度には分野別に外部の評価者による点検と評価を受けた（第 4 章基本情報一覧、根拠資料 4-29）。学生からの意見の収集については、授業レベルにおいては授業アンケートを実施している。授業アンケートの結果は教員にフィードバックをし、本学 WEB サイト及び本学教員データベースに公開するとともに、必要に応じて FD 研修会で授業改善のための議論を行っている（根拠資料 2-16【ウェブ】、根拠資料 4-30【ウェブ】）。また、学生と教職員が同席する「教務協議会」において、年に 2 度、学生の自治組織である学友会が中心となって収集した授業に対する学生の意見が報告され、それを大学運営会議を通じて学部等にも伝え、授業改善に活用している（根拠資料 4-31、根拠資料 2-40、根拠資料 4-32）。

<改善に向けての取り組み>

各学部・研究科は、アセスメントチェックの結果、教務協議会における意見などを参考に、授業改善、カリキュラム改善を図っている。具体的には、FD 研修会を年に 2 回から 3 回、自己点検・評価委員会を年に 2 回、カリキュラム改定時には、カリキュラム検討委員会を立ち上げて開催するなど、改善の取り組みを行っている。

各学部における主な取り組み事例は下記のとおりである。

【商学部の事例】

商学部では、直接学生の意見を聴取する方法として、毎年 1 回、「ゼミナール代表者連絡会」を開催（9 月）し、学科・学年別に、ゼミでの授業内容等を学生から直接ヒアリングすることで、主観的な意見を入手する機会を設けて、教育プログラムの改善等に努めている。

【経済科学部の事例】 経済科学部独自の活動としては、「経済科学部卒業前アンケート」に基づく点検・評価がある。これは学生の実状把握に有益であり、教育改善や授業改善に有効である。また、「経済科学部 PDCA 票」では、教育分野の諸活動や諸項目を点検・評価している（根拠資料 4-33）。教育目標・教育課程・教育内容・教育方法・教育成果に関する約 40 の細目について、毎年度、PDCA サイクルを運用して点検・評価しており、教育改善や授業改善につなげている。なお、シラバス点検は、大学共通の点検に加え、学部独自の点検も実施している。

【人間環境学部の事例】

人間環境学部では、教育課程を自己点検するため、学部教授会、学科会議、学部教務委員会、カリキュラム検討委員会などの会議体と、FD 研修会、授業アンケート点検・評価（年 2 回）、科目別履修者数・成績評価情報の共有（年 2 回）、に基づいて定期的に情報交換・共有している。また本学中期計画と連動して、2018 年度、2022 年度、2023 年度、2024 年度用にカリキュラムを改正した。さらに学習成果の把握・評価方法として、2024 年度からカリキュラムマップと各科目のルーブリックを提示した。これらによって、学習の評価を客観的か

つ定量的に把握・追跡できている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

ここ数年、大学を取り巻く外部環境は大きく変化している。その要因には、従来から予測されてきた少子化の進行のほか、新型コロナウイルス感染症の流行による社会の変化、ビッグデータ解析技術の進化、大規模言語モデル (LLM) の人工知能 (AI) による生成型 AI の実用化などを含む DX 化の推進があげられる。これらの要因が複合的に作用することにより、社会全体へ大きな影響が及ぶことが予想され、すでに本学の志願者及び入学者の質が急速に変わりつつある。これにどのように対応していくかが各大学の課題であり、本学は以下のような形で対応している点が長所であり、対応しきれていない点が課題であると認識している。

2.1 長所

本学は、学部・学科・研究科の DP・CP に基づいて適切な科目配置と授業形態で体系的教育を行っている。また、座学だけでなく、アクティブラーニング・プロジェクト型学習 (PBL) などの実践的な科目を充実させ、フィールド科目やゼミナール科目では、大学近隣や県内の中山間地域に実際に生起する問題に取り組むなど、ユニークな科目を設置運営している。各学部・学科のカリキュラムについては、学科会議、カリキュラム検討委員会、学部教務委員会及び学部教授会での定期的な検討を通じて改善してきた。

本学の全ての学部・学科では演習・ゼミナール中心にプロジェクト型学習 (PBL) など少人数授業を数多く導入し、学生の主体的な学びを促すカリキュラムを導入していることは高く評価される事柄と認識している。また、本学の学部教育においては基本的に学士課程の学習の集大成として卒業論文、卒業研究を必修としていることも、質保証という観点から高く評価される事柄と認識している。これらに加えて、例えば国際コミュニティ学部では、基礎演習、ゼミナール科目を必須とし、卒業年次生の学科別評価ルーブリックを活用して教育の質保証に努めている。

本学の特徴としては、学生からの意見を取り入れるための取り組みが充実していることである。大学全体として実施している授業アンケート (前期・後期)、卒業年次生アンケート (年1回)、卒業生アンケート (年1回)、などのアンケート調査だけではなく、年に2回実施している教務協議会では直接意見を聞く機会も設けている。学部独自の取り組みとしては、経済科学部の「卒業前アンケート」や健康科学部心理学科の「Can-Do リスト」などがあり、教育成果と内部質保証の達成を検証している。また、経済科学部独自のシラバス点検、「経済科学部 PDCA 票」、「経済科学部卒業前アンケート」等で、自己点検・評価活動を活発に行っている。商学部においては学生の意見を聴取する方法として、毎年1回、「ゼミナール代表者連絡会」を開催 (9月) し、学科・学年別に、ゼミでの授業内容等を学生から直接ヒアリングすることで、主観的な意見を入手する機会を設けて、教育プログラムの改善等に努めている。

このように定期的に教育方針や教育課程や授業科目などを検証し改善することで、急激な社会変化や入学者の質の変化に対応できるように努めている。このことは、在学生のみな

らず卒業生へのアンケートやアセスメントテスト（アンケートを含む）の結果において、カリキュラムに対する満足度や学部教育内容と学生自身の関心との合致度への評価が、高い数値を示していることにつながっている（根拠資料 4-15）。

2.2 問題点

本学の問題点あるいは課題としては以下の点があげられる。

- ・ 学生のアンケート疲れ：学習成果の可視化において定量的な尺度が少ないため、様々なアンケート調査に依存しているのが現状である。アンケート調査の多さは、アンケート回答率の低下だけではなく、その回答の信頼度にも大きく影響を与えるためアンケート調査の意義や実施回数などを検証し見直す必要がある。
- ・ 成績不振学生への指導：指導教員による面談だけではなく、学習支援センターによるサポート体制も充実しているものの、十分な成果が得られておらず、成績不振学生の留年率がやや上昇傾向にあり、在籍者数比率の管理が容易でなくなっている。必要とする学生が必ず学習支援を受けられるような体制を構築し、留年率の改善のための学習支援の仕組みを考える必要がある。
- ・ 成果の把握・評価：導入しているアセスメントプラン及びアセスメントチェックリストに指定する各種指標については、学部教務委員会及び学部教授会で分析を行っているものの、分析の適切なタイミングや指標の取り方、また活用の方法についての考え方が、十分に体系的になっていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上のように、本学における教育課程は、全体的には DP に沿った良好なものである。これは、この数年間に第 3 期認証評価の提言にそって、また時代の変化に併せて改良しつつ対応してきた結果である。また、DP、CP をはじめ様々な方針を外部に公表することにより教育機関としての位置づけを明確にし、各課程に対する学生の理解を促進している。

学部等において学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を CP に則って整備し、基礎から応用までの幅広い科目を体系的に提供している。卒業年次生の学習成果の把握・評価については、成績だけではなく様々な評価情報を活用すると同時に、アセスメントプラン及びアセスメントチェックリストを用いた分析を活用できるように努めている。

教員配置、全学共通科目及び主専攻科目の編成、授業科目の配置など様々な教学関連事項を議論するための組織として、2023 年度から教学マネジメント委員会を設置した。これにより、特に大学院における教学関連事項の整備が進みやすくなり、学部が取り組んでいる優れた教育事例「Good Practice」（例えば、商学部におけるゼミナール代表者連絡会のような取組）を共有しやすくなったことは大きな成果であった。一方で教学マネジメント委員会の役割や権限・責任等に関しては既存の組織や委員会等の調整も含めて模索している段階である。将来的には意思決定のガバナンスの中での教学マネジメント委員会の位置づけをより明確にしていく必要がある。

最後に、大学として大きな課題の一つは、学修者である学生の意見をいかに取り入れ教育効果の向上につなげるかである。本学は、学生の意見を直接に聞く機会は設けている。

点検・評価報告書 様式

例えば、2023 年度には学生から学年暦の早期確定及び公表の要求があり、2024 年度の学年暦については公表時期を早めた。学生からの全ての意見を取り入れることが目的ではなく、DP に求められる学習成果が達成できる教育とは何かについて学生が考え、積極的に大学に意見を言えるようになるための教育も同時に実施する必要がある。

点検・評価報告書 様式

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
商学部	広島修道大学入試情報サイト>入試情報>「入学試験要項 2025」 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/index.html 『入学試験要項 2025』 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/lg12iq0000003rb-att/2025_youkou.pdf
人文学部	
法学部	
経済科学部	
人間環境学部	
健康科学部	
国際コミュニティ学部	
商学研究科	広島修道大学入試情報サイト>入試情報>2025年度（2024年度実施）大学院入学試験 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/daigakuin.html 『2025年度広島修道大学大学院入学試験要項 商学研究科博士前期課程博士後期課程』 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/lg12iq000000h25-att/lg12iq000000h2c.pdf
人文科学研究科	広島修道大学入試情報サイト>入試情報>2025年度（2024年度実施）大学院入学試験 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/daigakuin.html 『2025年度広島修道大学大学院入学試験要項 人文科学研究科博士前期（修士）課程博士後期課程』 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/lg12iq000000h25-att/lg12iq000000h2i.pdf
法学研究科 法律学専攻	広島修道大学入試情報サイト>入試情報>2025年度（2024年度実施）大学院入学試験 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/daigakuin.html 『2025年度広島修道大学大学院入学試験要項 法学研究科法律学専攻修士課程』 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/lg12iq000000h25-att/lg12iq000000h2o.pdf
法学研究科 国際政治学専攻	広島修道大学入試情報サイト>入試情報>2025年度（2024年度実施）大学院入学試験 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/daigakuin.html 『2025年度広島修道大学大学院入学試験要項 法学研究科国際政治学専攻修士課程』 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/lg12iq000000h25-att/lg12iq000000h2r.pdf
経済科学研究科	広島修道大学入試情報サイト>入試情報>2025年度（2024年度実施）大学院入学試験 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/daigakuin.html 『2025年度広島修道大学大学院入学試験要項 経済科学研究科博士前期課程博士後期課程』 https://www.shudo-u.ac.jp/admissions/exam/lg12iq000000h25-att/lg12iq000000h2u.pdf
備考：	

点検・評価報告書 様式

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
広島修道大学入学試験委員会規程	https://ru058.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJReikiList.jsf
広島修道大学大学院入学試験委員会規程	
広島修道大学入学試験及び入学手続に関する細則	
広島修道大学大学院入学試験及び入学手続に関する細則	
備考：	

第5章 学生の受け入れ(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・全ての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

1.1 学生の受け入れ方針

本学では文部科学省の「入学者選抜実施要項」に沿った公平かつ公正な入試を実施している。2020年度にAPを改訂したが、全学のAPを共通の基礎として、各学部・学科、各研究科・専攻（修士課程・博士課程）のAPを設けている（根拠資料5-1）。2023年9月からは教学マネジメント委員会がAPを含む3つの方針について毎年審議・立案することになっている（根拠資料2-8）。APでは、「求める学生像」、「入学試験制度と評価」、「学部の教育を通じて養う能力」の3つについて学部ごとに定めている。「求める学生像」においては入学前に期待する学習歴を定め、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性等」の3要素における学力水準や能力も定めている。「入学試験制度と評価」においては入学希望者に求める水準等の判定方法を入試制度ごとに具体的に明示している。また学部・学科ごとに必要な学力を踏まえた上で入試を実施しており、例えば健康栄養学科においては生物及び化学の基礎学力が必要不可欠であることから、一般選抜前期日程において理科（生物基礎・化学基礎・生物基礎・生物）を導入している。

APは、『入学試験要項』に掲載するとともに、大学WEBサイト上の入試情報サイトにも掲載することで、全ての志願者に情報提供している。これとは別に、入試制度ごとにおける学力の3要素の評価の比重と評価方法について、志願者に理解してもらえるように、『入学試験要項』上で表にしてまとめている（第5章基本情報一覧【ウェブ】）。また、入試情報サイト上で入学試験制度の内容・検定料等を具体的に説明する動画コンテンツをオンデマンド型で提供している。

<入学試験の公平・公正な実施>

入学試験に関する企画及び円滑な実施を行うために、「広島修道大学入学試験委員会規程」、「広島修道大学大学院入学試験委員会規程」を定め、学部の入学試験について審議する入学試験委員会と大学院の入学試験について審議する大学院入学試験委員会を、それぞれ学長を委員長として定期的で開催している（以下いずれの委員会も「入試委員会」という）（第5章基本情報一覧【ウェブ】）。学部の入試委員会は、学長、入試担当副学長、学部長、入学センター長、入学センター事務部長、入学センター次長、入学課長のほか、学長委嘱による各学部の教員2名から構成され、大学院の入試委員会は、学長、副学長、研究科長、入

点検・評価報告書 様式

学センター長、入学センター事務部長、入学センター次長、入学課長のほか、学長委嘱による各研究科の教員 2 名から構成されている。学部・学科及び研究科・専攻は各々の AP に沿って入試制度を定めているが、公平性・公正性を全学で担保するために、入試委員会において、試験の実施のみならず、選考基準や合格者数についても審議することとしている。なお合格最低点や倍率等のデータは、『入学試験要項』で公表しており、透明性を担保している。

<特別な配慮を必要とする志願者への対応>

入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者については、入試情報サイトや、『入学試験要項』の全学共通事項ページへ「障がいなどのある志願者の配慮について」という項目で記載している（第 5 章基本情報一覧【ウェブ】）。また、大学 WEB サイト上の「障がい学生支援」において入学試験時の支援内容の例を記載している（第 2 章基本情報一覧【ウェブ】）。これにより、出願前に入学センターで配慮の申請を受け付けることで、教員とも情報共有し、試験日当日の対応を協議・実施するとともに、合格した際には入学前に関連部局と連携・情報共有することにより、入学後の対応も早期に検討している。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

1.2 適切な定員管理

本学は、社会のニーズを汲み取る教育を実施する大学として発展するために、既存学部の再編、新学部設置を伴う改組を実施してきた。2016 年度には、人文学部教育学専攻（入学定員 50 名）を人文学部教育学科（入学定員 100 名）に改組した。次に 2017 年度には、それまで人文学部人間関係学科を構成していた心理学専攻（入学定員 55 名）を心理学科（入学定員 80 名）に改組するとともに、新たに健康栄養学科（入学定員 80 名）を設置して、この 2 学科からなる健康科学部を設置した。次に 2018 年度には、それまで法学部を構成していた国際政治学科（入学定員 75 名）と新たな地域行政学科（入学定員 75 名）の 2 学科からなる国際コミュニティ学部を設置した。さらに 2024 年度には、人文学部人間関係学科社会学専攻（入学定員 60 名）を社会学科（入学定員 95 名）に改組した。改組・新設の際には志願者数や志願倍率の低い学科の定員を見直してきた。具体的には、2018 年度に商学部経営学科の入学定員を 155 名から 140 名に、法学部法律学科の入学定員を 220 名から 195 名に、人間環境学部人間環境学科の入学定員を 145 名から 115 名に削減するとともに、法学部国際政治学科から国際コミュニティ学部国際政治学科へ改組する際に入学定員を 80 名から 75 名に削減した。また 2024 年度には、英語英文学科の入学定員を 110 名から 100 名に削減した（資料 2-43【ウェブ】）。なお、2027 年度には農学部を新設する予定であり、それに伴い既存の学部・学科の定員の見直しを予定している。

一般選抜（前期・後期）では、歩留まり予測システムを導入し、収容定員を適切に管理することを心がけており、入試委員会及び学部教授会の審議を経て慎重に合格発動を行っている。その結果、過去 5 年間の学部全体の入学定員充足率平均は 1.08 であり、各学部（商

点検・評価報告書 様式

学部 1.09、人文学部 1.07、法律学部 1.09、経済科学部 1.10、人間環境学部 1.05、健康科学部 1.07、国際コミュニティ学部 1.08) においても大幅な定員超過や未充足は生じていない(大学基礎データ表 2)。

大学院に関しては、全学的な入試説明会を実施しているほか、各研究科においても独自の入試説明会を開催したりパンフレットを作成するなど、学生募集に注力してきた。その結果、法学研究科法律学専攻修士課程の入学定員充足率は過去 5 年間 1.0 を超えており、人文科学研究科社会学専攻修士課程においても 2024 年度の定員充足率は 1.0 であった(大学基礎データ表 2)。また人文科学研究科心理学専攻博士前期課程は 2018 年度より臨床心理学領域を設置した効果もあり、過去 3 年間の定員充足率が 0.50~0.64 と改善傾向が見られる(大学基礎データ表 2)。ただし、大学院全体として見れば、収容定員に対する在籍学生数比率は、過去 5 年間の入学定員充足率平均が 0.27 と低く、収容定員の未充足が続いている(大学基礎データ表 2)。この状況を改善すべく 2022 年度より検討を開始し、2023 年度より研究科の在り方及び定員の見直しに着手した。その結果、2024 年度に実施した入試より修士課程は 35 名、博士課程は 2 名の定員減とすることとした(表 5-1、表 5-2)(根拠資料 5-2)。また、第 2 章に記載のとおり、2024 年度にはワーキンググループが今後の大学院の在り方について検討し、現在、その報告書に基づき今後の方針を決定する段階となっている(根拠資料 5-3)。

表 5-1 大学院博士前期(修士)課程入学定員、入学者数、定員充足率

博士前期(修士)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
入学定員	80	80	80	80	45
入学者数	21	29	23	25	
定員充足率	0.26	0.36	0.29	0.31	

表 5-2 大学院博士前期(博士)課程入学定員、入学者数、定員充足率

博士後期(博士)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
入学定員	14	14	14	14	12
入学者数	2	0	1	2	
定員充足率	0.14	0.00	0.07	0.14	

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

1.3 学生の受け入れに関する定期的な点検・評価と改善・向上への取り組み

毎年入学者数目標を設定した上で入試を実施してきたが、2023 年度入試からは入学者数目標を大学運営会議及び大学評議会で審議することで全学的に学生の受け入れに関わる状

点検・評価報告書 様式

況を点検・評価している。また毎年度の入試終了後に、接触者データと入試結果をマッチングした結果を基に情報を分析し、入試制度ごとの分析・総括を実施している。その結果は、入試委員会において報告し、情報を共有している。例えば商学部では、点検・評価の結果、県外での志願者獲得をねらって山口、岡山、島根等の中国地方の県に加えて、四国地方で模擬授業や学部学科説明を行う機会を増やしており、徐々に志願者や入学者が増加している（2023年度入試では広島県内出身の入学者が82.3%であったが、2024年度入試では79.4%まで減少している）。さらに、毎年度4月以降に、入試委員会において、学年別、全学部学科別の「試験制度別・高校別学習動向表」に基づき、学生の入学後の学習動向を分析している。具体的には、入試制度ごとに、入学した学生の入学1年後、2年後、3年後の成績（GPA）を調査し、本学に適応して充実した学生生活を送り、学力の向上が見られるかどうか、どの入試制度がより優秀な入学者の確保につながっているのかについて各学部で検証している。例えば人間環境学部では、指定校推薦入試及び学校推薦型選抜（公募）試験で入学した入学者の成績が高いことから、両入試制度における定員を増加させるなどの変更を行った。健康科学部では、文系の受験生にも門戸を広げるために、2018年度入試より「生物基礎・化学基礎」を受験科目として設定するなどの改善を行っている。

受験生にとって公平かつわかりやすい入試にするために、入試制度は定期的に点検・検証した上で改善を行ってきたが、さらにわかりやすいものにするために2020年度には入試制度改革ワーキンググループを設置した（根拠資料 5-4）。同ワーキンググループは、計4回の会議を経て「入試制度改革ワーキンググループ答申」を作成した（根拠資料 5-5）。この答申に基づき、受験生の受験機会を増やすことを目的に、2024年度以降の一般選抜（前期）入試の日程を5日間から3日間に短縮する一方で、1日程につき3つの入試方式（スタンダード・高得点科目重視・共通テストプラス）を設けて併願を可能にすることとした。この結果、2024年度入試においては日程を短縮したにもかかわらず、全日程合計の延べ志願者数が12,765名となり、前年度比4,132名の増加という結果になった（根拠資料 5-6）。また、同様の答申に基づき、学校推薦型選抜（公募）を見直し、学校推薦型選抜（公募・併願）制度を2025年度入試から導入している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2.1 長所

APについては、各入試制度だけでなく、学部・学科、研究科・専攻ごとに設けており、学力の3要素の比重をはじめとした入学者選抜にかかわる情報を網羅的に『入学試験要項』に掲載している。また『入学試験要項』はもちろんのこと、その他受験生にとって有益な情報は入試情報サイトに集約しており、受験生の利便性を図っている。

入試制度については、学長を含む入試委員会で定期的に点検・検証しており、その成果として2024年度入試においては一般選抜（前期）における3日程への短縮及び併願制度の強化並びに学部・学科間の統一化を行ったことで、3年振りに総志願者数が1万人を超えた。また2025年度入試から学校推薦型選抜（公募・併願）を導入することで、さらに安定した入学者の確保を目指している。

合格判定はあらかじめ設定した入学者数目標をもとに、歩留まり予測システムを活用しつつ、入試委員会、各学部・学科で慎重に議論した上で行っており、大幅な定員超過や定員

未充足という状況にはない。また、全国の傾向を見据えた上で本学の志願者の動向及び入学後の動向に関する情報を共有しており、入試委員会及び学部教授会・研究科委員会において、毎年制度ごとの入学定員を検討し改善し続けている。

2.2 問題点

改善傾向は見られるものの、大学院における定員未充足の問題は本質的に解決しておらず、ワーキンググループでの議論をもとに抜本的な改革を行う必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学部入試については、志願者の受験の早期化が全国的に加速している。そのため本学では、2025年度入試より、全学的に学校推薦型選抜（公募・併願）制度を導入し、従来の志願者層の早期確保に留まらず、これまで本学を受験しなかったと推測される国公立大学を第1志望とする上位志願者層の確保を図る。これにより、全ての学部・学科において入学者数の適正な維持を行いたい。また現在指定校推薦入試を行っているが、入試に留まらない新しい高大連携の形として教育連携校の導入を検討しており、今後議論を本格化させていく。

大学院に関しては、指定校推薦入試の導入・拡大並びに入試説明会の強化等が図られているが、収容定員に対する在籍学生数比率は依然として低く、未充足の状態が続いている。これまでも何度か学内で議論を行ってきたが、2024年度に設けたワーキンググループにおいては入学定員の見直しに留まらない抜本的な改革を行うための議論を行っており、定員未充足の状況の改善に向けた施策を全学で議論・決定する段階となっている。

多くの学部・学科において、女子学生の在籍が減少している（2020年度は在籍学生数6,320のうち女性は2,335名であったが、2024年度には在籍学生数6,233名のうち、女性が2,163名になっている）（第2章基本情報一覧【ウェブ】）。この原因の1つとして志願者における女性の志願者数の減少がある。今後の対応策として、従来の広報活動に加えて、女子生徒に対する本学の魅力をアピールする機会を、入試説明会・オープンキャンパス、入試情報サイトを中心に設ける予定である。これにより、従来の志願者に加えて女性志願者の拡大を通じて、更なる総志願者数の増加を図る。

<全体のまとめ>

本学ではこの7年間の間に、2018年度の国際コミュニティ学部の設置、2024年度の人文学部社会科学の設置と、学部・学科の改組・改編に取り組むとともに、一般選抜（前期）を中心に入試制度の改革に努めてきた。また『入学試験要項』及び入試情報サイトを活用して、志願者が理解しやすい情報提供を心がけてきた。学生募集においては、オープンキャンパス、入試直前対策講座（コロナ禍以降対面ではなくオンラインに移行）、高校教員対象入試説明会、高校訪問、キャンパス見学、出張講義など様々な事業を展開するだけでなく、授業紹介動画など入試情報サイトの充実化も行うことにより、志願者の確保ひいては入学定員の充足に注力している。これにより、大学全体としても、また各学部としても、安定した入学者数を確保している。

大学院に関しては、指定校推薦入試の導入・拡大並びに入試説明会の強化等が図られているが、収容定員に対する在籍学生数比率は低く、収容定員の未充足が続いている。今後、定

点検・評価報告書 様式

員削減に留まらない大胆な改革を着実に遂行したい。

昨今の 18 歳人口の減少傾向及び学部の入試制度の多様化・複雑化、募集人員の細分化に伴い、合格発動時において歩留りの予想が困難になりつつある状況においても、入試制度の抜本的な改革、歩留まり予測システムの導入・改善、補欠合格制度及び追加合格制度により、本学が目標とする入学者数をほぼ確保することができている。ただし、18 歳人口の減少あるいは地方高校生の首都圏・関西圏への流出が加速していく状況においては、更なる入学者選抜の実施方法及び広報に関する工夫と改善が必要である。

点検・評価報告書 様式

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
求める教員像及び教員組織の編制方針	広島修道大学 WEB サイト>大学について>各種方針 https://www.shudo-u.ac.jp/information/principle.html
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
備考：該当しない	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		193	128	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	商学部商学科	11	8			
	商学部経営学科	11	8			
	商学部全学共通	12	6			
	商学部教職課程	1				
	人文学部社会学科	9	8			
	人文学部教育学科	11	8			
	人文学部英語英文学科	10	7			
	人文学部全学共通	5	4			
	人文学部教職課程	5	4			
	法学部法律学科	14	7			
	法学部全学共通	9	5			
	経済科学部現代経済学科	10	6			
	経済科学部経済情報学科	10	6			
	経済科学部全学共通	8	3			
	人間環境学部人間環境学科	14	10			
	人間環境学部全学共通	6	2			
	健康科学部心理学科	13	12			
	健康科学部健康栄養学科	11	8			
	健康科学部全学共通	1	1			
	国際コミュニティ学部国際政治学科	8	6			
国際コミュニティ学部地域行政学科	8	4				
国際コミュニティ学部全学共通	6	5				
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 （注3）	うち、みなし専任教員 の数と割合	根拠となる資料
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職

点検・評価報告書 様式

学科] 及び [専門職学位課程] 表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える)。

注1 [全体]: 大学設置基準別表第1 及び別表第2 に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2 : 薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3 : 「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は× (「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も () で併記) を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※2022 年 10 月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注2)	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体(注1)							大学基礎データ(表1)
学部・学科等							
備考: 該当しない							

※関係法令: 2022 年 10 月改定前の大学設置基準第 13 条、第 42 条の 6、専門職大学設置基準第 35 条

注1 [全体]: 専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」(ハイフン)を記入してください。

注2 : 「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は× (「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も () で併記) を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程] (専門職大学及び専門職学科を除く) ※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
○学部	専ら従事する教員		● 以上				該当しない	
○学科	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		● 以下					
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
×学部	専ら従事する教員		● 以上					
×学科(薬学)	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		● 以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
根拠資料								

※関係法令: 大学設置基準第 10 条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみを使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部 (但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする)。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ 1 の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で 8 単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

点検・評価報告書 様式

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合: 「法学部法学科: 2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

〔専門職大学及び専門職学科〕※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科	それ以外 当該大学の教員		●以下					
	当該大学以外							
大学全体の収容定員に及び定める数								
学部総計								
備考: 該当しない								
根拠資料								

※関係法令: 大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を()で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。

※その他、[学士課程] (基幹教員制) の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

〔修士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
商学研究科商学専攻博士前期課程	12	9	10	2	大学基礎データ(表1)
商学研究科経営学専攻博士前期課程	14	9	13	1	
人文学研究科心理学専攻博士前期課程	12	12	12	0	
人文学研究科社会学専攻修士課程	9	8	8	1	
人文学研究科教育学専攻修士課程	9	5	5	4	
人文学研究科英文学専攻博士前期課程	9	9	9	0	
法学研究科法律学専攻修士課程	13	7	8	5	
法学研究科国際政治学専攻修士課程	16	9	10	6	
経済科学研究科現代経済システム専攻博士前期課程	14	9	11	3	
経済科学研究科経済情報専攻博士前期課程	15	8	10	5	
備考:					

※関係法令: 大学院設置基準第9条第1項

〔博士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
商学研究科商学専攻博士後期課程	9	9	6	3	大学基礎データ(表1)
商学研究科経営学専攻博士後期課程	11	9	8	3	
人文学研究科心理学専攻博士後期課程	7	7	5	2	
人文学研究科英文学専攻博士後期課程	6	6	4	2	
経済科学研究科現代経済システム専攻博士後期課程	9	8	6	3	
経済科学研究科経済情報専攻博士後期課程	9	8	7	2	
備考:					

点検・評価報告書 様式

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[大学院の専門職学位課程]

研究科等名称	総数	教授数	実務家 教員 数 (注)	うち、みな し専任教員 数と割合	根拠となる資料

備考：該当しない

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
広島修道大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント規程	https://ru058.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJReikiList.jsf
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
広島修道大学教員選考規程	https://ru058.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJReikiList.jsf
広島修道大学教員選考細則	
広島修道大学教員選考細則に関する申し合わせ	
備考：	

第6章 教員・教員組織(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

1.1.1 求める教員像・教員組織の編制方針

本学は「求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、本学 WEB サイトで公表している(第6章基本情報一覧【ウェブ】)。この中の「1)求める教員像」では、法令等を遵守し教育理念の実現に努めることに加え、教育・研究・社会貢献の面で教員が担う責任を明確に示している。また「2)教員組織の編制方針」では「「大学設置基準」「大学院設置基準」を踏まえて適切に教員を配置すること、「教員一人あたりの学生数に配慮すること」、「年齢、性別、職位等の構成において著しく偏ることのないようバランスに配慮すること」、「教育上必要と認める授業科目については、原則として専任教員が担当すること」等を明示している。さらに、教員の倫理に関して「大学に対する倫理」「学生に対する倫理」「同僚に対する倫理」「研究者としての倫理」「社会に対する倫理」からなる「広島修道大学教員倫理綱領」を定めている(根拠資料 6-1【ウェブ】)。このうち、例えば、「学生に対する倫理」では「自己の教育能力を開発し、授業の内容及び方法を改善することについて、不断の努力を怠らない。」、「研究者としての倫理」では「自己の専門分野の進展について、常に関心を持ち、その成果を教育に反省させる。」等を規定し、教員が教育と研究に対して担う責任を明確に示している。

<教員組織の編制>

2024年度の学部別教員数は、商学部 35 名(うち、商学科 11 名、経営学科 11 名)、人文学部 40 名(うち、社会学科 9 名、教育学科 11 名、英語英文学科 10 名)、法学部 23 名(うち、法律学科 14 名)、経済科学部 28 名(うち、現代経済学科 10 名、経済情報学科 10 名)、人間環境学部 20 名(うち、人間環境学科 14 名)、健康科学部 25 名(うち、心理学科 13 名、健康栄養学科 11 名)、国際コミュニティ学部 22 名(うち、国際政治学科 8 名、地域行政学科 8 名)である(第6章基本情報一覧)。各学科の専任教員数は、大学設置基準別表 1 に定

点検・評価報告書 様式

められている必要な専任教員数を満たしており、また、必要とされる専任教員数の半数以上に教授職の教員を配置している。これらを合計した全学の教員数は 193 名（学長及び助手を除く）である。なお、社会学科については段階的に人員配置し、完成年度を迎える 2027 年度までに大学設置基準を満たす 12 名となる予定である。教員組織については、毎年度、教育の充実と人件費の適正化の観点から教員採用計画と教員組織表とを大学運営会議で審議したのち、大学評議会において最終決定している。

大学院の修士課程を担当する教員数は、商学研究科 26 名（商学専攻 12 名・経営学専攻 14 名）、人文科学研究科 39 名（心理学専攻 12 名・社会学専攻 9 名・教育学専攻 9 名・英文学専攻 9 名）、法学研究科 29 名（法律学専攻 13 名・国際政治学専攻 16 名）、経済科学研究科 29 名（現代経済システム専攻 14 名・経済情報専攻 15 名）である。いずれの専攻についても、大学院設置基準に定められている必要な専任教員数、教授数、及び研究指導教員数を満たしている。また、博士課程を担当する教員数は、商学研究科 20 名（商学専攻 9 名・経営学専攻 11 名）、人文科学研究科 13 名（心理学専攻 7 名・英文学専攻 6 名）、経済科学研究科 18 名（現代経済システム専攻 9 名・経済情報専攻 9 名）である（第 6 章基本情報一覧）。いずれの専攻についても、大学院設置基準に定められている必要な専任教員数、教授数、及び研究指導教員数を満たしている。大学院を担当する教員については、「広島修道大学大学院教員資格審査規程」にしたがって厳正かつ公正に審査・判定している（根拠資料 6-2）。

また、「求める教員像及び教員組織の編制方針」の「2）教員組織の編制方針」にあるように、教職課程や管理栄養士養成課程については、それぞれを規定する法令等にしたがい、適切な教員数を配置している。

<授業科目・授業時間の管理>

大学運営会議において、前年度の専任教員の担当授業時間の学部別平均値を確認し、学部間の偏りや職位による偏りの有無について検証している（根拠資料 6-3）。例えば、健康科学部心理学科の教員の多くは、人文科学研究科心理学専攻と兼職しており、また臨床心理相談センターの相談員も兼ねていることから、授業負担が大きくなることが健康科学部開設前から想定された。そこで、心理学科については設置基準上の数値を大幅に超える教員数を配置しており、完成年度以降も引き続きその教員数を維持している。

教員の授業科目・授業時間については、さらに学部レベルでも管理している。すなわち、毎年度授業開始前に、各教員の授業科目及び授業時間数の一覧を教授会で配布し、大きな偏りがないことを確認している。

1.1.2 教員・職員の協働・連携

教育・研究活動の第一義的な主体が教員であることは当然であるが、職員も教員と協働・連携して教育・研究活動を支援している。具体例としては、次のようなものがある。

授業の履修に関するガイダンスを教学センターの職員が行っている。特に、新入生に対しては 3 月～4 月の 2 週間をガイダンス週間として設定し、ガイダンス及び個別指導を行っている。在学生に対しては年に 2 回（次セメスターの開始直前）対面とオンラインのハイブリッド形式で実施しており、これを録画した動画を資料とともに LMS (Moodle) で提供している。さらに教学センターの窓口において、履修相談を随時受け付けている。なお 2024 年

度から、新入生の大学生活への動機づけを高めるとともに、友人関係の構築を支援するために、教職員と在学生在が合同チームを作って新入生ガイダンス期間中に実施するレクリエーションを企画・運営し、その有効性を確認している（根拠資料 6-4）。

学習支援センターでは、レポート作成法等のアカデミックスキルや英語学習に関する学生向けワークショップを開催している。さらに、専任の学習アドバイザーが学生からの個別学習相談を受け付けている。個別学習相談では、本の読み方、ノートの取り方、講義の聴き方、レポート・レジュメの書き方、試験対策等の支援を行っている。また、教員が自身の研究室で対応するオフィスアワーとは異なり、協創館（8号館）1階の学習スペース（まなび commons）にて対応するセンター・オフィスアワーを特定の曜日時限に設けている。さらに 2024 年度の夏季休暇中には、英語英文学科と共同で夏季英語集中講座を実施し、2 日間で延べ 59 名の参加者があった。

図書館では、各セメスターにおいて授業担当者の希望を収集して、授業時間内に文献検索ガイダンスを実施している。2023 年度には、初年次教育の授業 28 クラスで合計 2,089 名に対して、またそれ以外の年次生を対象とする 46 クラスで 481 名に対してガイダンスを実施した（根拠資料 6-5）。

第 7 章で詳述するとおり、障がい学生の支援に関しては、志願時には入学センターが窓口となり、入学決定後には学生センターが主担となって当該学生が所属する学部長または研究科長を中心に個別支援会議を設置して、当該学生及びその保証人との面談等を通じて一人ひとりに合わせた教育環境支援について協議している。その後、当該学生の履修が決まり次第、授業担当教員へ配慮要請の内容を周知し、各教員は学習面での合理的配慮を可能な限り提供している。

研究面では、科研費の獲得に向けて 2019 年度から専門業者によるセミナーを実施しており、また 2024 年度からはひろみらセンターが外部サービスを利用した調書レビューサービスを導入し、20 件の利用があった。

学術情報の蓄積・保存を目的として、これまで機関リポジトリを設置し論文を登録する等の運用をしてきているが、2025 年度からの即時オープンアクセス化に向けて、研究データを公開できるようリポジトリを強化している。さらに、国立情報学研究所が提供する GakuNin RDM を本学の標準的な研究データ管理システムとして提供する準備を 2024 年度に完了し、国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター運用の学習管理システムである学認 LMS 内の教育コンテンツを、本学の標準的な研究データ管理方法に関する概略等情報収集支援ツールとして 2024 年度中に提供を開始した。

また、「広島修道大学職務発明等規程」に基づき、教職員の職務発明等による知的財産及び知的財産権を保障するため、知的財産権の譲渡・承継や特許出願等に関する手続きの支援を行っている（根拠資料 6-6）。実績として、2022 年度に教員の職務発明による特許出願 1 件を職員が中心となって支援した。なお、この分野の支援における教職協創を強化するために、2024 年度に知的財産権を専門とする教員 1 名を採用している。

1.1.3 指導補助者の活用

2024 年度よりティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）及びスチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）に教育補助業務や他の学生への学習支援を担当させる

点検・評価報告書 様式

ことにより教育的効果を高めることを目的に、2023 年度に「広島修道大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント規程」及び「広島修道大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント制度の実施に関するガイドライン」を制定した（第6章基本情報一覧、根拠資料 6-7）。後者のガイドラインには、TA・SA それぞれについて担当できる業務及び担当できない業務を明文化している。また、担当教職員の役割も規定化している。具体的には、担当教職員が TA・SA を活用したい場合の手続きとして、授業科目名や必要な人数・期間等と併せて、学習支援の目的、TA・SA の活用方法、具体的な業務内容、期待される効果を明記した申請書を学部長・研究科長等を通じて、取りまとめを担当する学習支援センターに提出することを明文化している。TA・SA の選考は、指導教員又はチューター教員の承諾を得て公募に応募した者（TA については大学院生、SA については大学院生又は学部学生）の中から GPA 等を参考に学習支援センターが行っている。2024 年度前期は試行的な実施としたため、3 科目で TA 2 名、SA 4 名を指導補助に当たらせるにとどまったが、後期では 23 科目で、TA14 名、SA40 を指導補助に当たらせた（いずれも延べ人数）（根拠資料 6-8）。TA・SA の導入による教育的効果として、年齢の近い TA・SA に履修者が気兼ねなく質問ができる環境を提供でき、また質問への対応も TA・SA と分担してできる等の意見が教員から挙げられている。また、指導補助に当たった学生からは、「履修者とともに議論に参加することで復習になった」「履修者からの質問が自分にも勉強になった」「履修したことのある授業を責任感をもって俯瞰して見ることによって、その授業の効果や得られる学びを知ることができた」等の振り返りがあり、TA・SA への教育効果も確認されている。

評価項目②**教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

1.2 教員の募集・採用・昇任

本学の専任教員の募集、採用及び昇任は、「広島修道大学教員選考規程」、「広島修道大学教員選考細則」及び「広島修道大学教員選考細則に関する申し合わせ」に規定された基準・手続等により適切・厳格に実施している（第6章基本情報一覧）。

教員の募集は、新学部の設置等の特別な事情のある場合を除いて公募制としている。公募の手続きは次のとおりである。まず学部教授会、大学運営会議、大学評議会の順に採用科目名を審議・決定し、次に学部教授会で決定した要項によって公募を開始する。この際、公募要項は本学 WEB サイトをはじめ、JREC-IN（研究者人材データベース）を通じて全国に周知し、必要に応じて関連学会にも周知している。教員の選考は基本的に、審査委員会、推薦委員会、学部教授会（判定会議）の審議を経て、学長が決定している。標準的な選考過程は次のとおりである。まず学部教授会等によって選出された3名の委員からなる審査委員会が書類審査を行い、次に審査委員会に学部長及び推薦委員会の委員1名が加わった5名が面接（被面接者による模擬講義を含む）を行い、審査委員会としての結論を出す。審査委員会

点検・評価報告書 様式

はその結論を全学の会議体である推薦委員会に報告する。推薦委員会（構成員は、学長、学部長、教学センター長、各学部選出の教員2名）は審査委員会による審査が公正に実施されたかを確認するとともに、上記細則及び申し合わせに照らして候補者の職位の適格性を検討した上で、適格と認めた候補者を学部教授会に推薦する。学部教授会は判定会議を開き、推薦委員会より推薦された候補者についての審査委員会の報告に基づき審査し、採用の可否を判定して学長に報告する。学長は判定会議の判定を慎重に参酌して採用の可否を決定する。

教員の昇任については、「広島修道大学教員選考細則に関する申し合わせ」に規定された、教授および准教授の職位別の基準に基づいて審査している。基準の主な内容は、年齢、研究業績数、現在の職位の在職年数、授業アンケートの実施状況等であり、大学運営や社会への貢献の程度を参考とする。基準を満たす教員については推薦委員会に諮り、昇任候補者となりうるか否かを審議する。候補者となった者については、学部教授会によって選出された3名の委員からなる審査委員会が書類審査と面接（授業参観を含む）とを行い、審査委員会としての結論を出し、学部教授会に報告する。学部教授会は判定会議を開き、審査委員会の報告に基づき審査し、昇任の可否を判定して学長に報告する。学長は判定会議の判定を慎重に参酌して昇任の可否を決定する。

<教員の多様性の確保>

2024年5月1日現在の学士課程専任教員（学長を除く）の年齢構成は、70歳以上2名、60歳以上 69歳以下52名、50歳以上 59歳以下50名、40歳以上 49歳以下59名、30歳以上 39歳以下27名、29歳以下3名である（大学基礎データ表5）。性別では、男性135名（68.2%）、女性63名（31.8%）である。国籍については、日本国籍教員179名、外国籍教員19名（9.6%）である（根拠資料6-9【ウェブ】）。（性別及び国籍の教員数については、学長及び健康科学部助手4名を含む。）

教員公募の際には、学部ごとの年齢構成のバランスに配慮した職位とし、大学院担当可能性等の他の制約条件がなければ、積極的に若手教員を採用している。また募集要項に「女性研究者の積極的な応募を期待する」旨を明記し、女性教員の採用にも注力してきている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

1.3.1 教育面での全学的取り組み

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善に向けた全学的な取り組み

には、授業アンケートの実施・活用、FD・SD 研修会、LSC セミナー、教育力アップセミナー、公開授業制度がある。

<授業アンケートの実施・活用>

本学では 1995 年度に、担当教員が授業改善の参考資料として活用することを目的に全履修者を対象とする授業アンケートを導入した。以来、全教員の年間 1 科目以上の実施、教員活動状況評価表における振り返り、アンケート様式の統一、統計処理の向上等の充実化を経て、現在では、ごく少数の例外を除く全科目について、教学システムを通じて回答・収集を行い、アンケート結果を公表している（根拠資料 2-16【ウェブ】）。

しかしながら、設問数が多く、その一方で回答率が低いことや、科目ごとのアンケート結果は授業担当教員のみには伝えられており、学部・学科で共有されておらず FD 活動等に活用されていない等の問題点があった。そこで、2020～2024 年度中期事業計画において「授業アンケートのあり方と活用方法の検討」を盛り込み、2023 年度に改善策をまとめ、新たな形で 2024 年度から実施している。具体的には、これまで 23 項目あった設問数を 5 項目に減らして実施し、本学 WEB サイトでの公表はこれまでどおり科目区分別の結果にとどめるものの、専任教員には個別科目別結果を公表・共有することとし、学部等における FD 活動に資するように改善した。

2024 年度前期の授業アンケート結果は大学運営会議で確認している（根拠資料 6-10）。具体的には、いずれの学部の授業についても、平均で 80%以上の履修者が「授業内容はシラバスと一致していた。」と「教員の学生への対応は適切だった（質問への応答や受講指導等）。」の項目に対して肯定的（「ややそう思う」あるいは「そう思う」）に回答し、同じく平均で 75%以上の履修者が「授業は興味・関心を刺激するものだった。」と「授業は満足できるものだった」の項目に肯定的に回答しており、概ね適切な授業が実施されていることを確認している。しかしながら、授業アンケートへの回答率は約 32%と低く（前年の 2023 年度前期の回答率は約 30%）、アンケートの実施方法については、更なる検討が必要であることを認識している。

<FD・SD 研修会>

第 2 章に記載したとおり、全学的な FD・SD 研修会を毎年度 2 回ずつ開催している。2023 年度の後期に「成績評価のあり方 再考」をテーマとして開催した研修会は、適正な成績評価に取り組んでいる姿勢を学生に示すため、また成績評価を学生のさらなる学習意欲や成長につなげていくために、改めて成績評価のあり方について教職員間の理解を深めることを目的とした。具体的には、GPA への理解や実際にどのような成績評価手法があるのか等について教員 2 名の事例報告を行った。この研修会には教職員 332 名（96.2%；教員=184 名／192 名、職員=148 名／153 名）が参加した。参加教員の感想には、「公平・公正な成績評価に資する取り組みをされていることを知ることができ、改めて自分の成績評価を鑑みる機会になりました」「他の先生の評価の仕方がわかり、学生に説明責任がある評価の仕方の大切さを再確認した。」等があり、また職員の感想には「教育の中身まで深く触れることが少なかったが、このような研修会を開催していただくと、一部でも本学の教育に触れることが出来、非常に良い機会となりました。」「先生方が学生の成績評価を行う際に多くの難しさ

があることを知ることができました。」等があり、教員・職員いずれにも研修の意義があったと推定している。

学部等では教授会等の下にある FD 推進委員会を毎年度 2、3 回開催している。内容については、学部等の状況を勘案したものとなっている（根拠資料 6-11）。例えば 2023 年度に、人文学部、国際コミュニティ学部、人文科学研究科、法学研究科では、カリキュラムを検証するためにカリキュラムマップ、カリキュラムツリーをテーマとした FD 推進委員会を開催した（根拠資料 6-12）。また、商学部、法学部、人間環境学部では、授業に対する学生の評価を検証するために授業アンケートや授業満足度調査の結果をテーマとした FD 推進委員会を開催した。これらの FD 推進委員会に対する教員の参加率はいずれの学部等においても概ね 90%を超えている（根拠資料 6-13）。

<LSC セミナー（2023 年度までは、初年次教育セミナー）>

全教職員を対象に、初年次教育の意義やアクティブラーニング・プロジェクト型学習（PBL）等の教育手法や合理的配慮学生の支援や教学マネジメント等様々な内容を取り上げて LSC（Learning Support Center）セミナーを実施している。例えば 2021 年度には、「自律的な学修者の育成に向けて～スキル活用の対話を通し学生の主体性を促進しよう～」という題目で外部講師による講演と実践を行った。参加者 17 名（教員 12 名、職員 5 名）の感想には「アドバイジングスキル自体を意識したことが無かったので、新しい視点を持つことができた」等があり、一定の効果があったと推定している（根拠資料 6-14）。

<教育力アップセミナー>

着任早々の教職員を対象に、大学のおかれた状況や本学の長を理解した上で組織的な教育力を高めることを目的として教育力アップセミナーを実施している。2023 年度には、アクティブラーニングの必要性や手法の例を理解するために、「どうすれば志願者を増やすことができるか」をリサーチクエストとして設定し、ジグソー学習法を用いて検討した。参加者 20 名（教員 13 名、職員 7 名）からは「実際の修大をテーマにアクティブラーニングや IR の演習ができて良かった」「自ら体験することで、アクティブラーニングを取り入れた授業のイメージをより具体的に掴むことができた」等の声が寄せられた（根拠資料 6-15）。

<公開授業>

前期と後期の 2 回、一定期間を授業公開期間として設定し、各教員が希望する担当授業を公開し、他の教職員が参観できる制度を導入している（根拠資料 6-16、根拠資料 6-17、根拠資料 6-18）。授業を公開した教員は参観者によるコメントを受け取り、授業に反映させている。参観教員のコメントには、例えば「概念の説明や具体例がもう少しあった方が、学生がついていきやすいように思った箇所があった。」「私の授業でも困っていることですが、スマホで動画を見ている学生、イヤホンをしている学生が数人見受けられました。少しだけでも教室をまわって話すなどと抑止力になるかもしれません。」等授業内容と授業方法の両面に関するものがある。一方、参観教員側も他の教員の授業を参観することによって自身の授業の改善点が見つかり、例えば「テキストの内容解説では、記述された内容の解説だけに留まらず、これまでの学生自身の学びの経験を振り返ることが出来る具体例の追加も多く、理解がより深まるものだと感じました。」「授業の理

解度を授業の最後に小テストで確認することによって、受講者に授業に集中することを求めている。」等の感想が報告されている。

なお、これまでの公開授業制度は教員個々の授業方法の改善を目的としていたが、2026 年度からは教員相互の授業方法に対する情報共有および授業改善のためのヒントを得て、ひいては大学全体としての教育力を高めることを目的とする「授業公開」と名称を改め、非常勤講師の授業を含めて原則的に全ての授業を公開し、全ての専任教員は前・後期に各 1 科目以上参観する制度とすることを 2024 年度に決定している。

1.3.2 研究面での全学的取り組み

教員の研究活動の活性化に向けた全学的な取り組みには、前述の科研費の獲得に向けた調書レビューサービスに加えて、学内研究費助成、出版助成、派遣研究・特別研究制度、国際学会参加補助がある。

<学内研究費助成>

本学では個人研究費（第 8 章 1.3.1 参照）のほかに、「ひろみら領域研究」と「ひろみら特別研究」の二つの制度で調査研究費の助成を行っている（根拠資料 6-19）。「ひろみら領域研究」は、本学の理念を研究面で実現することを目的に、①地域課題の解決及び地域活性化に関する研究、②グローバルな視点に基づく研究、③教育開発に関する研究、④ひろみらセンター委員会が設定した課題に関する研究の 4 種類のテーマを設定している。「ひろみら特別研究」は、科研費獲得に向けた研究継続の支援を目的として、科研費の不採択者のうち、評価が「A」または「B」であった者が応募可能な助成金である。2020 年度から 2022 年度にかけてはコロナ禍により研究全体が停滞し、「ひろみら領域研究」の応募件数が減少したが（2020 年度＝5 件、2021 年＝4 件、2022 年度＝2 件）、2024 年度には復調している（2023 年度＝3 件、2024 年度＝5 件）（根拠資料 6-20）。また「ひろみら特別研究」では受給者が翌年度の科研費に採択される等、一定の効果を挙げている。さらに、助成を受けた教員には活動報告会の発表を義務づけており、この報告会では学部や学科を越えた意見交換が行われ、研究者間の交流や学際的な研究の契機となっている。

<出版助成>

教員の書籍刊行に対する支援として、研究叢書の刊行、学術選書及び教科書の刊行の助成を行っている（根拠資料 6-21、根拠資料 6-22、根拠資料 6-23）。研究叢書は主に学内研究費による研究成果の発表のために、必要経費の全額を大学が負担して刊行している。1979 年度の開始から 2024 年度までに通巻 148 号を刊行している（根拠資料 6-24【ウェブ】）。学術選書の刊行助成は専任教員の学術上重要な研究成果を発表するため、刊行に必要な経費に対して 150 万円を上限に助成を行っている。1981 年度の開始から 2024 年度までに通巻 81 号の刊行を助成した（根拠資料 6-24【ウェブ】）。教科書の出版助成は本学の教育の充実を目的として、授業で使用する教科書の出版にあたり、出版経費の 3 分の 2 以内かつ 100 万円を上限に助成を行っている。2002 年度の開始から 2024 年度 7 月現在で通巻 25 冊の出版を助成し、2024 年度末までにさらに 2 冊の刊行を助成する予定である（根拠資料 6-24【ウェブ】）。

<派遣研究・特別研究制度>

本学では長期（1年）又は短期（6ヶ月）の派遣研究及び特別研究（6ヶ月）の制度を設けている（根拠資料 6-25、根拠資料 6-26）。各学部で選考された教員には、教育及び大学運営にかかる業務を免除し、国内あるいは海外において研究に専念させている。派遣研究・特別研究を終えた者には、直後に研究内容の概要を学長に報告し、1年以内に論文等の刊行物（又はそのコピー）を提出することを求めることにより、研究成果を挙げるよう促している。コロナ禍終息後の2022年度の実績は長期派遣3名、短期派遣2名、特別研究4名であった（根拠資料 6-27【ウェブ】）。2024年度からは、派遣研究の実績について本学 WEB サイトで公表している。

<国際学会参加補助>

本学では、教員が国際学会に議長又は発表者として参加するための経費（上限は15万円）を補助する制度を設けている。2020～2022年度にはコロナ禍によって国際学会が中止・延期されていたので補助利用件数は0件であったが、2023年度は5件、2024年度は7件と回復している。

<学会等開催補助>

本学では、教員が学会等を本学で開催するための経費（上限は5万円）及び学会参加者の移動のためのバス運行費用を補助する制度を設けている。2020～2021年度にはコロナ禍によって学会が中止・延期されていたので補助利用件数は0件であったが、2022年度以降は1件ずつの補助を行っている。

以上の全学的な取り組みにより、2023年度における学部ごとの研究面での業績数（著書と論文を合わせた数）で最も多い専任教員の業績数は、下表のとおりとなっている。

	2023年度
商学部	6
人文学部	6
法学部	5
経済科学部	2
人間環境学部	5
健康科学部	6
国際コミュニティ学部	2

1.3.3 社会貢献面での全学的取り組み

本学の理念・教育目標にしたがい、全学で組織的に社会貢献に取り組んでいる。その詳細は第9章で述べることとし（第9章 1.1.2参照）、取り組み名称のみを以下に列記する。
・ひろみらシンクタンク・ひろみら地域協創スタジオ・修道オープンアカデミー（公開講座、エクステンション講座、リカレント講座）

1.3.4 教員の業績評価

2005 年度から「教員自己評価制度」を導入し、2008 年度からは「教員活動状況評価表」による評価を毎年度実施している。2024 年度は、その前年度（2023 年度）の活動を対象として、教育領域 9 項目（17 点満点）、研究領域 4 項目（17 点満点）、大学運営領域 6 項目（11 点満点）、社会貢献領域 2 項目（5 点満点）の計 21 項目（合計 50 点満点）を自己評価し、その他特記事項の 5 点満点の加点により最終合計 55 点満点で評価を行っている。評価は、各学部長を一次評価者とし、学長・副学長が領域を分担して二次評価者となり、学長・副学長と学部長との協議を経て学長が最終決定している。評価結果を各教員に通知後、一定期間において異議の申立てを認めている。評価の集計結果及び全体の評価点分布は大学評議会に報告し、各学部及び全学の点検・評価の指標の一つとしている（根拠資料 6-28）。

評価項目や評価領域ごとの満点は毎年度見直しをしているので単純な比較はできないが、コロナ禍が教育研究に大きな影響を与え始めた 2020 年度の教員活動は、いずれの領域においても低調であったが（得点率（%）は、教育領域=55.0、研究領域=31.9、大学運営=52.7、社会貢献=30.0）、2023 年度にはかなり回復している（教育領域=57.6、研究領域=36.5、大学運営=62.7、社会貢献=38.0）。なお、評価結果のうち研究領域の点数に基づく個人研究費の増額申請制度（上限 20 万円）があり、2022 年度に対する評価結果に基づき 2024 年度の個人研究費の増額を申請した教員は 81 名（43.1%）であった。

1.3.5 指導補助者に対する研修

TA・SA には、「学校法人修道学園におけるハラスメントの防止等に関する規程」及び「学校法人修道学園個人情報保護の保護に関する規程」の遵守を義務づけ、学習支援センターが開催する研修プログラムの受講を課し、その中でハラスメント防止と個人情報保護の遵守について説明している（根拠資料 6-29、根拠資料 6-30、根拠資料 6-31）。その上で、担当教員が個別に研修を行い、履修者への支援内容、15 回の授業の流れと個々の授業の進行、業務のための準備等について説明を行っている。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

1.4 教員組織に関する定期的な点検・評価と改善・向上への取り組み

毎年度末に大学運営会議・大学評議会において、次年度の専任教員の組織編制及び大学院担当者数が大学設置基準及び大学院設置基準を満たしていることを確認している。この取り組みによって、大学基準協会による 2018 年度大学評価の際に見られた、大学院の研究指導教員または研究指導補助教員数の不足は、以降一度も起こっていない。

しかしながら、管理栄養士養成課程である健康科学部健康栄養学科では、法令で必置と定められている医師免許を有する教員が 2021 年度末に突然に退職し、2022～2023 年度は後任

人事の公募に応募がなく、採用に失敗していた。これについては健康科学部自己点検・評価委員会が繰り返し改善事項として指摘し、後任人事の採用は同学部の重点事業に盛り込まれた。この問題は学長をはじめとする執行部でも共有され、学部長を中心にリクルート活動を活発に行った結果、2024年10月1日付で後任を採用することができた。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2.1 長所

「求める教員像及び教員組織の編制方針」を定めた上で、この趣旨に沿って、特定の個人（理事長、学長、その他の教職員）による恣意的な教員の採用や昇任を防ぐために、新学部の設置に際して等の例外を除いて教員採用を公募制とするとともに、規定化された基準・手続等にしながら、審査委員会、推薦委員会、学部教授会（判定会議）、学長が重層的に検討し、適切かつ厳格に採用・昇任を行っている。これを反映して、教員の年齢構成・性別・国籍の点で多様性を確保している。特に、女性教員の比率（31.8%）は全国の平均値（27.8%；令和6年度学校基本調査（確定値））よりも高い値となっている。

2.2 問題点

医師免許を有する教員が突然退職した際に新たな教員の採用が難航したことを契機として、専門性の高い教員の必要性とその確保を課題として認識している。例えば、職務発明を支援する上で知的財産権を専門とする教員が必要と考え、2024年度に該当する教員を採用した。しかしながら、例えば、教育手法等の理解を促すために実施している学習支援センターのLSCセミナーでは、外部講師による講演に頼っていることが多く、高等教育の手法開発やその評価を専門とする専任教員の必要性を認識しているが、教員組織体制にどのように組み込むかの議論は緒についたばかりである。一方、研究支援の面でも、例えば科研費の申請書のレビューを外注しているなど、必ずしも学内での支援体制は万全ではない。リサーチ・アドミニストレータやリサーチ・アシスタントの採用などによって、手厚い支援が必要と考えている。

教員の教育能力の向上等に向けた全学的な取り組みとして、授業アンケート、全学のFD・SD研修会、LSCセミナー、教育力アップセミナー、公開授業制度等を実施している。しかし、授業アンケートの回答率は低く、実施方法の改善が必要である。また、全学のFD・SD研修会の参加率は100%ではなく、LSCセミナーへの参加教員数は10%程度にとどまっており、さらには公開授業を実施する教員数は30～40%、参観者数は10～20%にとどまっている。これらの原因の一つとして、教員活動状況評価の活用が十分ではないことが挙げられる。前述のとおり、評価領域のうち研究領域については、個人研究費の増額申請の基準として用いている。しかし、それ以外の領域についての評価結果は教員各自が自己点検・評価する際の指標とはなっているものの、学部あるいは大学全体としての活用を行っていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の理念・目的に基づいた各学部・研究科、教員組織の編制方針のもと、規程等に明確化した基準、手順にしたがって適切な教員組織の編制及び、公募、採用、昇任の手続きを実施していると言える。しかし、上記の問題点を解決して、さらに改善・発展させるためには、

点検・評価報告書 様式

教学マネジメントの観点からも改正大学設置基準への対応の観点からも、教育研究支援部門を中心とした教職員組織の再編が必要である。この一部については、「広島修道大学高等教育機構(仮称)」(第3章1.2参照)の検討という形で既に開始しているところであるが、研究部門に関しても検討が必要である。

FD・SD 研修会や各種セミナーへの参加率を高めるためには、それによって得られた知見を教育研究の場に生かしたことに対する大学としての評価が必要である。そのためには、教員活動状況評価表の項目を見直すとともに、まずは IR データとしてその結果の経年変化・学部・学科間比較等の分析を行い、大学レベル、組織レベル、教員個人レベルで活用できるようにする必要がある。その上で、顕著な活動をしている学部・学科・教員に対する表彰や教育研究予算のダイナミックな傾斜配分等の制度を導入するなど、インセンティブを設けることが一つの手段と認識している。

点検・評価報告書 様式

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援の方針	広島修道大学 WEB サイト>大学について>各種方針 https://www.shudo-u.ac.jp/information/principle.html
備考：	

第7章 学生支援（本文）

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学は、「学生支援の方針」に基づき、全学的に学生支援の体制を整備している。また、学生支援方針や支援内容については各部局や学部ガイダンスだけではなく各部局の案内冊子や本学WEBサイトで公開している。

1.1.1 学生支援の方針・体制

本学の「学生支援の方針」は下記のとおりである。

点検・評価報告書 様式

本学の全ての学生が学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、その資質及び能力を十分に発揮することを目的として学生支援に関する方針を定める。

1) 修学支援

- ①学修相談、指導及び初年次教育の実施に取り組む等、学生の主体的な学びを支援する。
- ②学内外における活動（海外留学、地域連携活動、ボランティア活動、サークル活動等）を促し、学生個々の目標にあわせた多様な成長機会を設ける。
- ③成績不振者、休学者、卒業延期者等の状況把握を行い、それぞれに充実した学生生活を送ることができるよう、関係部局が連携して適切な対応を行う。
- ④家計の急変等、経済的に修学が困難な学生に対して、学内外の奨学金等を通じた支援をする。

2) 生活支援

- ①学生の心身の健康を維持増進するため、健康相談、専門的な適応援助等を適切に行う。
- ②学生が快適で安全な学生生活を送れるように、学生の人権を保障し、ハラスメントの防止を徹底するとともに、様々な危機管理、危機対応の啓蒙活動に努める。
- ③障がいのある学生、留学生など多様な学生が、快適な学生生活を送れるように支援する。

3) 進路支援

- ①変化の激しい 21 世紀社会において、想定外の変化に対応し、自ら人生を拓き続ける力を涵養するキャリア形成支援を展開する。
- ②生涯を通じて社会に貢献する人材を輩出するために、一人ひとりの学生が納得できる就職等進路選択の支援を体系的に実施する。

4) 障がい学生支援

- ① 本学に在籍するさまざまな障がいを持つ学生や特別な配慮を要する学生（以下、障がい学生）が他の学生と等しく修学できる環境を保障する。
- ② 本学構成員は連携して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に定める合理的配慮に基づき、障がい学生の修学支援や社会参加に向けての支援を行う。
- ③ 障がい学生を支援する人材を育てる。
- ④ 本学の取組を学内外に公表し、障がい者理解の啓発に貢献する。

以上の学生支援方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながらチームとして支援を行っている。

1.1.2 修学支援（学習面）**<学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組み>**

本学における全学的な学習面での支援は学習支援センターを中心に行っている。学習支援センターでは、学習面における修学支援を行うスタッフとして、センター設立の 2005 年度から専任の学習アドバイザーを配置している（根拠資料 7-1【ウェブ】）。学習アドバイザー

点検・評価報告書 様式

一は学生の個人・グループでの学習等に利用できる「まなびコモンズ」に待機し、学生からの個別学習相談を受け付けている。また、学習アドバイザーはレポート作成法等のアカデミックスキルや英語学習に関する学生向けワークショップを開催している。ワークショップの開催は各学期のガイダンスや学内サイネージ等で案内しており、学生は自由に参加することができる。しかし例年 300 名以上あった延べ参加者数は、2023 年度はコロナ禍でオンライン開催となった 2020 年度を下回る 128 名まで低下している（根拠資料 7-2、根拠資料 7-3【ウェブ】）。

2015 年の協創館への学習支援センター移転時に、学生の個人・グループでの自主的な学習の場として利用できる「まなびコモンズ」を開設した。利用者統計によると、利用申込が必要なグループ利用のみであるが、2019 年度までは 1,000 名を超えていた利用人数が、コロナ禍の 2020 年度には 102 名にまで低下し、その後は 2023 年度に 513 名まで回復したもののコロナ禍前の利用者数には回復していない。個人利用については利用者統計を取っていないが、現在のまなびコモンズは個人の自習スペースとしての利用が大半をしめており、グループでディスカッションやプレゼンテーションの準備等を行うグループ学習の場としてはかつてほど活用されていないように思われる。その理由の一つには、スタディ・グループとして自主的なグループ学習を行っていた学生たちが卒業したこと、そしてそのタイミングでコロナ禍となり学生が利用できなかったことがあるのではないかと考えられる。そこで、学生によるグループ学習を活発にするために、新たなスタディ・グループを募集したところ、現在は ESS スタディ・グループのみではあるが、積極的に TOEIC 学習を行っている。

学習支援センターでは、2023 年度から「数学ピア」を開始した。これは、学生からの数学に関する質問に学生が答える形式での学習支援であり、授業期間中は週 2 回まなびコモンズにおいて学生からの質問・相談を受け付けている。

学習支援センターにおける学習相談の延べ数は、オンラインの学習相談を導入した新型コロナ禍の 2020 年度に一時的に低下したものの、ここ数年は 800～900 件前後を推移している（根拠資料 7-4【ウェブ】）。英語関連の相談件数が最も多い傾向は変わらないが、コロナ禍前は相談件数が多かったレポート・レジュメの書き方や文章の書き方といったライティング関連の学習相談が減少しつつあり、コロナ禍以降は時間管理に関する学習相談の件数が増えてきている。これは、学習習慣の確立を必要としている学生や学習の継続に困難を抱える学生に対する継続的な支援の需要が増えていることを反映している。

また、本学は 2024 年度から TA・SA 制度を導入し、今まで教員や学習アドバイザーしか行っていた補習教育や学習相談や学習指導補助等を担当教員の管理指導のもと TA・SA が一部行うことになった。

本学では全ての授業のシラバスにオフィスアワーを明記した上で、学生からの質問に対応できる時間を設けている。学習に関する相談は教員による学生の面談が中心であるが、教育懇談会などを通じて保護者との面談や学生も入れた三者面談などを行う場合もある。

各学部・研究科においても独自の取り組みを行っており、次のような事例がある。

【法学部の事例】

法学部では、期末試験前と成績発表時や履修登録期間には学部としてオフィスアワーを

点検・評価報告書 様式

設定し、学習に関する相談に対応している。

【経済科学部の事例】

経済科学部では、経済学検定試験や情報系資格試験を受験して資格取得を目指す学生には、受験料の補助、及び、参考書の無償配付を行っており、学生の資格取得を学部として推進している。人文学部教育学科では教員採用試験の合格率を向上させるために、8月に学生の受験対策を支援している。

【人間環境学部の事例】

人間環境学部では、学習の成果を客観的に評価するための手段の一つとして、2009年度から「環境社会（eco）検定」、2013年度から「3R検定」及び「気候変動検定（旧：低炭素社会検定）」の外部検定を導入している。これらの検定試験の受験料を学部が負担することで学生が自律的に学習を進められるようにしている。これまでの支援実績（単位認定者数）は表 7-1 のとおりである。また、2024年度から1年次の学業成績が優秀な学生が受講可能な「フィールド特殊演習」を開講した。実習にかかわる費用は学部で負担し、普段訪れることのないような地域の自然環境を実体験することができ、学生の学習意欲を高めるインセンティブになることを期待している。

表 7-1 検定試験支援実績 (単位：人)

検定試験等／年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
気候変動検定	33	30	5	10	9	21
3R検定	22	31	4	11	11	23
環境社会（eco検定）	20	29	8	8	10	9

【健康科学部の事例】

健康科学部心理学科は全学生が登録される LMS(Moodle)コースを利用し、有益な教材の提供や、学生同士が情報共有できるフォーラムを運営している。また、健康栄養学科では管理栄養士国家試験の合格率を向上させるために、週末の学習環境の確保や模擬試験の実施、模擬試験の成績が不十分な学生への個別面談などを行っている。

【国際コミュニティ学部の事例】

国際コミュニティ学部では、1年次生が大学生活にスムーズに移行することを目指し、初年次教育に力を入れている。特に、「修大基礎講座」、「ラーニングスキル」には、上級生にピア活動として参加させ、1年次生の学習・生活面での不安に対応している。

<障がい学生等に対する修学支援>

本学は、障がいのある学生の修学支援に積極的に取り組んでおり、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）等の学生に対する合理的配慮の提供、社会的障壁の除去について迅速かつ適切に対応している。それを支えてきたのは、2016年に制定した「広島修道大学障がい学生支援に関する内規」であったが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、これまでの経験を生かしたうえで2023年度より「広島修

道大学障がい学生支援に関する規程」を施行し、障がい学生支援についての基本姿勢、受け入れ方針等を本学 WEB サイトに公表している（根拠資料 7-5、第 7 章基本情報一覧）。配慮を要する学生への具体的対応については、入学前から学生センターが主担となって配慮申請者及び保証人と面談を行い、障がい学生が所属する学部長又は研究科長を中心に個別支援会議を設置し、診断書等から障がいの具体的な内容を把握し、学生から配慮希望の聞き取りを行い、障がい学生一人ひとりに合わせた、教育環境支援について協議している。その後、配慮申請学生の履修が決まり次第、授業を担当する教員へ配慮要請の内容を周知し、学習面での合理的配慮の提供を依頼している（根拠資料 7-6、根拠資料 7-7）。また、学生や保証人の要望に応じて、必要な器具（聴覚障がい者用の補助機器等）を購入するなどの配慮も行っている。

LGBTQ に関する申し出や相談があった場合にも、学生センター及び教学センターが状況に応じて個別に応じている。

<留学生等に対する修学支援>

本学では、海外の協定校より年に 2 回（4 月・9 月）交換留学生の受入れを行っている。交換留学生は半年または 1 年間本学に在籍し、日本語や多文化交流プロジェクト等の国際理解科目をはじめ、学部の正規授業等、多彩な提供科目の中から、本人の日本語レベルと興味・関心に沿った科目を受講できる。本学では毎年 6～7 月に、日本語を学習している協定校の留学生を対象に、日本語及び日本文化についての知識を修得するための日本語・日本文化セミナーを実施している。このセミナーでは、大学での講義のほか、フィールドトリップやホームステイを通して日本及び広島県の文化体験や、学生や地域の方々との交流を深めることのできるプログラムを準備している。

正規留学生に対する修学支援としては、留学生のみが履修できる日本語という言語に関する授業を提供するとともに、他の学生と同様に学習支援センターの利用や、学習アドバイザー、教員などにより学習相談が行われている。ほかにも、学外の様々な留学生向け奨学金の紹介を随時行い、一部の留学生に奨学金の配分が偏らないように取り組んでいる。

<学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対する修学支援>

学部ごとに成績不振学生についての基準を設け、該当する学生にはチューターもしくは指導教員（ゼミナール担当者等）が面談を行っている（根拠資料 7-8、根拠資料 4-16）。面談については教学センターに記録を残して、チューターや指導教員に変更が生じた場合に引継ぎが可能な体制を整えている。学部によっては、学習支援センターの学習アドバイザーとの面談も推奨し、学力面のフォローアップの協力体制を整えている。

保証人には 9 月と 3 月に成績通知書を送付し、単位修得状況について確認している。希望を受けた際には、教学センター、学部のチューター、指導教員が保証人との面談を行っている。また、広島県外で開催している教育懇談会においても、学部教員と教学センター職員を派遣し、履修に関する保証人との面談を実施している。

休学または退学希望者等に関しては必ず学部のチューターもしくは指導教員が学生と面談を行うことを義務付けている。必要に応じて保護者との面談や学生も入れた三者面談を行う場合もある。学生との面談を通じて学習相談や進路相談を行い、学生にとって最適な

選択肢を一緒に考えるようにしている。

<遠隔授業などで ICT を活用する場合における修学支援>

2020 年に始まった新型コロナウイルス感染症の蔓延時には、ICT を活用した遠隔授業の実施のため、大学としての学生支援体制を構築し、各科目で様々な工夫を凝らした授業を提供した。大学の支援体制としては、zoom の導入、LMS (Moodle) 活用の拡大、学内インターネット環境整備、遠隔授業聴取教室整備、PC 貸し出しなどを行った。このような支援体制により、学生が全ての遠隔授業を受講できるような体制を整備した。

2023 年度からは本学の授業方針として、対面授業を原則としながらオンライン授業を活用する「ブレンド型授業」を導入した。2024 年現在、PC の貸し出しは行っていないが、学生に対しては推奨 PC 情報を提供するとともに、経済的理由に伴う教育環境の格差を生じさせないために、学生が PC を利用できる情報教室も設けている。また、情報センターでは学生の PC 利用に関するアドバイスができるように情報教育サポート室を設置し、相談に応じている。なお、学生へのサービスの一環として、現在、モバイル・バッテリーの無償貸し出しを検討している。

全ての講義をオンラインで行う授業においては Q&A を事前に設けながら、質問に対応するための仕組み（主にはメールでの対応）を考え、講義によって複数の教員と SA が担当している。本学においては主に LMS(Moodle)を活用してオンライン授業を行うため、学生は授業動画に関しては一定期間再視聴が可能である。

1.1.3 修学支援（経済面）

本学では、学部生、大学院生に対し、日本学生支援機構などの外部奨学金のほか、本学独自の給付型あるいは貸与型の多様な奨学金制度を設け、学生への修学支援を積極的に行っている。これらの経済的支援については、学生に周知して就学困難を抑制したり学ぶ意欲を高めたりしている。第 1 に、本学独自の給付型学内奨学金には、修学奨学金、同窓会奨学金、経済支援奨学金、在学学生スカラシップ、課外活動スカラシップがあり、それぞれは以下のとおりである。

修学奨学金：家計支持者の死亡または失業等により家計が急変し修学が極めて困難な者に対し、毎年度 10 名（前期募集 5 名、後期募集 5 名）以内に年額 20 万円を給付する制度で、2002 年度から施行している。2023 年度には 3 名に 20 万円を給付した。

同窓会奨学金：同窓会からの指定寄付金に基づき、修学意欲があるにもかかわらず家計困難により学業の継続が困難な者に年額 20 万円ずつを 7 名に給付する制度で、2003 年度から施行している。2023 年度には 2 名に給付した。

経済支援奨学金：修学の熱意があるにもかかわらず、経済的な事由により学業の継続が困難とされる者に対し、毎年度 10 名以内に各 20 万円を給付する制度で、2011 年度から施行している。

在学学生スカラシップ：学部在学する正規学生で学業成績が優秀な者に対し奨学金を給付する制度で、2001 年度から施行している。2023 年度には 171 名に各 15 万円を給付した。

課外活動スカラシップ：本学学部在学する正規学生であって、その学業、人物ともに優れており、特に文化活動、体育活動その他の課外活動又はこれに類する活動において顕著な

点検・評価報告書 様式

実績を挙げた者について奨学金を支給する制度で、2004年度から施行している。奨学金は、団体 30 万円、個人 10 万円で、2023 年度は、3 団体、11 個人に給付した。

第 2 に、本学独自の貸与型学内奨学金として、短期特別奨学金がある。

これは、一時的に学費の支払いが困難になった学生に学費相当額を貸与する制度で、無利子であり、貸与期間は貸与を受けた月の末日から 2 か月以内としている。2006 年度から施行しており、2023 年度には 3 名の学生が利用した（大学基礎データ表 7）。

第 3 に、留学生あるいは海外留学をする学生への経済的な支援がある。

正規の外国人留学生に対しては、学費の減免措置を講ずることにより、経済的支援を行っている（根拠資料 7-9）。現在の学費減免採用総人数の上限は 120 名である。2023 年度の学部生の学費減免者総数は 12 名であり、その内訳は、授業料の全額免除 8 名、授業料の半額免除 4 名である。2023 年度の大学院生の学費減免者総数は 4 名であり、全員が全額免除措置を受けている（大学基礎データ表 7）。受入交換留学生に対しては、来日した際に留学一時金として 5 万円、受入期間中月額 5 万円を給付している（根拠資料 7-10）。また、留学生のための宿舍「インターナショナルハウス」を学外（広島市中区広瀬北町）に設置管理し、受入交換留学生を中心に提供している。

国際交流スカラシップについては、2024 年度から全学生を対象に、新しい留学支援制度である「WSP」が始まったことにより大きく変わった（根拠資料 7-11）。WSP の大きな特徴は、高難易度の留学を目指す「目標達成型（アチーブメント）」と、留学体験の効果を期待する「動機づけ型（スタートアップ）」の両タイプの留学プログラムを支援する、という点である。そのため、国際交流スカラシップは、学生一人ひとりの言語能力に応じた金額をプログラムに応じて算出する「ステージ奨学金」と、短期の海外セミナーにチャレンジする 1 年次生全員に対して一律 5 万円を支給する「チャレンジチケット」の 2 種類を設定している。特に「ステージ奨学金」においては語学能力が高く、留学期間が長いほど金額が高くなる仕組みとなっているため、学生は自分の目標設定にあわせたステージ要件を選び、本学での外国語等の推奨科目の履修・修得とあわせて、外国語資格取得について自主的かつ計画的に勉強を進めることができる（表 7-2 参照）。

表 7-2 WSP における国際交流スカラシップ制度（給付）

区分	対象	一人当たりの金額	採用人数
国際交流 スカラシップ	3 か月未満の海外セミナー（1 年次生）	チャレンジチケット 5 万円	全員
	3 か月未満の海外セミナー（2 年次生以上）	ステージ奨学金 学生一人ひとりの言語能力 に応じた金額をプログラム に応じて算出	各セミナー 5 名 以内
	3 か月以上の海外セミナー		全員
	交換留学		全員

第 4 に、卒業生や教職員の厚意による奨学金がある。卒業生の寄付によるものとして、「アーネスト奨学金（留学生対象、月額 5 万円、1 名）」と上領英之奨学金（大学院博士後期課程に入学する外国人留学生全員対象、年額 20 万円）があり、教職員によるものとして、「留

学生教職員給付奨学金（留学生対象、月額 3 万円、1 名）がある（根拠資料 7-12、根拠資料 7-13、根拠資料 7-14）。

外部奨学金としては、日本学生支援機構奨学金のほか、地方公共団体や民間団体の奨学金がある。日本学生支援機構については、2023 年度の応募者 204 名に対して、採用者は 188 名で、（種別ごとの人数は、第一種奨学金 58 名、第二種奨学金 103 名、給付奨学金 60 名の延べ 221 名）であった。大学院生対象の奨学金には、貸与型の日本学生支援機構奨学金がある。日本学生支援機構については、2023 年度の応募者は修士・博士前期課程 2 名あり、第一種奨学金、第二種奨学金に各 1 名採用された。

1.1.4 生活支援

本学では、学生の生活面での相談に対応する体制は保健室と学生相談室により構成している。

<学生の相談に応じる体制の整備>

学生が学生生活を営む中で直面する諸問題に対し、カウンセリングを中心とする専門的な適応支援・教育的支援を行うために 1970 年から学生相談室を設置し、個々の学生の学生生活の充実と人間的成長を促すことを目的に支援活動を行っている。

学生相談室の業務担当者は相談室主任 1 名（教員兼任）、常勤カウンセラー 2 名、非常勤カウンセラー 4 名、非常勤精神科医 1 名、学部相談員 7 名（教員兼任）で構成されている。相談室主任、常勤・非常勤カウンセラーは全員が臨床心理士資格を有し、内 2 名は日本学生相談学会認定の大学カウンセラー資格を取得しており、学生の心理社会的成長を専門的に支援できる態勢を整えている。

<学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮>

本学における学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮としては、学生が健康に大学生活を送り、かつ心身の健康を自己管理できることを目的に支援を行っており、本学保健室には看護師、保健師 3 名（専任 2 名、非常勤 1 名）と非常勤医師 5 名（内科 4 名、婦人科 1 名）を配置している。本学健康栄養学科の管理栄養士による栄養相談日や料理教室の実施、またトレーニングルームにてトレーナーによる運動指導なども適宜行っている。

学校保健安全法に基づき、全学生に対して定期健康診断を毎年実施し、定期健康診断終了後、健康診断結果通知書を返却することで病気の予防や早期発見に努めている。この健康診断結果に基づき、就職や学外実習時などに健康診断証明書が必要な場合には、証明書自動発行機で各自取得できるよう整備している。

本学には 2 つの医療費給付制度があり（広島修道大学学生災害傷害医療費等給付、学生教育研究災害傷害保険）正課中・通学中・サークル活動等の大学管理下とみなされる状況で発生したケガ等の治療費をいずれかの給付制度によって支給している（根拠資料 7-15【ウェブ】、根拠資料 7-16【ウェブ】）。また大学管理下外でのケガ等により 3 週間をこえる入院加療の場合には見舞金を支給している。

学生のケガや体調不良時の対応のほか、トレーニングルーム利用時のメディカルチェックとして、医師による健康相談日を適宜開設している。

点検・評価報告書 様式

その他、健康教育として保健室スタッフや学内外の講師による講演会や栄養相談、献血運動の推進、救急救命法・AED 講習会等にも取り組んでいる。

各学部・研究科では、各指導教員を中心に保健室や学生相談室等と連携して、心身に不調のある学生の相談に乗ったり支援をしたりなど寄り添っている。

<学生の交流機会確保等のための支援>

一人暮らしを始めた学生の不安解消等を目的に、2015 年度から新入生交流会を開催しており、2023 年度は新入生 154 名が参加した（一人暮らしは新入生の約 27%程度、広島県外出身学生は新入生の約 18%程度）（根拠資料 7-17【ウェブ】）。同じ高等学校出身者が一人、あるいはごく少数という新入生を中心に、出身市町村別グループ、学部・学科別グループの 2 部構成で実施、各共通項から多様なつながりが生まれるよう工夫し、大学周辺・広島市内の情報共有等を通して、不安を抱える新入生が友人の輪を広げ、順調な大学生活スタートをきる機会となった。また、一人暮らしの料理教室も開き、2023 年度には 4 月 12 名、5 月 11 名が参加した（根拠資料 7-18【ウェブ】）。

2024 年度には新入生を対象に学部を超えた交流の機会を与えるために、「新入生レクリエーション」を実施した（根拠資料 7-19）。入学してから半年後にアンケート調査を行った結果、「新入生レクリエーション」で知り合った友達との関係が続いている学生が多いことが明らかになり、新入生が大学生活に適應するうえで大きく役に立つプログラムであることを確認したため、2025 年度も実施することとしている。

<留学生への支援>

留学生と日本人学生との交流を促進するため、協創館（8 号館）に交流スペース「iCafe」を設置している。ここでは、留学生による母国の文化紹介等のイベントや留学生による語学講座などを行っており、留学生の友達を作りたい、留学生と交流したい、語学の勉強をしたい、といった学生たちの要望に応える施設として機能している。また、交換留学生をサポートするためのバディ（日常的に留学生の生活をサポートする日本人学生）制度や、留学生が居住する「インターナショナルハウス」で生活しながら、留学生の日本での暮らしをサポートするレジデント・アシスタント（以下「RA」という。）制度などもある。

どちらの施設も国際交流の場として機能しており、日本人学生にとっては、留学生と一緒に楽しみながら国際感覚を身につけることができると同時に、留学生にとっては孤立化を防ぐことにも貢献している。

正規の外国人留学生に対しては、国際センターが在留資格管理をするとともに毎月在籍確認を実施し、一人ひとりの状況把握につとめている。授業開始時期や成績発表時には個別に面談を実施し、学習相談、生活相談に応じるなどの手厚いサポートを行っている。

1.1.5 進路支援

本学では進路支援のためにキャリアセンターを設置し、学部生の低学年から大学院の高学年まで、年間を通じて体系的に支援を行っている（根拠資料 7-20）。具体的には、2023 年度実績では延べ 4,033 件の進路相談・書類添削・面接練習を実施しており、多様化する企業・団体等の採用活動に対応すべく、学部生・留学生・大学院生それぞれにあったキャリア

相談を実施している。相談には、民間企業志望者はもとより、公務員・教員志望者、大学院志望者と多岐にわたって来室している。

低学年次も含めたキャリア形成支援として、2013 年度から始まった単位認定を伴わない認定インターンシップは現在、「連携インターンシップ・連携就業体験」と名称を変更して継続している。2023 年度は、受入企業・団体等 31 社に対して 91 名の学生が参加した（根拠資料 7-21【ウェブ】）。

また、関係し合う企業・団体等を見聞することで、各社が協力しながら社会的価値を創造していることを知る機会を学生に提供することを目的に 2015 年度から始めた企業見学ツアーでは、2023 年度は、製造から小売までの一連の流れに関わる企業を訪問するツアーや空港で様々な業務に関わる企業のお話を現場で聞くツアーを実施した。

正課としては全学共通科目としてキャリアデザイン科目を設けており、主な科目としては、「大学生活とキャリア」、「インターンシップ入門」、「キャリアビジョンとキャリア形成」、「広島の事業承継を学ぶ」などがある（根拠資料 7-22、根拠資料 7-23、根拠資料 7-24、根拠資料 7-25）。これらの科目は、社会における多様な他者を尊重するとともに、自らの能力と個性を発揮できる人間力を養成することを目的としており、自己実現に向けた人生の道のりを展望し、その一過程としての就業やそれを通じた社会との関わりについて学ぶ科目である。

学部等では、学生に対してキャリアセンターの活用を促し、必要に応じて、キャリアセンターと連携した独自のキャリア支援プログラムの開発も行っている。例えば、法学部独自のキャリア教育として、公務職場などの体験が可能な特別実習科目を配置している。その他にも 1 年次生の履修指定科目である基礎演習 I において、公務員や法曹三者による講演会を実施し、キャリア形成に努めている（根拠資料 7-26、根拠資料 7-27【ウェブ】、根拠資料 7-28【ウェブ】）。国際コミュニティ学部では進路支援として、社会教育士（任用資格）の資格課程を地域行政学科カリキュラムに取り入れている。また、公務職場への就職を希望する学生が多くいることから、公務職場での経験を持つ学部教員による勉強会を開催している。また、キャリア・実習科目として「キャリアデザイン」や「インターンシップ／就業体験」を手厚く開講し、自らのキャリアを考える機会やスキルアップの機会、また就業体験の機会を確保している。

1.1.6 その他支援

学生の正課外活動としては、部活動やボランティア活動を中心とした社会貢献活動が代表的である。部活動に関しては学生センターが、社会貢献活動はひろみらセンターが中心に管理している。

学生センターでは、部活動など学生の正課外活動に対する支援にも力を注いでいる。2023 年度における公認団体数は 95 で参加学生数は 4,231 名である（根拠資料 7-29【ウェブ】）。それぞれの団体においてトラブルなく安全かつ円滑に適切な運営ができるよう、体育系だけでなく、文化系サークル、学生の自治組織である学友会に所属する学生、サークル顧問の教職員、学外指導者と多種多様な参加者を対象に、同じ会場で同じ内容のサークル研修会を開催している。この研修会については、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）主催の『UNIVAS AWARD2023-2024「KEI アドバンス賞」（学生支援に関する優秀取組）』を受賞して

いる。さらに、2024 年度には UNIVAS が制定した安全安心認証（UNIVAS SSC）制度の認証を受けたことから、施設補修や備品申請の明確化、事故発生時の対応迅速化、サークル全体の安全意識向上の実現をめざして、体育局・文化局を横断する形での周知やサークル研修会での座学・実技研修を実施し、事故対応の統一化を図っている。この UNIVAS SSC の運用については、『UNIVAS AWARD2024-2025（安全安心環境構築優秀取組賞）』優秀賞を受賞している。

本学には、1971 年度から学友会執行部と大学執行部から構成される大学協議会が設置されている。学友会は「広島修道大学学友会規約」に則って運営されており、大学協議会では、「広島修道大学協議会規程」と「広島修道大学協議会細則」に基づいて、学部の機構または施設の変更に関する事、学部の学費変更に関する事、学部の教育計画に関する事などについて協議している（根拠資料 7-30【ウェブ】、根拠資料 7-31、根拠資料 7-32）。この制度を通して、学生の要望を汲み上げている。学生センターは、定期的に学友会執行部と話し合いを持ち、物心両面から学友会の健全な発展に意を尽くしている。具体的には、学内 Wi-Fi 環境の整備、学内ベンチの増設、サークル活動支援など充実した環境の整備を進めている（根拠資料 7-33）。また、課外活動遠征旅費援助金（2023 年度 67 件、6,256,000 円）、全国大会出場激励金（26 団体・個人 590,000 円）、課外活動指導者の臨時的招聘に係る援助金、団体加盟費援助金、アイスリンク使用料援助、スカッシュ部練習場借上援助金、トレーニングルームトレーナー指導料を拠出している。

また、学長表彰、課外活動スカラシップ制度を実施して学生の課外活動を支援している。学長表彰は、学長賞及び学長奨励賞からなり、本学学生または本学学生で組織する団体が、学術・芸術・社会・体育・文化活動等の分野において、他の模範となる成績を修め、または貢献した場合に、これを表彰して賞状と記念品を贈るものである。2023 年度には、学長賞は団体 3、個人 11 名、学長奨励賞は団体 5、個人 23 名に贈呈した（根拠資料 7-34【ウェブ】）。

さらに本学では、学生の保証人を正会員とする後援会が組織され、「広島修道大学後援会会則」に基づき、学生生活の充実のための諸活動を共に行っている（根拠資料 7-35）。具体的には、本学を含む全国 6 会場での教育懇談会や後援会総会の開催、ゼミやサークル活動、運動用具等への助成を行っている。併せて、本学には、約 66,000 人を擁する同窓会が組織されており、「広島修道大学同窓会会則」に基づき、同窓会奨学金の給付のほか、サークル活動の支援を行っている（根拠資料 7-36）。具体的には予選を経て全国大会に出場するサークルへの援助金の支出、卒業生との懇談会（卒業生の仕事の話が聞ける交流会）等を実施している。

学生の要望に対応した学生支援については、学友会を通じて適切に行っている。すなわち、課外活動サークル、自治委員会、一般学生からの要望は、学友会がまとめた上で学生センターに提出され、同センターを中心に関連部局と協力して、学生にフィードバックを行っている（根拠資料 7-33）。

社会貢献活動に関しては、ひろみらセンターがボランティア活動、地域つながるプロジェクト、及び地域つながるスタートアッププロジェクト（2025 年度からは「地域つながるプロジェクト（発見型）」に名称変更）などにおいて学生支援を行っている。

ひろみらセンターが所管するピア・カウンターでは、ボランティア活動をはじめとした、学外での様々な学生の自主活動の支援を行っている。具体的には、本学主催のボランティア

事業及び学外のさまざまな団体が主催しているボランティア事業のうち「学外ピア活動に関するガイドライン」を満たしているかどうかを精査し、より安全で教育効果が望まれるボランティア活動に学生が取組めるよう、学生に情報を提供している。2023 年度の実績では、年間延べ 69 件、317 名の学生が県内を中心にボランティア活動を行っている（資料 7-37【ウェブ】、根拠資料 7-38【ウェブ】）。加えて 2015 年度から、ボランティア活動参加へのきっかけづくりとして、初心者向けのボランティア講習会を実施している。この講習会の目的は、学生がボランティアに対する正確な知識を得て、活動のイメージを膨らませながら、ボランティア活動参加の心構えについて学習する機会を提供することにある。また、2021 年からは災害ボランティアリーダー養成講習会も実施している。2024 年度には7月に2回実施し、15名の学生が参加した。過去4年間では延べ231名が参加している（根拠資料 3-37【ウェブ】、根拠資料 7-39【ウェブ】、根拠資料 7-40【ウェブ】）。

ひろみらセンターではまた、学生が主体的に地域と連携して課題解決に取り組む「地域つながるプロジェクト」及び同プロジェクトの準備段階として地域と連携して課題調査を行う「地域つながるスタートアッププロジェクト」に対する予算面や運用面での支援を行っている。また、これらのプロジェクトに参加する学生には、学研災付帯賠償保険（学研賠）の保険料を大学が負担し、学外での課外活動中の事故に対して対応している。

これらのプロジェクトには、2010 年度からの 14 年間で延べ 158 件、1,642 名の学生が参加している（根拠資料 7-38【ウェブ】）。また、毎年 2 月には、200 名以上が参加する活動報告会を開催し、連携先地域の代表者などから評価コメントをいただいている（根拠資料 7-41【ウェブ】）。

1.1.7 学生の基本的人権の保障

本学は、学生の基本的な人権を保障するために、「広島修道大学教員倫理綱領」及び「広島修道大学職員倫理綱領」において学生に対する倫理を下記のように規定している（根拠資料 6-1、根拠資料 7-42【ウェブ】）。

「広島修道大学教員倫理綱領」

2 学生に対する倫理

本学の教員は、学生の信頼に応え、知的営みの先達として、学生の学習する権利を擁護するとともに、本学が定める教育プログラムに則り教育活動を展開する。

- (1) 教育理念の実現に向けて、情熱と責任をもって教育活動に取り組む。
- (2) 授業及び研究指導において、学生の人格を重んじ、教育者として学生の自由な学習を支援する。
- (3) 自己の教育能力を開発し、授業の内容及び方法を改善することについて、不断の努力を怠らない。
- (4) 自己の教育活動に対する学生の評価・批判に真摯に対応する。
- (5) 成績評価、単位認定その他学生指導全般において公正及び公平を確保する。
- (6) 学生の個人情報については、特に注意し、過ちのないよう厳格に管理する。
- (7) 権威的な姿勢で学生と接しない。学生に対してその地位を利用したハラスメント等 人権侵害を行わない。

点検・評価報告書 様式

- (8) 教室内の秩序を維持し、学生の授業を受ける権利を保護する。
- (9) 講義要項や時間割の授業公約を守り、休講した場合は必ず補講をする。
- (10) 担当主題とは無関係な問題を教室に持ち込まない。
- (11) 学生やその保証人から金品の授受や贈答・接待を受けない。

「広島修道大学職員倫理綱領」

2 学生に対する倫理

本学の職員は、学生の信頼に応え、学生の学習する権利を擁護するとともに、本学が定める教育プログラムに則り、教育支援業務を行う。

- (1) 教育理念の実現に向けて、情熱と責任をもって教育支援業務を行う。
- (2) 学生の人格を重んじ、学生の自由な学習を支援する。
- (3) 自己の業務遂行に対する学生の評価・批判に真摯に対応する。
- (4) 業務の遂行に当たっては、公正及び公平を確保する。
- (5) 学生の個人情報については、特に注意し、過ちのないよう厳格に管理する。
- (6) 権威的な姿勢で学生と接しない。学生に対してその他位を利用したハラスメント等
人権侵害を行わない。
- (7) 学生やその保証人から金品の授受や贈答・接待を受けない。

上記以外に、本学はハラスメント防止のために次のような様々な取り組みを実施している。2000年度にはハラスメント防止・対応ガイドラインを作成し、本学 WEB サイト等で公開している（根拠資料 7-43【ウェブ】）。2014年度からはリーフレット『ハラスメントのないキャンパスを』を作成し、全学生・全教職員に配布し、そこでハラスメント相談員を紹介している。2019年度からは、全教職員を対象に eラーニングによる 3部構成のハラスメント防止研修を実施している。さらに、教職員向けに実施した eラーニング・コンテンツを学生用に見直し、学生がいつでも視聴できるように公開している。学部ごとの取り組み事例には次のものがある。

【商学部の事例】

商学部独自の取り組みとして「ゼミナール代表者連絡会」を 2018 年度より毎年 9 月に開催している。これは、2 年次生と 3 年次生の各ゼミナールの学生の代表者を集め、学部長と教務主任が懇談や意見聴取を行うものである。ゼミナールは各教員が少人数で行う授業であるため、他の教員や学生からは見えない閉鎖的な空間になりがちである。そこで、この「ゼミナール代表者連絡会」を、パワハラやアカハラ、セクハラ等のハラスメントを防止するための施策としても位置付けている。

【人文学部の事例】

1) 社会学科

社会学科では、2 年次より W チューター制度をとっており、学生が大学生活において直面した問題などを複数の教員に相談しやすい体制をとり、成績不振学生に対しても、チューター・副チューター・演習担当教員が連携して対応する体制をとっている。

点検・評価報告書 様式

2) 教育学科

学習面や生活面で困難を抱える学生について、毎月、学科の会議で情報を共有し、その事実を共有するとともに、学生センターや学習支援センターなど関連部局との連携を図るなど組織的な支援を実施している。

教職希望の学生のために、3年次後期から教員採用試験や私学の採用試験に向けての支援を行い、特に4年次の前期ならびに夏季休業期間、及び後期（公立保育士採用試験等）には、学生の求めに応じた支援（面接、模擬授業についての助言・指導）を学科教員全員で行っている。また、毎年2月に現職教員の卒業生と連携したイベント「教職フォーラム」を開催し、学生と卒業生が交流したり、現職教員による模擬授業に参加したりする機会を作っている。

教職以外を希望する学生についても、3年次前期末にキャリアガイダンスを実施し、後期にかけてキャリアセンターと連携したセミナー及びガイダンスを実施している。

正課外のボランティア等については、市の教育委員会等、公的機関と連携するものについては、担当者を決め、その参加を支援している（広島市「大学生による学校支援活動」）。

3) 英語英文学科

英語英文学科では、多様な学生支援と修学支援の取り組みを実施している。障がい等配慮学生の要望に応じて、日本語を第一言語としない教員を視野に入れ、日英2言語による配慮要請文書を作成し、成績不振学生にはチューター制度を活用した個別対応を行い、必要に応じて学習支援センターや学生相談室などの部局への紹介も積極的に行っている。修学支援では、LMS(Moodle)などのオンラインツールを活用し、メーリングリスト運用、授業運営、学科情報や課外活動情報の配信を行っている。入学前教育として、オンラインを活用した独自の準備学習を実施し、在学学生をアシスタントとして起用している。ゼミナール運営では低学年次の参加も促し、学年を越えた学びの場を創出している。大学院では副査制度を導入し、研究指導の充実を図っている。また、留学奨学金制度を充実させ、経済面での支援も強化している。進路支援においては、地域通訳案内士等の資格取得支援や通訳実践イベントを活用した指導を行っている。教職課程の学生には自習室を設け、現役教師である卒業生のネットワークも活用しながら、勉強会や採用試験の指導・支援を実施している。さらに、特別科目等履修生制度を通じて、学部生の大学院進学サポートも行っている。これらの取り組みにより、学生一人ひとりのニーズに応じた支援体制を構築し、充実した学習環境と将来への準備を提供している。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

1. 2 学生支援に関する定期的な点検・評価と改善・向上への取り組み

各部局は自己点検・評価委員会を通じて学生支援に関する主な事業に関して定期的に点検・評価を行っている。

点検・評価報告書 様式

学習支援センターでは学習習慣を確立するために継続的な支援を行っているが、学習面以外の支援が必要となるケースも多いため、学生センター等の他部局とともに支援内容を検討している。障がいのある学生に対する支援については、部局をこえた情報共有を積極的に図るため、2023年度からは「広島修道大学障がい学生支援担当者会議」が始まり、学習支援センターも参加している。また、支援内容を検討するため、2022年度には第37回初年次教育セミナー「学習支援と学生支援が有機的に連動する包括的学習者支援と合理的配慮」（講師：立命館大学 ヒューバート真由美氏）を開催した（根拠資料 7-44）。

学習支援センターが行ってきた成績不振学生に対するフォローアップ面談についての検証の結果、面談は各学部・学科でチューターや指導教員も行っており、学習支援が重なることによる教育効果があるとの分析結果が出なかったため、2025年度からは面談対象を再考し、1年次前期授業期間中の早期アプローチに力を入れることとした（根拠資料 7-45）また、学生センターでは学習支援（経済面）においても奨学金申請の実績を毎年点検し、見直しを行っている（資料：運営会議議題）。

キャリアセンターでは、コロナ禍であった2022年度までは予約者中心の対応形式であったキャリア相談を、2023年度からは予約者優先としながらも、予約なしで相談できる対応形式を積極的にとることで、相談対応数をこれまでで最も多い延べ4,000名超まで伸ばすことができた。これは、教員や学生からの「相談したいのに予約が取れない」という声に対応したものである。2024年度には、本学において独自の取り組みとして行ってきた「連携インターンシップ・連携就業体験」プログラムに対して、昨今のインターンシップの考え方の変化を踏まえながら検証を行った。その結果、通常のインターンシップと差別化を図りながら、実施時期や内容等の定義を行い、引き続き実施することとした（根拠資料 7-46、根拠資料 7-47）。企業見学ツアーについても、2022年度までの企業・団体等を単独で複数社訪問する形式から、ひとつのテーマに沿って関係し合う企業・団体等を複数社訪問する形式に変えたことで、学生たちの関心も高まり、申し込みが数日で埋まる状況となった。

全ての学部において、個人情報保護への配慮を十分にした上で、成績不振学生の状況と該当学生への修学支援のあり方について学部教授会で審議し、各学科・各担当教員で該当学生への支援を適宜実施している。実施による結果や経年的な変化等についても学部教授会で共有し点検・評価をしている。点検・評価の結果は、次期の成績不振学生への修学支援に際して活用し、より効果的な学生支援になるよう努めている。また、面談記録は、当該学生から生活面、学習面等について個別に相談があった際に必要に応じて使用している。以下では各学部における主な取り組みについて紹介する。

【経済科学部の事例】

経済科学部は、資格取得を目指す学生への受験料の補助、及び、参考書の無償配付を行う際に、当該学生が受験する資格試験等を記録し、受験の結果についても調査を行い、学部教授会において受験人数、試験結果の評価、合格者数等について報告している。

【人間環境学部の事例】

人間環境学部では、FD研修会やカリキュラム検討委員会及び教務委員会において、カリキュラムの点検や見直しを行う中で、特に学習面での修学支援を議論してきた。学力が低い

学生への支援は重点的に行ってきた一方で、学力が高い層への支援は積極的に行っていなかった。そのため、「学部長表彰」や「フィールド特殊演習」の授業を設けることで、そうした層の学習意欲の向上やそれ以外の層のモチベーションを引き上げることに取り組んでいる。また、学部内での議論において、外部資格試験の合格をもって卒業所要単位（各1単位）として認定することは適切でない判断し、2024年度カリキュラムからは受験料負担の補助を維持しつつ単位を付加しないよう改善した。

【国際コミュニティ学部の事例】

国際コミュニティ学部では、学生支援の改善に向けて主として教務委員会や学部教授会において検討を行っている。例えば、学習支援はチューター制度が中心的な役割を担っていることから、複数の教員へのチャンネルを作ることの有用性が指摘されたことを受け、サブチューター制度を導入した。また、障がい学生への支援については、教員より効果的な対応のためのノウハウの共有の必要性が指摘されたことを受け、障がい学生への具体的な支援内容とその効果を、個人情報に適切に配慮しつつ定期的に学部教授会において共有し、より良い支援とノウハウの蓄積につなげている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2.1 長所

本学における学生支援への取り組みの長所は以下のとおりである。

1) 修学支援の充実

学生の修学支援のため、学習支援センターに学習アドバイザーやTA・SAの指導補助者を配置し、学生の個別学生相談やグループ学習相談にも対応している。このような取り組みに対しては学生のニーズも高く、コロナ禍においても学習相談の件数は大きく変化しなかった。また、遠隔授業においても、PC教室等の整備や通信環境の整備など、ICTを活用して学習支援を行い、全学生が平等に教育を受けられる環境を整備している。

2) 障がい学生への合理的配慮

障がいのある学生に対しては、合理的配慮を提供するための規程や学内体制を整備し、部局の枠を超えた全学的な組織として障がい学生支援担当者会議を設置するなど、学内での包括的なサポートを行っている（根拠資料 7-5）。特に障がい学生に対して個別対応ができるような体制を構築したことは評価に値する。

3) キャリア支援制度の充実

本学はキャリアセンターを中心に就職支援を体系的に行い、年間を通じて学生一人ひとりに対応したキャリア相談やインターンシッププログラムの提供を実施している。

4) 学生の課外活動への支援

学生センターやひろみらセンターを中心に、部活動やボランティア活動への支援を行っ

ており、奨学金や遠征費の援助制度も整備されている。

5) 国際交流と多文化共生の推進

海外留学生と日本人学生の交流を促進するため、多文化交流イベントや日本語・日本文化セミナーが開催されており、学生の国際感覚を育成している。

以上の長所は、本学が学生に対して安心して学業や課外活動に取り組める環境を提供している点で大きな強みと言える。

2.2 問題点

本学の学生支援体制は、さまざまな側面において非常に充実しており、学生の学習・生活・進路をサポートするための仕組みが広範囲に整備されているといえよう。しかしながら、いくつかの課題もある。

1) 学生支援へのアクセス問題

本学は学習支援センター、学生センターを中心としながらもほとんどのセンターが学生支援のためのサポート体制を整備し、支援を行っている。学生へのサポートを円滑に行うためには、学生が困ったときにどのセンターに行けばよいのかをより分かりやすくする工夫が求められる。また、学習支援センターの利用者数がコロナ禍以降減少しており、特にグループ学習の場としての「まなびコモンズ」の活用が低調であるため、学習の自主性を促進するための手立てを考える必要がある。

2) 学生支援の負担

学生支援のための体制は学生のニーズをみながら整備しているが、昨今の支援の要望は多岐にわたりその数も増えている。特に、障がい学生に対する支援や留学生への支援などのニーズが増えている。それに対応するための専門スタッフの確保が必要と認識しているが、確保が難しい状況である。

これらの問題点は、学生支援の質をさらに向上させるために、解決が求められる課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の学習面での修学支援における全学的な取り組みは、学習支援センターを中心に行っている。学習アドバイザーを中心として学習支援を行い、一定の成果をあげているものの、学習支援を必要としている学生が自発的に学習支援センターへやっこない状況にあると考えられるため、教職員から学生のほうへアプローチすることが必要である。特に入学後の早い段階において学習支援を必要としている学生へアプローチすることができれば、学習の継続が困難な学生を減らすことにつながる。早期入試合格者を対象に実施している入学前準備学習プログラムにおける学習状況データ等をもとに、入学後の早い段階で学習支援を必要としている学生と接触し、学習アドバイザーによる学習相談などの修学支援につなげることが求められる。

点検・評価報告書 様式

障がいのある学生が有意義に学生生活を過ごせるようにするために最も重要な点は、人的サポートである。本学では、キャンパス内で身体に障がいを持つ学生に積極的に援助を行うように協力を求めている。また、授業の空き時間において、ノートテイクや移動・食事の介助などのボランティア活動を希望する学生には、学生課に「学生ボランティア登録用紙」の提出を求めている。本学は、登録者全員を対象にした障がい学生ボランティア保険（学生教育研究賠償責任保険）の加入体制を整えている。また、希望する学生及び教職員に、アクセシビリティリーダー育成プログラムの受講を勧め、大学全体で、障がいの有無や身体特性、年齢や言語・文化の違いにかかわらず、情報やサービス、設備・備品や環境の利便性を誰もが享受できる豊かな社会を創出する知識・技術・経験とコーディネート能力を持った人材の育成を目指している。

本学独自の奨学金について、採用人数や応募の機会を増やし、教育懇談会で保証人に向けても情宣を行っている。また、今後は家計基準についても見直しを検討することとしている。また、成績優秀者へのスカラシップ制度については、学生のさらなる学習意欲の促進のため、2024年度から給付金額を25万円に増額した。今後も経済的な理由で学生が修学を諦めることなく、また、モチベーションを維持できるよう支援内容を見直していく。

学生相談室では、学生に対してカウンセリングのほか、談話室の提供や対人関係研修会の開催などを行っている。コロナ禍であった2020年度～2022年度は、活動の一部を中止とせざるをえなかったが、2023年度より様々な活動を再開させてきた。また、2023年度より新たにワークショップ型の研修会を開き、クラフトワーク等の活動を行っている。こうしたカウンセリングや様々な活動は、学生の障がいや疾病の有無にかかわらず、希望する全ての学生を対象としている。

以上のように、本学は学習面及び経済面での修学支援やチューター制度での生活面や進路相談などを通じて、多様な学生の支援に取り組んでいるが、上記のような課題もある。学生が多様な経験をできるように、LMS(Moodle)コース等を活用して機会や情報を提供する現在の取り組みや、学習上の問題に対応するための学習相談は継続する必要がある。そして、適切な学習支援や進路支援等につなげるためにも、教員へのアクセスの心理的ハードルを下げるための取り組みとして、チューター制度の改善が必要であると認識している。

点検・評価報告書 様式

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究等環境の整備方針（研究活動支援並びに環境整備方針）	広島修道大学 WEB サイト>大学について>各種方針 https://www.shudo-u.ac.jp/information/principle.html
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
広島修道大学における研究者の行動規範	https://www.shudo-u.ac.jp/research/htpcot0000000zme-att/koudoukihan.pdf
広島修道大学研究倫理委員会規程	https://www.shudo-u.ac.jp/research/htpcot0000000zme-att/rinrikitei.pdf
研究倫理について（学部生用リーフレット）	https://www.shudo-u.ac.jp/research/htpcot0000000zme-att/web_researchethics.pdf
広島修道大学における人を対象とする研究倫理審査規程	https://www.shudo-u.ac.jp/research/htpcot0000000zme-att/kenkyuurinnrishinnsakitei.pdf
広島修道大学動物実験等に関する規程	https://www.shudo-u.ac.jp/research/htpcot0000000zme-att/doubutujikkenkitei.pdf
広島修道大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程	https://www.shudo-u.ac.jp/research/htpcot0000000zme-att/d5r60q0000000f6.pdf
広島修道大学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針	広島修道大学 WEB サイト>研究>研究倫理・コンプライアンス>公的研究費の不正防止について https://www.shudo-u.ac.jp/research/ethics.html
広島修道大学における科学研究費助成事業に関する規程	https://www.shudo-u.ac.jp/research/htpcot0000000zme-att/kakenhi_kitei20231206.pdf
広島修道大学における科学研究費助成事業の執行・管理に関する取扱要領	https://www.shudo-u.ac.jp/research/htpcot0000000zme-att/kakenhi_shikkoukanritoriatukai20230327.pdf
広島修道大学公的研究費不正防止計画	https://www.shudo-u.ac.jp/research/htpcot0000000zme-att/fuseiboushikeikaku2024.pdf
備考：上記規程等公表ページ	広島修道大学 WEB サイト>研究 研究倫理・コンプライアンス https://www.shudo-u.ac.jp/research/ethics.html

第 8 章 教育研究等環境(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

1.1.1 教育研究等環境整備の方針

本学は「教育研究等環境整備の方針」を定め、本学 WEB サイトで公表している(第 8 章基本情報一覧)。この方針に沿って、学生の学習環境や教員の教育研究環境を以下のように整備している。

各教室にはプロジェクターや電子黒板を整備している。また、可動式の机やいすを配置してアクティブラーニングを実施しやすくしている教室を中小規模の教室の中に設けている。さらに、オンライン授業の配信やオンデマンド型授業の収録のためにオンラインスタジオ 3 室(7 号館)を設置している。一方、教室以外の教育環境の整備も進めており、学生の自主的な学習を促進するために、学内の学習スペースとして、ラーニング・コモンズや自習室等(図書館)のほか、公務員試験等学習室・教職課程学習室・教職課程演習室(7 号館)、まなびコモンズ(協創館)、国家試験学習用スペース(9 号館)、音楽実習棟等をキャンパス内の様々な建物に整備している。さらにパソコンを自由に利用した自習を促進するためのスペースとして、自由演習室(フリーラボ; 6 号館)(パソコン 32 台)やことばラボ(語学自習室; 協創館)(パソコン 40 台)、まなびラボ(協創館)(パソコン 9 台)を配置している。2023 年度の延べ利用者数は、自由演習室が約 34,000 人(最も利用の多い月では約 5,000 人)、ことばラボが約 14,000 人(最も利用の多い月では約 2,000 人)であり、有効に利用されている(根拠資料 8-1、根拠資料 8-2)。加えて、2025 年の竣工を目指して新体育館を建設中である。この建設に伴い、テニスコート及びバレーボールコートの移設、全天候テニスコートの改修、3x3 バスケットボールコートの設置等を 2023 年度までに終えている。

また、大学院生には「広島修道大学大学院学生研究室使用規程」に基づき、研究科毎に独立した研究室と専用の演習教室(いずれも 3 号館)を整備しており、共通に使用する消耗品等の購入も認めている。

なお、教員の教育研究環境についてはおもに 1.3.1 で説明する。

1.1.2 ネットワーク環境や I C T 機器の整備と技術的支援

ICT を活用した授業の支援及び情報教育の実施のため、学内の無線 LAN のアクセスポイントを全 141 か所備え、パソコンを設置している教室を除く講義室・演習室のほぼ全てで無線 LAN 環境を提供している。これはコロナ禍の折に充実させたものであり、現在では学生が多く滞在する講義棟、図書館等においては、BYOD (Bring Your Own Device) を実現している。図書館では書庫を除く全館が無線 LAN に対応しており、1,000 人が同時にアクセス可能であ

る。また、電源コンセントもM2階エントランスホール及び3階閲覧機の各所に設置している。

また、パソコンを設置しているスペースとしては、情報演習室（6号館3階、4階の全14室、419台のパソコン）やGlobal Learning Studios（協創館2階の全5室、176台のパソコン；以下GLSという。）、まなびラボ（協創館1階、9台のパソコン）を設置している。図書館内にも学生用ノートPCを全部で100台備えている。

対外接続回線には、国立情報学研究所所管のSinet6と商用回線（CCCN）とを利用し、工事によって中断することのない回線を提供している。また建屋間では10Gbpsによる校内LAN（無線LAN含む）等のネットワーク環境を整備している。本学学生・教職員は、学術認証フェデレーション（学認：GakuNin）を利用して、学内環境に接続することができる。また、本学は国際学術無線LANローミング基盤「eduroam」にも参加している。

サーバーについては、メール、WEBサイト等の各種サーバー群に加え、オンライン学習のためのLMS（Moodle）サーバーを整え、教員にはいつでもどこからでも教材等を作成・提供できる環境を、また学生にもいつでもどこでも学習できる環境を整備している。また、情報演習室には授業支援システム「ウイングネット」を導入し、学生が使用しているパソコンの一括管理や、出席管理、学生画面の送信・モニタリング等を行えるようにしている。さらに、マイクロソフト社の主要製品を教職員・学生が簡単に利用できるように、同社とキャンパスアグリーメント契約（包括ライセンス契約）を締結している。

加えて、教員による教室の機器操作や授業運営補助等を行う学生スタッフの配置や、教員利用のコンピュータ等の情報機器端末に関する支援を行うために、2名の教員ヘルプデスクの常設等、人的な支援も行っている。教員ヘルプデスクの利用件数は、コロナ禍によって全面オンライン授業となった2020年度には年間560件にのぼり、その後は減少したものの2023年度も241件となっている。

1.1.3 情報倫理確立に向けた取り組み

教職員・学生に対する情報教育・情報倫理に関する情報を提供している（根拠資料8-3【ウェブ】）。さらに情報セキュリティの啓蒙活動として、独立行政法人情報処理推進機構の提供する映像コンテンツ等を、教員、職員、学生のそれぞれに向けて内部公開している（根拠資料8-4【ウェブ】）。

また、ソーシャルメディアを利用するにあたっての留意事項等を周知するために、学生向け配布物『CAMPUS LIFE』及び教職員向け配布物『教職員のためのハンドブック』に「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を記載している（根拠資料8-5【ウェブ】、第1章基本情報一覧）。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員

を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

1.2 図書等の整備と人員配置

本学の学部構成や学問の動向に留意して、専門書、学術雑誌等の図書資料を体系的に取り揃えている。2024年3月31日現在、図書911,592冊、視聴覚資料24,328点、学術雑誌6,152種、電子ジャーナル等の電子資料12,731タイトルを整備している(根拠資料3-1【ウェブ】、根拠資料3-2、根拠資料3-3)。

図書館の延床面積は、11,700㎡、収納可能冊数は120万冊である(根拠資料8-6【ウェブ】)。館内にはエレベーターが2基あり、バリアフリーに対応している。また、研究個室2室は車いすに対応しており、自習室には車いす専用の席を設けている。

図書館内には一般閲覧室のほか、研究個室15室、グループ学習室5室、ラーニング・commons、自習室、ライブラリーホール、展示ギャラリーがあり、多様な学習・研究活動に対応できている。座席総数は916席であり、そのうち図書館閲覧室以外で利用できる自習室の席数は105席である(根拠資料8-6【ウェブ】)。研究個室及びグループ学習室全室にはPCを設置しており、2階フリーPCコーナーにはPC25台を常設している。その他、書庫を含め館内にOPAC検索用のデスクトップ型PCを18台設置している。ラーニング・commonsは、学生がグループディスカッションやプレゼンテーションの準備・練習等授業外の協働学習を行う場である。ここには可動式机と椅子に加え、ホワイトボード、タッチディスプレイ5台、貸出用ノートPC30台、検索用PC4台、プリンタ2台を備えている。

国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムとしては、NII(国立情報学研究所)のNACSIS-CATへの参加、NACSIS-ILLを通じた他大学との相互利用を行い、CiNiiとの連動により資料提供の強化を図っている。これらの機能は、国立情報学研究所の学術認証連携ネットワークへの参加により、シングルサインオンシステム(SSO)から利用可能である。また、「コンテンツのデジタル化」に対応するため、2000年12月10日より、本学のコレクションである「明治法曹文庫」のうち著作権保護期間が満了した資料についてデジタル化し、デジタル画像共有の国際的枠組であるIIIFにて「広島修道大学デジタルアーカイブ」として公開している(根拠資料3-4)。これはIRDB経由でDOI(デジタルオブジェクト識別子)を付与し、国立国会図書館サーチ及びジャパンサーチと連携し、日本のみならず、世界からも容易に検索・閲覧できる仕組みを整えている。

人員配置については、図書館員21名のうち司書資格を持っている者が11名であり、所蔵チェック、書誌調整、図書原簿の管理等を行う情報管理係に4名(7名中)、閲覧・カウンター業務やリポジトリ管理等を行う情報サービス係に7名(11名中)とバランスのとれた適切な配置としている。また、図書館職員やピア・サポート学生が学生のPC操作質問等にも対応している(根拠資料8-7【ウェブ】)。ラーニング・commonsでは、外部委託による常駐の担当者1名とピア・サポート学生1名(授業期のみ)が、利用申込み受付、機器類の操作説明及び学習環境の維持にあたっている。以上の図書館運営に関する重要な事項を審議するために図書委員会を設置している(根拠資料8-8)。また、図書館資料の閲覧、利用、図書館施設の利用等に関しては諸規程を制定し適切な利用を図っている(根拠資料8-9、根拠資料8-10、根拠資料8-11)。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

1.3.1 研究活動支援

本学では、以下のとおり、個人研究費の支給、研究室・実験室の整備、研究時間の確保、人的支援の各側面から、教員の研究活動を支援している。

<個人研究費>

個人研究費として基準額 676,000 円を全専任教員に支給している（根拠資料 8-12）。さらに、この個人研究費には教員活動状況評価表の研究領域の実績（点数）に基づく上限 20 万円までの増額申請制度がある（第 6 章 1.3.4 参照）。

<研究室・実験室>

各専任教員には約 20 m²の教員研究室を提供している（根拠資料 8-13）。2024 年 10 月 1 日現在、全教員 194 名に対して、3 号館 98 室、第二研究棟 84 室、7 号館 12 室、9 号館 12 室の合計 206 室の教員研究室が利用可能な状態にある。さらに、人間環境学部人間環境学科、人文学部教育学科、経済学部経済情報学科の実験系の教員 6 名には、教員研究室とは別に約 20 m²の実験室を用意し、健康科学部心理学科の全教員及び同学部健康栄養学科の実験系の教員にも、授業と研究に使用する実験室をそれぞれ協創館と 9 号館に用意している（根拠資料 8-14、根拠資料 8-15、根拠資料 8-16）。

<研究時間の確保>

教員が研究時間を確保することを目的に、授業担当基準時間を 1 週間当たりにつき 8 時間又は 10 時間と規定し、やむをえずこの基準時間を超える場合には増担手当を支給している（第 10 章（1）基本情報一覧【ウェブ】）。また、教員は各自の意思により専門業務型裁量労働制のもとで就業することができる制度としている（2024 年度は全専任教員が裁量労働を選択している）。

<人的支援>

前述のとおり（第 6 章 1.2 参照）、科研費の獲得に向けて 2024 年度から外部委託による調書レビューサービスを導入している。また、現在、研究を直接支援する人材を科研費等により雇用できるようにするために、特任研究員制度を設けることを検討中である。

<研究成果の公表機会の提供>

本学では、本学の専任教員もしくは非常勤講師が研究成果を公表する機会を提供するた

点検・評価報告書 様式

めに、6種類の研究紀要（『修道商学』『広島修大論集』『修道法学』『経済科学研究』『人間環境学研究』『健康科学研究』）を、毎年度各1号もしくは2号刊行している（根拠資料 6-24【ウェブ】）。これらの研究紀要の掲載論文数は、2022年度はコロナ禍の影響が残り67本と低調であったものの、2023年度には83本に増加している（根拠資料 3-5【ウェブ】）。なお、研究紀要以外の出版助成については、第6章1.3.2に記載している。

1.3.2 研究倫理

<研究倫理体制>

本学は「広島修道大学における研究者の行動規範」を定め、公正な研究活動を行うよう構成員に求めている（第8章基本情報一覧【ウェブ】）。この行動規範の趣旨にしたがい、学長を議長とする研究倫理委員会を設置し、研究活動の推進及び研究倫理に係る事項を審議している（第8章基本情報一覧【ウェブ】）。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学省）に基づく「広島修道大学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針」を策定し、毎年度、公的研究費不正防止計画を策定して研究費を適切に管理している（第8章基本情報一覧【ウェブ】）。さらに、公的研究費を受給する研究者には年1回の説明会を開催し、コンプライアンスや研究費使用のルールを周知している（根拠資料 8-17）。この説明会には、外部資金の執行に携わる職員も全員が参加し、ルールを確認している。なお、科研費の執行については、年次で内部監査を受けるとともに、事務局長及びひろみらセンター長が指揮を執る独自のモニタリング調査も実施している（根拠資料 8-18、根拠資料 8-19）。

<研究倫理審査>

人を対象とする研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（厚生労働省）に基づいて「広島修道大学における人を対象とする研究倫理審査規程」を制定し、これに沿って研究倫理審査を行っている（第8章基本情報一覧【ウェブ】）。申請・審査件数は心理学や栄養学分野を中心として、2022年度には22件、2023年度には23件であった（根拠資料 8-20【ウェブ】）。

また、「広島修道大学動物実験等に関する規程」を制定し、本学で承認しうる動物実験や飼養保管の基準を明示している（第8章基本情報一覧【ウェブ】）。この規程に基づき動物実験委員会を設置し、動物実験計画や飼養保管施設設置に係る審査及び実施状況等の点検を行っている。委員会は審査・点検の結果を学長に報告し、学長は実験や飼養保管の可否を判断し、また自己点検・評価報告書の公開を行っている（根拠資料 8-21【ウェブ】）。審査件数は、2022年度が2件（動物実験計画＝1件、動物飼養保管施設設置＝1件）、2023年度が8件（動物実験計画＝6件、動物飼養保管施設設置＝2件）であった（根拠資料 8-21【ウェブ】）。

<研究倫理教育>

2017年度から研究者及び研究支援者の着任年度に、日本学術振興会が提供している研究倫理eラーニングコース（eL CoRE）の修了を義務付けている（第8章基本情報一覧【ウェブ】）。2022年度には、一般財団法人公正研究推進協会が提供しているeラーニングプログ

点検・評価報告書 様式

ラム (eAPRIN) を導入し、eL CoRE の修了者を対象に受講を求めることで、定期的な研究倫理教育を行う体制を整えている (根拠資料 8-22)。

大学院生には、修業年限内に eL CoRE を修了することを求めている (根拠資料 8-23)。学部生には、2023 年度までは全学共通科目の中で一律に研究倫理教育を実施していた (根拠資料 8-24)。2024 年度のカリキュラム改正に伴い、引き続き全学共通科目の中で研究倫理について説明する時間を設けるとともに、各学部・学科の主専攻科目の中でも専門性を踏まえた研究倫理教育を行っている (根拠資料 8-25、根拠資料 8-26、根拠資料 8-27)。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

1.4 教育研究等環境に関する定期的な点検・評価と改善・向上への取り組み

教育研究等環境のうち建物に関しては、例えば 2017 年度の「校舎等建替計画」においては 2028 年度の建替を予定していた体育館の状況を 2020 年度の時点で再点検したところ、老朽化が想定以上に進んでいること、地球温暖化の進行による冷房設備のない体育館での熱中症の危険性が高まったこと等の課題が顕在化した。したがって早期の改善が急務であると判断し、建替を 2028 年度から 2025 年度に前倒しすることを決定し、現在新築工事を行っている (根拠資料 8-28)。2025 年度の新体育館竣工後には、体育館の運動設備の更新・改善だけではなく、その周辺に学生の滞留スペースを設けることにより、教育研究等環境に関わる機能が格段に向上することを見込んでいる。加えて、現在、「校舎等建替計画」及び財政計画 (長期営繕計画を含む。) の見直しを行っている。

学内の無線ネットワーク環境については、アクセスポイントを検証しながら設置を進めている。また、毎年、現行のシステム・サービス内容について、利用者のアクセスログ等から利用動向を調査し、システムの点検結果から更新するシステムの設計等を行っている。各システムについては、4～5 年ごとに見直し等を行い、機器・システムの更新を行っている。さらに学内に設置のパソコンについては、セキュリティを保つため、毎月メンテナンスを行っている。

図書館の蔵書については、毎年度業者に点検を委託し、その結果に基づき適切な管理に繋がっている。

科研費については、学園による内部監査を受けるとともに、ひろみらセンターが自律的なモニタリング体制を構築している (根拠資料 8-18、根拠資料 8-19、第 8 章基本情報一覧【ウェブ】)。具体的には、助成金の不適切使用が発生する要因を洗い出し、不正防止計画を立て、それを実行に移すための詳細な手段を明文化した上で、結果をモニタリングして不正防止計画・手段を適切に実施していることを確認している。このプロセスを毎年度繰り返すことによって、不正の発生をもたらす潜在的要因を事前に除去している。また、本学の所属教員の研究分野が年々多様化し、広がりを見せていることに伴い、科研費以外に受給する競争的

資金等が多様化し、また受給額も増加している。そこで2024年度には、これまでの「広島修道大学受託研究規程」を改正するとともに、新たに「広島修道大学共同研究規程」「広島修道大学寄附研究規程」を制定することによって、それぞれの研究を明確に分類し、研究に携わる研究者の責務や研究費等の受給・取り扱いについて明文化した（根拠資料 8-29、根拠資料 8-30、根拠資料 8-31）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2.1 長所

教育研究等環境のうちハード面に関しては、教室やその他の教育施設、研究室や実験室、図書館、ネットワーク環境や ICT 機器等の整備・営繕を、長期的視野を持って計画的にかつ臨機応変に進めている。例えば2017年度策定の「校舎等建替計画」においては2028年度に建替を予定していた体育館の状況を2020年度の時点で再点検した結果、早期の改善が急務であると判断し、建替を2028年度から2025年度に前倒しすることを決定した（根拠資料 8-28）。

ソフト面に関しても、個人研究費の支給、科研費獲得に向けた人的支援、学術情報相互提供システム、研究倫理教育・情報倫理教育、司書の配置、各種ソフトウェアの機関導入等、必要な整備を行っている。特に、図書館が提供している各種サービス（データベース、電子ジャーナル、及び電子ブックの充実、利用者への情報提供サービス、学術情報の公開、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備）は、本学規模の大学図書館としては全国的にみても比較的高い水準にあると考えている。

2.2 問題点

ラーニング・コモンズや自習室等の学習スペースをキャンパス内の複数箇所に配置して、学生の利便性を高めている一方で、多くの学生がリフレッシュのために集うと同時に、長く滞留して自学自習や協同学習もできるような、利用に制約のない空間（居場所）が少ないことを問題点として認識している。これと関連して、学生支援に関わる教学センター、学生センター、キャリアセンター、学習支援センター等がキャンパス内に分散しており、学生にとって利便性が必ずしもよくないことも問題点として認識している。

また、個人研究費や調査研究費、外部資金等、各種研究費の適正な執行・管理を行っているところであるが、学部の増設に伴う教員数とその多様性の増大に伴い、研究支援体制及び研究倫理教育体制も見直すべき時期にあると認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学はハード面でもソフト面でも、教育研究のために必要な環境を学生及び教員に適切に提供している。

教育活動のさらなる活性化を目指して、本学の強みでもある水と緑の自然豊かなキャンパスを活かしながら、学生が居続けたくなるスペースとワンストップサービスの提供体制とを実現するために、2025年度からの次期中期事業計画における「校舎等建替計画」を策定しつつある。その一方で、コロナ禍を経てオンライン授業の有効性が認識されたことに鑑み、既存のパソコン教室のあり方や学生に推奨するデバイスの活用方法等についても検討

点検・評価報告書 様式

を進め、スクラップ・アンド・ビルドの観点から教育研究環境を整備していく必要がある。

研究活動のさらなる活性化を目指して、研究マネジメントの強化を支援するリサーチ・アドミニストレーターを導入や、若手研究者育成のための予算措置等、研究活動を包括的に理解し、支援する体制の構築を進める必要があると認識している。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
社会貢献・社会連携の方針	広島修道大学 WEB サイト>大学について>各種方針 https://www.shudo-u.ac.jp/information/principle.html
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献（本文）

評定：◎・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

1.1.1 社会貢献・社会連携の方針

「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を理念・教育目標として掲げている本学にとって、地域社会との連携や社会貢献、大学の知の社会への還元は、教育理念・目標の実現に向けて中核を成すものであり、正課内・正課外の両方において、また各種事業計画において重要視している。本学では社会貢献・社会連携の方針を、次の3つから構成している（第9章基本情報一覧【ウェブ】）。

(1) 地域社会の発展に貢献できる人材の養成、地域社会への貢献

- ① 学生及び教職員が、地域交流活動に主体的・積極的に参加することを通して、地域社会の発展に貢献できる人材の養成に努める。
- ② 学外の教育研究機関及び企業・団体、地域等と連携・交流を推進し、教育研究活動等の成果を社会のニーズに結び付けて、地域社会の発展と課題解決に貢献する。
- ③ 社会に開かれた大学として、「地域連携」「ボランティア活動」「生涯学習」「心身の健康支援・相談」等の事業を通じて、地域社会に貢献する。
- ④ 「生涯教育」の一環として、大学における「知」に基づく社会人の学び直しの場を創出し、リスキリングやキャリア教育等のテーマに沿った学び（リカレント教育）を展開することで、一人一人が能力を磨き続け、自己実現につなげることを支援する。

(2) 産学官連携ポリシー

産学官連携を積極的に推進することにより、本学の教育及び研究活動において得られた知の成果を広く社会に還元し、具体的な課題の解決やイノベーションの創出に取り組む。具体的には以下の6つである。

- ① 産業界及び地域の要請に応えるために、幅広い学術研究を推進する。
- ② 研究成果の社会における幅広い活用を推進するため、地域や企業等のニーズに基づいた共同研究、受託研究、寄附研究等に積極的に取り組む。
- ③ 本学と公的機関・企業等との組織同士の明確な契約による連携を基本とし、産学官連携により得られた知的財産を適切に保護・管理し、有効活用する。本学が承継することとした特許等を受ける権利については、本学の費用と責任において、速やかに権利化するとともに、その早期の事業化に努める。知的財産の活用によって本学が収入を得た場合には、発明者、大学に適切に還元する。
- ④ 産学官連携に取り組むことにより、産業界や地域社会が求める知識、能力、人間性を備えた社会の発展に貢献できる人材の養成に努める。

点検・評価報告書 様式

- ⑤ 研究倫理を尊び、法令及び本学諸規程を遵守することで、公平公正な透明性の高い産学官連携活動を実施し、社会から理解と信頼を得られるよう説明責任を果たす。
- ⑥ 産学官連携活動において、社会のニーズに迅速かつ的確に対応するための組織体制を整備する。

(3) グローバル人材の養成、国際化の推進

- ① 学生一人ひとりの目的や成長に合わせた、海外留学派遣プログラムを開発・推進する等、知識と実践力を備えたグローバル人材の養成に努める。
- ② 協定校の拡充に努め、地域と世界との架け橋になることができる外国人留学生を積極的に受け入れる等、学内の国際化を推進する。
- ③ 外国人留学生や受入れ交換留学生を対象としたインターンシップ、附属中学校・高等学校との連携によるグローバル教育、地域住民との交流等の取り組みを通して、地域活性化や多文化共生理解の促進に貢献する。

1.1.2 社会連携・社会貢献に関わる点検・評価と改善・向上

<学内組織、連携・交流体制の整備>

本学では、ひろみらセンターを社会連携・社会貢献活動を推進する中核的な部局として位置づけ、地域社会との連携を強化するための組織体制を整備し、学内外の関係者と積極的に協力して地域課題の解決や社会貢献活動を推進している。本学と地域社会とがそれぞれに持つ人材、知識、情報などの資源を活用して相互に協力することを目的とする連携を推進するため、2023年度時点で、7自治体（例：広島県廿日市市）、4金融機関（例：株式会社広島銀行）、1大学（広島市立大学）、5経済団体（例：広島商工会議所）、4企業（例：株式会社イズミ）の計21の包括連携協定を締結している（根拠資料9-1【ウェブ】）。

さらに2023年度（後半）からは、広島大学を主幹大学として中四国の15の国公立・私立大学が参画する「Peace & Science Innovation Ecosystem (PSI)」に加わり、2024年度からオープンイノベーション推進チーム及びひろみらセンターを中心として、社会課題の解決を目指す貢献を念頭に置きながらアントレプレナーシップ教育の推進に着手している（根拠資料9-2【ウェブ】）。

また、社会に貢献する実践的な経験を学生に積ませるとともに社会的な責任感を涵養することを目的に、ひろみらセンター内にピア・カウンターを設け、地域社会のニーズに応じたボランティア活動情報を学生に提供してマッチング支援を行っている。

一方、海外との連携や国際的な貢献活動を促進する役割は国際センターが担っている。同センターでは、海外との交流を促進するために協定大学の拡充に努めている。1985年に協定を結んだアメリカのノースカロライナ大学に始まり、現在は17カ国・地域の37大学と協定関係にある（根拠資料3-6【ウェブ】）。2019（令和元）年以降に新たに協定を締結したのは、フェリシアン大学（アメリカ）、サンカルロス大学（フィリピン）、ハワイ大学マノア校（アメリカ）、サラマンカ大学（スペイン）、リヨンカトリック大学（フランス）、ロンドン大学東洋アフリカ研究学院：SOAS（イギリス）、ムハマディヤ大学ジョグジャカルタ校（インドネシア）である。

<地域社会との連携による教育>

本学では、理念・教育目標にしたがって「地域社会の発展に貢献できる人材の養成」に向けた教育をいずれの学部においても行っている。以下に代表的なものを述べる。

【商学部の事例】

商学部はその専門上の特性から、大学が結んでいる包括連携協定先以外の企業や金融機関との連携も多く、それらを授業に活用している。具体的には、実学を重視する学部の方針から、実務家講師による講義が多数開講されており、野村證券、第一生命、日本労働組合総連合会広島県連合会の寄附講座や、独立系 FP、広島信用金庫、YMFG グループ・SMBC グループから講師が派遣される授業もある。「総合小売業界を学ぶ」という授業では、(株)イズミと連携して、大学内ではなく(株)イズミの本社で、店舗の見学や実地調査も含めた講義を行っている。「中小企業ビジネス講座」は中小企業大学校で開講されるセミナーと連携して、中小企業大学校で開講される授業である(根拠資料 9-3、根拠資料 9-4)。そのほかにも、非常勤講師やゲストスピーカーとして実務家を招いて行っている授業が多数ある。

【人文学部の事例】

人文学部では、社会学科が広島県警察と連携した科目を複数配置して、地域社会との連携・課題解決に取り組んでいる。教育学科では、学校教育インターンシップや教育実習・介護等体験実習、保育実習、社会教育実習等を通じて広島県を中心とした学校や公民館等社会教育施設と連携したカリキュラムを配置している。英語英文学科は、社会連携・社会貢献を意識した実践的授業を展開する通訳コースを有している。コース生は学内外のイベントで通訳として活躍している。

【健康科学部の事例】

健康科学部の心理学科では、現場での実践体験を積むことで心理学の学習や自らのキャリア形成に資することを目的とする「地域援助実践体験」という科目を設け、提携施設での社会貢献活動を継続して行っている(根拠資料 9-5)。具体的には、実践体験施設職員の指導の下、乳幼児の養育支援や、養育環境に恵まれないあるいは発達上の課題をかかえる児童・生徒の支援、学校不適応や非行少年・少女の相談相手となり、学習支援やレクリエーションの企画・実施等を通じたさまざまな支援を行うことにより、地域において心理学の知識を活かした実践活動の場を体験している。また、同学部の健康栄養学科では、「給食経営管理実習 II (地域配食)」の授業において、安佐南区の戸山地区の住民の協力のもと配食を実施している(根拠資料 9-6)。そのほか、ひろしま地域食材レシピ開発や、セブ島の貧困救済プロジェクト、スーパー藤三・瀬戸内フードコミュニティー・パレイヤデリと協力した商品開発等の取り組みを行ってきている。「フィリピン・セブ島の貧困救済プロジェクト」では、事業関係者約 50 名が集い調査の報告及び改善策の話し合いを行った 2022 年の「日比国際栄養カンファレンス」において、プロジェクト参加学生がこれまでの活動成果をオンラインで発表した(根拠資料 9-7【ウェブ】)。スーパー藤三との商品開発においては、おむすび等の販売が実現し、「お弁当・お惣菜大賞 2022」に「おこむす」(おにぎり部門入選数 12/3318)

点検・評価報告書 様式

「大葉香る！ちらし握り & レモンとイカ天ちらし握り」(寿司部門：入選数 23/3995) が入選した(根拠資料 9-8【ウェブ】)。瀬戸内フードコミュニティとの事業では、広島湾七大海の幸を使用したレシピ開発を行った。開発したレシピを学内食堂(アルカディア)に提供し、後期試験期間中に学生へ食事提供した。パレイヤデリとのお弁当開発の成果は日替わり弁当の販売につながっている。

【国際コミュニティ学部の事例】

国際コミュニティ学部は、1年次生向けの実習科目「体験実践」で、地方自治体や NPO 法人、地域の団体及び海外の教育機関等との連携を通じて、学生が地域課題に取り組む体験型の学びを提供している(根拠資料 9-9)。学生は、現場での実践活動を通じて、協働力や問題解決能力を育成し、地域社会への貢献を体感している。また、地域課題(例：少子高齢化、多文化共生、観光振興、環境保護など)を発見し、解決策を提案することが求められ、学生は実際の社会問題に直面しながら学習する機会を得ている。この1年次配当の「体験実践」で培った経験や学びは、3年次以降の配当科目である「地域プロジェクト」を通じて発展させるとともに、さらに深く地域課題に取り組む機会を得ている。同科目では、地域の住民や自治体、企業との共同作業を通じて、地域の課題に対する解決策を具体的に提案し、実践している。

<学生の地域交流活動への参加の促進>

学生が地域社会の課題解決に積極的に関与する機会を提供する仕組みとして、ひろみらセンターが主管となって「地域つながるプロジェクト」を実施している(根拠資料 9-10【ウェブ】)。これは、地域の自治体や任意団体を通じて、学生が地域の課題に取り組む課外活動である。広島市や周辺地域の課題(例えば、地域の少子高齢化や環境問題など)に対して、学生が主体的に解決策を提案し、地元住民や自治体との協力のもと実践している。さらに2021年度には、学生がより実践的な課題解決に向けての準備を行う機会を提供するために、準備段階のプログラムである「地域つながるスタートアッププロジェクト」を新設した(根拠資料 9-10【ウェブ】)。これらの活動は学生の成長を促進し、地域社会との深い連携を築く場となっている。「地域つながるプロジェクト」には、過去14年間で、計158チーム、延べ1,642名の学生が参加している(根拠資料 7-37【ウェブ】、根拠資料 7-38【ウェブ】)。「地域つながるスタートアッププロジェクト」では、2023年度に5チーム、2024年度には2チームが活動している(根拠資料 9-10【ウェブ】)。例えば、「ひろしま Global Bridge」では市中心部の洪水や土砂災害のリスクと避難先を示すハザードマップを5言語に訳した多言語版を作成し、廿日市市国際交流会ほか市内6か所に配布、広島県立図書館からの要望により寄贈した(根拠資料 9-11【ウェブ】)。なお、「地域つながるプロジェクト」の成果の一部は、防災意識をテーマにしたチーム(2022年度)、観光活性化をテーマにしたチーム(2023年度)、地域課題解決をテーマにしたチーム(2024年度)が広島県大学生地域連携活動発表会において発表を行っている(根拠資料 9-12【ウェブ】、根拠資料 9-13【ウェブ】)。

また、地域でおこなわれるイベント(防災イベントや地元の祭り)にボランティアとして参画し、地域住民との交流や教育啓発活動を行っている。ピア・カウンターを通じたボランティア活動は、2023年度には69件あり、317名の学生がこれを通じて地域社会に貢献して

いる（根拠資料 7-37【ウェブ】、根拠資料 7-38【ウェブ】）。さらに、ピア・カウンターを通じたボランティア以外に、例えば 2023 年度には、G7 広島サミット 2023 や三次市で開催された WBSC 女子野球ワールドカップに、通訳などとしての参加を学生に推奨するなどして、地域のイベント成功への一役としての貢献をしている。これらの活動を行った学生に対しては、イベント関係者より感謝状が授与された。

このほかにも、多数の学生が中国新聞の「キャンパスリポーター」に採用され、学生の視点で取材、調整、執筆をした記事が地元紙の紙面や WEB サイトで発信されている。2019 年度には 21 件、2020 年度 13 件、2021 年度 25 件、2022 年度 14 件、2023 年度 10 件、2024 年度（現時点）で 11 件の記事が掲載されている。

以上のような本学と地域のつながりを強化し、社会的価値を高める取り組みによって、学生の成長とともに、本学全体としても地域社会の発展に寄与している。

<国際連携による教育>

海外の協定大学とは、交換留学による派遣と受入れ、海外セミナー（長期、中期、中期）による派遣、本学が実施する日本語・日本文化セミナー（短期）への受入れの形で、学生交流を行っている。協定大学への派遣学生数は、2019 年度 199 名、2020 年度 0 名、2021 年度 46 名、2022 年度 97 名、2023 年度 84 名、2024 年度 66 名と、コロナ禍後の円安など経済的影響により漸減しているが、回復を目指して努力しているところである（根拠資料 9-14【ウェブ】）。一方で協定大学からの留学生の受入数は、2019 年度 82 名、2020 年度 8 名、2021 年度 0 名、2022 年度 17 名、2023 年度 42 名、2024 年度 77 名であり、コロナ禍後の着実な回復傾向を示している（根拠資料 9-15【ウェブ】、根拠資料 9-16【ウェブ】）。

留学生の受入れによって実現しているのが、キャンパスの国際化である。第 1 には、「iCafe」と呼ばれるスペース（協創館 1 階；国際センターに隣接）を中心にして展開しているさまざまな国際交流である。具体的には、協定校のある国や地域を留学生たちが紹介し合う Global Weeks や、留学生による語学講座（中国、韓国語、ベトナム語、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、チェコ語）が年間を通して開催されており、昼休みには留学生と日本人学生がランチを共にしながら交流する姿が見られる。ここでの交流の企画運営は、国際センター職員と連携しながら「iCafe ピア」と呼ばれる学生が担っている。

第 2 に、毎年 7 月の日本語・日本文化セミナーにおいて、海外協定大学から参加する約 20 名～30 名の留学生に、キャンパス内の宿泊施設「セミナーハウス」に宿泊してもらい、日本人学生に参加者一人ひとりをサポートする「日日セミナーサポーター学生」として活動させている。約 1 ケ月という短い時間であるが、留学生の生活をサポートしたり、学生企画行事を実施したりするなど、中身の濃い交流を行うことで、学内の国際交流がさらに活性化する期間となっている。

キャンパスの国際化を支えるもう一つの工夫は、国際センターが管理する留学生の居住施設である「インターナショナルハウス」（広島市中区広瀬北町）を中心とした活動である。ここでは、留学生歓迎会、ハロウィーンパーティー、クリスマスパーティー、餅つき大会などの行事が、留学生とレジデント・アシスタント（RA）、バディの企画運営により開催されており、国際交流の場となっている。また、同ハウスに住む留学生たちは、居住する地区の

点検・評価報告書 様式

行事や地域の小学校の行事などにも積極的に関わっている。コロナ禍により、しばらく交流が途絶えた時期もあったが、徐々に復活しており、現在では町内会（広瀬北町1区）の運動会や地域の祭りなどに留学生が積極的に参加して地域との連携を深め、多文化共生への理解促進に大いに貢献している。

さらに本学は、メキシコ・グアナファト州からの訪問団や韓国大学生訪問団なども受け入れており、本学の授業体験やキャンパスツアー、学生とのディスカッションの場を訪問団及び本学学生に提供している。これらの行事は、訪問団に貢献するとともに、参加する多くの学生にとって学内にいながら生きた国際交流を体験できる貴重な機会となっている。

年間に開催される国際交流イベント数（及び参加者数）は、コロナ禍前の2019年度の13イベント（約500名）に対して、コロナ禍の2021年度には0となった。しかし、2024年度にはiCafeだけで106イベント（ほかに17イベント）が開催され、参加者も総計で延べ1,000名を超え、コロナ禍前を大幅に上回る活動となっており、海外との連携がもたらすキャンパスの国際化により学生の活動意欲が活性化していると言える。

<教育・研究成果の社会還元>

教育・研究成果の社会還元の取り組みには次のようなものがある。

本学の教員が有する教育研究に関するシーズを、地域社会の様々なニーズにマッチングさせ、産学官連携を積極的に推進し、本学の教育及び研究活動において得られた知の成果を広く社会に還元することで、具体的な課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことを目的とした「ひろみらシンクタンク」を推進している。2019年度から2023年度までの5年間で、延べ496件の学外活動（兼業）を行っている（根拠資料9-17【ウェブ】、根拠資料7-38【ウェブ】）。

地域課題を学問的・実践的に紐解き、その解決の方途を、当事者意識を持ち多様な経験と能力を持つ人、当該地域課題の解決に意欲的な人が集まって議論をする集団及び場である「ひろみら地域協創スタジオ」を2021年度から運用している（根拠資料9-17【ウェブ】）。この制度は、2017年度から運用し3年間で延べ7スタジオの実績のあった「ひろみらイノベーションスタジオ」を拡充したものである。コロナ禍の影響もあり、2021～2023年度の3年間で1スタジオに留まっているものの活動は継続中である（根拠資料7-38【ウェブ】）。

大学における「知」に基づく社会人の学び直しを創出すること、より具体的には、地域住民に広く学習の機会を提供することを目的に、「公開講座」（無料）と「エクステンション講座」（有料）からなる「修道オープンアカデミー」を継続的に展開している（根拠資料9-18【ウェブ】）。「公開講座」には、2019年度から2023年度までの5年間で延べ27講座に1,098名の参加があり、「エクステンション講座」には、2019年度から2023年度までの5年間で、延べ63講座に5,458名の参加があった（根拠資料9-19【ウェブ】）。2024年度からは、社会人向けのリカレント教育として「リカレント講座」（有料）を導入し、キャリア教育やスキルアップを目指す社会人に対して学びの場を提供している（根拠資料9-20【ウェブ】）。2024年度のテーマは、GIS（地理情報システム）入門・基礎である（根拠資料9-20【ウェブ】）。この目的は、2021年度からの新指導要領で中学・高校の地理に加えられた地理空間情報に関する授業及び2022年度からは地理総合が必修化されたことを背景に、中学・高校の教諭に求められる技術、すなわち社会的ニーズが高い内容を提供することにある。「入

門」については定員 15 名を満たしており、「基礎」についても定員 15 名のところ 10 名の申し込みがあった。

大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みとして、模擬講義の提供がある。模擬講義の実施件数（及び参加者数）は、2019 年度 66 件（1,894 名）、2020 年度 39 件（1,047 名）、2021 年度 53 件（1,154 名）、2022 年度 60 件（1,507 名）、2023 年度 56 件（1,335 名）である（根拠資料 9-21、根拠資料 9-22、根拠資料 9-23、根拠資料 9-24、根拠資料 9-25）。例えば、人間環境学部では、高大連携の講義として 2019 年度に 3 件、2020 年に 1 件、2021 年に 4 件、2022 年に 3 件、2023 年に 4 件を、学内並びに広島修道大学ひろしま協創高等学校にて開催している。また、その他の模擬講義を、2019 年に 1 件、2020 年に 1 件、2021 年に 1 件、2022 年に 2 件、2023 年に 3 件、広島県と岡山県の 6 高校で開催している。さらに、2021 年～2023 年には、毎年 1 件の分野説明会を広島県と岡山県の高校において開催している。

<地域社会に開かれた大学の実現>

本学には、正規の学生として社会人学生が学部・研究科に在籍している。その数の推移は、2019 年度 27 名、2020 年度 27 名、2021 年度 31 名、2022 年度 34 名、2023 年度 37 名となっており、微増傾向がみられる（根拠資料 9-26【ウェブ】）。また、2023 年度に学位（修士）を授与した 25 名のうち、3 名が社会人（社会人入試による入学者）であった（根拠資料 9-27【ウェブ】）。本学にはまた、社会人等を対象とする「科目等履修生制度」がある。学部・研究科において単位認定を目的として科目を履修した人数は、2019 年度に 52 名、2020 年度に 40 名、2021 年度に 43 名、2022 年度に 42 名、2023 年度に 39 名であった（根拠資料 9-28【ウェブ】）。

本学の図書館は学外者にも開放されており、地域住民が自由に利用できる施設となっている。学外者の利用登録数は、2019 年度に 1,001 名であったが、コロナ禍で学外者利用を停止していたために、再開後の 2023 年度は 474 名にとどまっている（根拠資料 9-29）。学外者の来館者数も、コロナ禍前の 2019 年度には延べ 5,745 名であったのに対して、2023 年度は延べ 2,417 名であった（根拠資料 9-30【ウェブ】）。地域社会とのつながりを強化する一環として、本学の教育研究施設が地域に広く開かれたものであり続けるための努力が必要である。

臨床心理相談センターは、地域住民に対して幅広い心理相談を提供する地域に開かれたセンターとして機能している。2022 年度には 469 件、2023 年度には 354 件の相談があり、地域住民や他機関と連携して心理支援活動を行っている。2024 年には、能登半島地震の被災に伴い、広島市及び近隣地域に避難した住民を対象に心理支援活動をおこなった。また、臨床心理士や心理援助の専門家に対する研修会も開催しており、地域全体の心理支援の質向上に貢献している。

大学での体験を将来の進路選択に役立ててもらうことを目的に、キャリア教育の一環として、中学生対象のキャンパス見学会をひろみらセンターで開催している（根拠資料 9-31【ウェブ】）。本学の概要説明、施設見学、模擬講義、大学生との懇談会などを実施しており、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間で中学校延べ 41 校（広島県 38、鳥取県 1、島根県 1、大阪府 1）、1,677 名が参加している。さらに図書館では、中学生の職場体験の機会を提供

点検・評価報告書 様式

している。2019 年度には 2 件（2 名ずつの計 4 名、各 2 日間）、コロナ禍を経て 2024 年度には 1 件（2 名、2 日間）の受入れを行っている（根拠資料 9-32、9-33【ウェブ】）。

広島市西区に位置する広島修道大学附属ひろしま協創中学校・高校とは、年間を通して連携事業を積極的に行っている。そのうち、中高生と本学への留学生との交流を兼ねた「神楽鑑賞会」には、中学校・高校の近隣住民の参加を可能とし（2023 年度、2024 年度）、日本文化を介した三者の国際交流が、地域貢献としての役割も果たしている。さらに本学が位置する地域の公立大塚小学校・中学校の要請を受けて、留学生と小中学生との交流行事も行っており、社会連携・貢献に積極的に取り組んでいる。ほかにも、本学は中国地方の大学連携組織である「教育ネットワーク中国」に加盟しており、中高大連携事業に積極的に参画している。

学部レベルでは、例えば健康科学部心理学科において、学外での自主的な活動を促すことを目的とした「地域援助実践体験」の活動の一つとして、広島フェニックスライオンズクラブが広島県内の小・中学校において開催している「薬物乱用防止教室」に学生を講師（広島県のヤング薬物乱用防止指導員の資格保有者）として派遣して、啓発活動を行っている。これについては、2023 年度に薬物乱用防止活動及び国際麻薬委員会における発表の功績に対しライオンズクラブ国際協会から感謝状が贈呈された。

本学が地域社会に開かれた大学であることを示すために、本学 WEB サイトでは、随時、社会連携や社会貢献活動の情報を公開している。社会連携・社会貢献に関する WEB ニュース発信数は、2022 年度に 21 件、2023 年度に 25 件、2024 年度に 26 件であった（根拠資料 9-34）。また、本学学生が参加する地域イベント（ボランティア活動報告会など）に対して共催者等として関わったり、大学全体として参加したりすることも可能な限り行っている（根拠資料 9-35）。中でも最大の活動は、毎年広島市で開催される大型イベントである「ひろしまフラワーフェスティバル」に参加し、ステージや広場の運営で祭りの盛り上げに貢献していることである。2024 年の「ひろしまフラワーフェスティバル 2024」では、卒業生の地元広島での起業・経営により提供している商品販売の出店を組み込むなど、同窓生を介した社会との連携を意識した試みを行った。学園創始 300 周年にあたる 2025 年の「ひろしまフラワーフェスティバル 2025」に向けては、地域に還元・貢献できる企画をより拡大・充実される方向でプロジェクトチームの取り組みを始めている。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

1.2 社会連携・社会貢献に関する定期的な点検・評価と改善・向上への取り組み

全学では毎年度の点検・評価の一環として、ひろみらセンターが主管している「地域つながるプロジェクト」・「地域つながるスタートアッププロジェクト」や修道オープンアカデミ

点検・評価報告書 様式

一などにおいて、参加者アンケートを実施・分析して、その結果を次年度の活動に活かしている。例えば「地域つながるプロジェクト」の一つであった「防災チーム」プロジェクトは、1 年度目の活動報告会において防災イベントの対象者に関するコメントを地域代表者から受け、そこから示唆を得て、次年度の活動では子供とその保護者にターゲットを限定したイベントを企画し成果をあげた（根拠資料 9-35）。なお、「地域つながるプロジェクト」の活動報告会では、学外からの審査員を加えた審査を行っており、各賞の発表と総評によって報告会を締めくくっている（根拠資料 7-41【ウェブ】）。また、「地域つながるプロジェクト」の実施状況の点検・評価を経て、2021 年に新たに「地域つながるスタートアッププロジェクト」を創設した。

また、コロナ禍に見舞われた 2020 年度に全学的に對外活動が制限されたことを奇貨として、包括連携協定の実効性を高めるための検討を行った。具体的には、本音ベースでの議論ができるよう連携協定先への訪問回数を増やすなど相互の連絡調整を密にし、そのうえで、連携事業に係る具体的な実施計画を立てて事業を実施し、年度末にその振り返りを行い、次年度の連携事業に反映させることで PDCA サイクルを廻している。

学部・研究科レベルでは、その多くが事業計画として社会連携・社会貢献活動を掲げている。それらの部局では学部教授会、学科会議、研究科委員会、専攻会議、及び部局等自己点検・評価委員会で重層的に自己点検・評価を行い、改善・向上につなげている。また、好実践については FD 活動を通じて発表・共有をしている。さらに、次のように独自の点検・評価も行っている。例えば経済科学部では、「地域つながるプロジェクト」や、学外のコンテストやフォーラムへの参加の奨励及び成果の報告・情報共有を学部教授会で行っている。健康科学部では、心理学科の「地域援助実践体験」において実習先の施設の職員を招いて発表会を行い、頂いたコメントを次年度の準備学習等に活かしている。国際コミュニティ学部の体験実践では、報告会において受入れ先となった自治体等から担当者を招いてポスター発表へのコメントを頂くことによって、活動先の拡充や活動前後の学習内容などの改善を行っている。また商学研究科では、実際に社会で活躍している修了生とのつながりを維持することも、地方私立大学にとって重要な社会連携のパイプであると考え、大学院同窓会の開催を通じて、社会人修了生との意見交換を行っている。

教員個人レベルでは、毎年度実施している「教員活動状況評価表」において、評価対象となる領域の一つとして社会貢献領域を設定している（根拠資料 9-36）。この領域では、国、地方公共団体、教育団体などの委員や各種団体などと連携した研究・教育活動、社会における審議委員等としての活動、公開講座・市民講座の取り組みや新聞・テレビのインタビューへの対応などを記載することとなっており、各教員に社会貢献活動について振り返る機会を提供している。評価点の集計結果及び全体の評価点分布は大学評議会で報告され、各学部及び大学の点検・評価の一つとなっている。なお、社会貢献や産学官連携等の活動のために学外で業務を行うことを積極的に推進する一方で、本務との利益相反マネジメントや業務管理が必要となったことから、学外からの依頼による活動に関する「兼業依頼状（兼業許可申請書・許可書）」の制度を 2023 年度に導入し、情報管理を行っている（根拠資料 9-39【ウェブ】）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2.1 長所

本学が地域社会との連携を通じて社会貢献を果たし、地域課題の解決に寄与していることを示す特色として、以下の4項目を挙げることができる。

まず、社会連携・社会貢献活動の中核としてひろみらセンターを位置付けることによって、地域課題の解決に積極的に取り組む組織体制を整備している。これは、地域社会との連携強化と貢献を促進するための基盤となっている。

第2に、学生が地域社会との深い連携を築き、その成長を促進することを目的に、地域企業や金融機関等との連携による正課内の実務的な科目に加えて、正課外の「地域つながるプロジェクト」、地元の大型イベント、ボランティア活動等を通じて、地域の課題に対して主体的にかかわる活動に積極的に参加できる環境を整えている。

第3に、協定校との学生交流やグローバル教育プログラムだけではなく、留学生と地域住民との交流を促し、地域社会の多文化共生理解を促進し、異文化間の橋渡し役を担っている。

第四に、「ひろみらシンクタンク」などを通じて、地域の具体的な課題解決に貢献する研究プロジェクトを推進している。

2.2 問題点

「ひろみら地域協創スタジオ」の進行停滞や、ボランティア活動に参加する学生数の減少、図書館の学外利用者数の減少など、コロナ禍の影響から完全に回復できていない。また、社会連携・社会貢献活動や改善プロセスに対する全学的な評価基準の統一が図られていないため、PDCA サイクルが機能している活動と必ずしもそうとは言えない活動とが存在している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

ひろみらセンターを中核に据えた組織体制を整備し、産学官連携や地域課題解決型プロジェクトなど、具体的な社会貢献活動を推進している。これにより、学生や教職員が主体的に地域課題に取り組む場を提供し、地域との連携強化を進めている。また、ボランティア活動や地域イベントへ積極的に参加している。しかしながら、例えば産学官連携活動においては、特定の分野や地域に偏りが見られ、より広範な分野での展開が必要である。そのためには、おもに教職員に対しては、産学官協議会のような相互交流の場を提供して新たな研究教育活動の萌芽を促すとともに、研究成果の社会への還元のために知財化の支援を大学として行うことが有効であろう。一方、学生に対しては、高度な研究や社会実践的研究に触れる機会を提供する多様な産学官ラボの設置が効果的であろう。これらを展開する前提として、社会連携・社会貢献活動に対する評価や改善プロセスに関する全学的な統一基準やガイドラインの確立が必要であると認識している。さらに、学生のボランティア活動、あるいはRAやパディの活動の認知度を高めるための学内での広報活動の強化も必要である。以上の発展方策を着実に実施することにより、地域社会に開かれた大学という本学の特色をよりいっそう進化させていきたい。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	大学運営・財務に関する方針	広島修道大学 WEB サイト>大学について>各種方針 https://www.shudo-u.ac.jp/information/principle.html
学長選出・罷免に関する規程	学長の任免及び任期に関する規程	https://ru058.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJLogin.jsf
	学長候補者推薦に関する申合せ	
役職者の職務権限に関する規程	広島修道大学役職設置規程	https://ru058.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJLogin.jsf
	学校法人修道学園業務決裁規程(法人事務局・大学部編)	
教授会規程	広島修道大学学部教授会規程	
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人修道学園 役員等名簿	学校法人修道学園 WEB サイト>情報公開>役員等名簿 https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/Officer_list.html
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学長の任免及び任期に関する規程	https://ru058.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJLogin.jsf
職員採用規程	学校法人修道学園就業規則〔本則〕（大学部編）	
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	監査報告書	学校法人修道学園 WEB サイト>情報公開>財務状況・監査報告書 https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/financial.html
	独立監査人の監査報告書	
事業報告書	事業計画・事業報告	学校法人修道学園 WEB サイト>情報公開>事業計画・事業報告 https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/jigyokeikaku.html
	事業計画・事業報告書	広島修道大学 WEB サイト>大学について>情報公表>事業計画・事業報告 https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/planreport.html
備考：		

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

1.1 大学運営に関する方針

本学は「大学運営・財務に関する方針」を定め、本学 WEB サイトで公表している（資料：本学 WEB サイト）。この方針を教職員及び学外に周知し、関連法令及びこの方針に基づき関連する規程を整備し、適正な手続によって大学運営を行っている。

学長等の役職者の権限と役割を規定しており、それらの定めによる適正な手続のもとで、選任や意思決定、権限執行等を行っている（第 10 章（1）基本情報一覧【ウェブ】）。例えば学長の選任方法（任免及び任期）は、「学長の任免及び任期に関する規程」によって定めており、学長候補者の推薦は、「学長候補者推薦に関する申合せ」に基づいて行い、その結果を全構成員に開示したうえで理事長に報告し、理事長は学園理事会に諮り学長を選出している（第 10 章（1）基本情報一覧【ウェブ】）。

また、全学に関連する事項や規程等の制定・改正等については、学長を議長とした大学運営会議、大学評議会において審議し、学長が最終的に決定しており、一方、各学部等に独自の事項については学部教授会または研究科委員会等で審議・決定している。これらの組織の権限と役割も規定しており、それらの定めによる適正な手続のもとで、意思決定、権限執行等を行っている（根拠資料 2-2、根拠資料 2-3、第 10 章（1）基本情報一覧【ウェブ】、根拠資料 10(1)-1、根拠資料 10(1)-2）。

さらに本学に関する事項のうち、学則の改正等本学を設置する法人による判断が必要な事項については、学園常務理事会、学園理事会、学園評議員会において審議・議決している。この際の大学と法人の権限と責任は明確であり、法人が大学を適切に管理している。

法人においても、役職者の選任、その権限と役割、及び組織の権限と役割を規定しており、それらの定めによる適正な手続のもとで、選任や意思決定、権限執行等を行っている（根拠資料 10(1)-3【ウェブ】、根拠資料 10(1)-4、）。さらに、私立学校法及び「学校法人修道学園寄附行為」第 17 条に基づき、学園監事が法人の業務及び財産の状況について監査を行い、また「学校法人修道学園内部監査規程」に基づき理事長の下に設置された監査室が、法人業務の一環として本学の業務・財務・システム監査を行っており、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能が働いている（根拠資料 10(1)-5【ウェブ】）。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

1.2 予算編成・予算執行

本学の予算編成は、大学の中長期事業計画及び財政計画を指標とした予算編成方針に基づき策定している。予算編成方針は、既存事業の見直しとともに真に必要な重点施策に集中的に投資することを柱として、毎年度、収入の多様化及び支出の効率化についてのいくつかの目標を大学運営会議で審議・決定している。例えば、2025年度予算作成においては、常経費における1%のマイナスシーリングを設定している。

具体的な予算編成手続は次のとおりである。各学部・部局等から予算要求される内容について、予算管理部局の財務課において重点事業・特別事業・計画営繕事業・教員経費・部局経費ごとに取りまとめ、予算委員会で審議する（根拠資料 10(1)-6）。予算委員会は学長が指名する副学長が議長を務め、学長室長、事務局長、総務部長、財務部長、学長が委嘱する各学部の教員1名、財務課長により構成している。財政計画を指針として予算委員会で承認した予算案については、大学運営会議にて審議し、大学評議会、学園常務理事会、学園評議員会及び学園理事会の承認を経て決定している。

予算執行は、決定した予算と関連諸規程に基づき適切に行っている（根拠資料 10(1)-7、根拠資料 10(1)-8、根拠資料 10(1)-9）。具体的には、各学部・部局等の担当者が事業遂行の起案にあたり、原則として複数業者から見積書を取り、決裁権限者が稟議決裁し、経理課で複数名が支払伝票の確認を行っている。また、資金運用についても規程等に基づき厳格に行っている（根拠資料 10(1)-10、根拠資料 10(1)-11）。

予算執行に伴う効果の分析・検証は、次年度予算編成時に予算委員会で行うほか、前年度決算状況によりその効果が認められない場合には、財務課で部局等へのヒアリングを実施し、次年度予算に向けて検討するよう促している。また、予算執行の過程から決算処理に至るまで、学園監事、監査室及び有限責任監査法人により厳格な監査を受けている。さらに、学内構成員向けに毎年4月に「予算説明会」を、また毎年6～7月には「決算報告会」を実施し、冊子（『広島修道大学の財政 ○○年度予算』『広島修道大学の財政 ○○年度決算』）を作成して学内に配布するとともに大学 WEB サイトにも公表し、本学の予算並びに計算書類及び各種財務比率等からみた財政状況を解説している（第10章（2）基本情報一覧【ウェブ】）。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・

ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

1.3.1 法人運営・大学運営のための組織

法人にはその運営に必要な組織として、総務課、人事課、財務課、経理課からなる法人事務局を置き、合計で 22 名の職員を配置している（根拠資料 10(1)-13【ウェブ】）。

大学には、総務課と人事課からなる総務部、財務課と経理課からなる財務部、及び総合企画課からなる学長室と、第 3 章（1.1.2）で述べた 9 種類のセンター等の組織を置いている（根拠資料 10(1)-14【ウェブ】）。各部局には業務内容に応じて必要な人員を配置している。

学長・副学長は、直接的には総務部・財務部・学長室の職員と協働して大学の運営に当たっている。特に、大学運営会議の打合せのために毎週開く会議では、学長・副学長・学長室長・事務局長・総務部長・財務部長・総合企画課長が意見交換等を行い、連携を図っている。センター等の組織においては、その長や次長は基本的に専任教員が務め、職員組織の事務部長・課長等と協議しながら、業務執行に最終的な責任を持つ。また、センター等による施策や運営に学部等の要望等を反映させるために、委員会等の会議体を設けており、各学部から選出された専任教員によって構成している。センター等の組織に配置された職員は、組織の長及び職員組織の上長の指示を受けて業務を円滑に遂行するとともに、学生、保証人、学外関係者、教員等の要望を組織の長や上長に伝達し、また改善策等を提案して、業務の改善・効率化に努めている。

本学では 2010 年度の第 2 期中期事業計画以来、大学運営の基本的な考え方として教員と職員とが協力して大学を創っていく「教職協創」を掲げ、教職員が一体となって中期事業計画・単年度事業計画に沿った事業を推進してきた。この伝統は本学にしっかりと根を下ろしており、各組織・会議体等において教員と職員が協働・連携できる体制を整えている。この協働体制の効果が明瞭に発揮されたのが、2020～2021 年度の新型コロナウイルス感染拡大という非常時、特にキャンパスへの学生の立ち入りを全面的に禁止した時であった。教員は短い期間で複数のオンライン授業の方法を習得し、授業内容に合った適切な方法によるオンライン授業を行った。また、国家資格に関わる実習などの対面授業が必要な科目については、十分な感染対策を施した上で対面授業を実施した。さらに実習科目などで学生を学外に派遣する必要がある場合には、派遣先の感染症対策の確認と派遣時に学生が感染していないことの確認を行った。一方、職員は教室を含む全ての学内施設における感染防止対策、オンライン授業に必要なアプリケーション・ソフトの機関契約や LMS（Moodle）のサーバの増設、オンライン授業の配信やオンデマンド型授業の収録のためのオンラインスタジオの整備など、教員のオンライン授業が円滑に行われ、学生に対する教育の質が落ちることのないよう支援した。さらに、学校法人古沢学園と共同で、学生・教職員等（教職員の家族、法人が設置する中・高等学校の教職員・生徒、他大学学生、出入り業者等を含む。）に対するワクチン職域接種（大学拠点接種）を準備し、十分な感染対策の下に円滑に遂行した。

1.3.2 職員の人事・業務評価と処遇改善

職員の人事異動は規程に基づき、職員人事委員会において、職員一人ひとりの人材育成及び資質の向上、組織の円滑な業務運営・継承、新たな事業への対応等を視点として決定している（根拠資料 10(1)-14、根拠資料 10(1)-15）。また職員の採用は、職員採用計画に基づき、

点検・評価報告書 様式

一般公募により実施している。新卒採用に加えて既卒採用も行い、2023年度（2024年4月1日入職）には9名を採用した。また、校舎等建替計画による建設工事等の円滑な遂行のために、一級建築士の採用を第Ⅱ種契約職員または臨時職員として採用してきた。

職員の業務評価は、「学校法人修道学園職員人事考課規程（監査室・法人本部・大学部編）」に基づいて人事考課を適正に実施している（根拠資料 10(1)-15）。具体的には、考課者及び被考課者は、考課期間の職務遂行目標及び能力開発目標の設定並びにその達成度を相互に確認及び理解するために目標面接を行っている。さらに、人事考課結果を被考課者に通知するために考課者はフィードバック面接を行っている。なお、被考課者は考課者から考課結果の通知を受けたとき、その内容に異議がある場合は学長に対して異議申立てをすることができる制度となっている。

処遇改善の観点からは、人事考課による能力、成果、意欲に係わる基礎資料を、部局や職員に対するキャリアアップ支援の判断材料、職員の長所・課題に応じた業務割振の判断材料、及び職員の配置についての判断材料等に活用している。また、人事考課結果を勤勉手当に反映する制度を導入している。なお、2019年度には人事給与制度の見直しを行い、シニア世代の経験値を十分に活用するため、職員再雇用制度を廃止し、職員の定年を60歳から65歳へ延長した。

1.3.3 SD活動

本学のSDには、①日本私立大学連盟をはじめとする各種のFD・SD研修への派遣、②学内の各種研修の実施、③その他の取り組みがある。2023年度には、日本私立大学連盟等の研修に5名（CD研修1名、AD研修2名、大学教育学会2名、）を派遣した。学内研修としては、全学のFD・SD研修会を2回開催し、それぞれ330名以上の教職員が参加した（第2章1.3を参照）。また、メンタルヘルス研修会を開催し、教職員336名が参加した。eラーニングによるハラスメント研修も実施し、教職員370名（97%）が受講を終了している。人事考課研修としては、2023年度に考課者研修を1回行い、職員24名が参加した。教育力アップセミナーには職員7名が参加し、初年次教育セミナーには職員9名が参加した（第6章1.3.1参照）。

さらに本学では、SDと自己啓発を目的として、専任職員に上限7万円の研修経費補助を実施しており、2023年度の実績は13名であった。2023年度からは専任職員を対象とした上限1万円の書籍購入補助も実施しており、実績は13名であった。また、2009年度からは、ブラザー・シスター・プログラム（B・S・P）を設け、職員間のメンター・メンティの育成を通じた職場の活性化を図っている。以上の研修活動は、毎年度発行する『事務研修』において報告されている。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、

当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
 ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に仕組み、効果的な仕組みへとつなげているか。

1.4.1 監査

大学運営の監査は、法令等に基づき、適切な根拠をもとに実施し、改善案を提案している。具体的には、学園監事、会計監査人である監査法人及び学園内の監査室が、定期的にそれぞれの特性を活かした点検・評価をし、改善が必要な場合には進言を行っている。これら機関等はそれぞれの独立性を保つとともに、三様監査連絡会で一堂に会し、情報共有や意見交換等を行うことによって、適切な大学運営に資するため有機的に機能している。

<学園監事監査>

「私立学校法」第 37 条及び「学校法人修道学園寄附行為」第 17 条に基づき、学園監事が本学園の業務及び財産の状況について監査を行っている（根拠資料 10(1)-3【ウェブ】）。学園監事は全て学外有識者であり（2025 年 6 月以降は常勤監事を置く予定）、弁護士、公認会計士及び金融関係有識者で構成されており、多面的な監査を行っている。具体的な監査では、毎会計年度に学園監事監査を 2 回実施し、11 月には事業計画進捗状況、5 月には事業報告及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等）について、理事から状況を聴取している。また、学園常務理事会、学園理事会及び学園評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産に関し、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認し、学園理事会・学園評議員会に対して報告し、監査報告書を提出している。各会議体においては、必ず監事の意見を聴取するとともに、指摘事項についてはその改善結果の報告を行っている。

<会計監査人による会計監査>

「私立学校振興助成法」第 14 条に基づき、「学校法人修道学園会計監査人の選任等に関する規程」によって選任された監査法人が、学園の会計処理及び計算書類について会計監査を行っている（根拠資料 10(1)-16）。具体的には、毎会計年度、策定された監査計画に基づき、重要な虚偽表示リスクの識別と評価、理事との意見交換等を行っている。期中において、大学側から疑問点等が発生した場合には、窓口としての経理課が速やかに監査法人に相談し、解決を図っている。最終的には、文部科学省に届け出る計算書類に添付する監査報告書を提出している（第 10 章（1）基本情報一覧【ウェブ】）。

<内部監査>

「学校法人修道学園内部監査規程」第 5 条に基づき、理事長の直下に設置された監査室が、学園の業務・財務・システム監査を行っている（資料 10(1)-5【ウェブ】）。具体的には、毎会計年度、策定された監査計画書に基づき、被監査部局がルール通りに機能しているかを検証し、理事長に対して監査報告書を提出している。加えて、規定どおり実務が運用されず、不正・誤謬の排除が有効に行われていない場合は、各部局への改善勧告を行うよう理事長に進言している。改善勧告を要するとの報告を受けた理事長は学長宛てに「業務改善計画書」及び「業務改善結果報告書」の提出を求め、計画内容及び改善結果を確認するとともに、必

要に応じてフォローアップ監査を実施している。

<三様監査連絡会>

学園監事監査の開催に先立ち、5月と11月の年2回、学園監事、監査室及び監査法人が一堂に会し、監査法人が作成した監査計画の検討、意見交換や情報共有を行い、大学運営の適切性を担保している。

1.4.2 大学運営に関する定期的な点検・評価と改善・向上への取り組み

広島修道大学自己点検・評価規程に基づき、現状を把握し、大学・学部等の理念・目標との関連で体系的に点検・評価し、管理運営の効率化を図るとともに、これを通して理念・目標の実現を目指し、かつ、大学の社会的責任を遂行している（根拠資料 2-4）。点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項については、広島修道大学自己点検・評価委員会が改善を求め、大学運営会議が改善計画を策定し、関連する学部等あるいは部局に改善を指示するとともに次年度以降の事業計画に組み込むことで、改善・向上に取り組んでいる。

例えば、自然災害を想定して継続して検討してきた事業継続計画（BCP）を2021年度に策定したことに対して、同年度の大学自己点検・評価委員会はそれを評価しつつも、新型コロナウイルスのような感染症等、自然災害以外を想定したBCPの拡充が必要であると指摘した（資料 10(1)-17【ウェブ】）。そこで、翌2022年度の事業計画にBCPの拡充を盛り込み、同年度末までに感染症等の危機を想定事態に追加し、これに備えたBCPに改正した。

広島修道大学2040将来構想委員会では、「2040年の広島修道大学ビジョン」の検討途上において、大学運営に係る業務の多様化と量の増大化に伴い、業務効率が次第に低減してきており、業務のスリム化・効率化・DX化・コスト削減について、早急な対応が必要であるという認識を共有した（第1章基本情報一覧【ウェブ】）。これを踏まえ2023年度の事業計画において、「職場DXの推進に向けたロードマップの作成」や「業務情報システムにおけるクラウドサービス利用のガイドライン等の整備」等を掲げるとともに、これらの加速化に寄与するため「業務効率化タスクチーム」を設け、DX化の前提となる業務や手続きのフローおよび様式の課題を全学的、部局横断的に抽出した。チームによる従来のやり方にとらわれない改善案にしたがい、業務の一部においてペーパーレス化による効率化を実現している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2.1 長所

大学と法人の権限と責任を明確に区分しており、法人が適切に大学を管理している。また、学長の選任、学長等の役職者の権限と役割、及び組織や会議体の権限と役割は、規程上に明確に定め、適正な手続のもとで運用している。これら大学運営上の透明性と教員・職員の連携とによって、大学全体及び各組織は適切に機能している。

予算編成は大学運営会議で決定した予算編成方針に基づき策定している。具体的な予算案については予算委員会において関連部局に対するヒアリングを行ったのちに審議し、続いて大学運営会議にて審議した上で、大学評議会、学園常務理事会、学園評議員会及び学園理事会の承認を経て決定している。予算執行は、決定した予算と関連諸規程に基づき適切に行っている。また予算執行による効果の分析・検証は予算委員会で行い、効果が認められな

点検・評価報告書 様式

い事業については、財務課が部局等へのヒアリングを実施し、次年度予算案の策定に向けて検討するよう促している。さらには、より広範囲の視点から、学園監事による監査、会計監査人による会計監査、監査室による内部監査を行っている。

2.2 問題点

課題として認識している点として、私立学校法の改正に伴い内部統制システムに係る常勤監事を含む監事、会計監査人、監査室の位置づけと権能について再定義し、円滑な点検・評価体制を維持する必要がある。

また、業務効率化タスクチームによる検討結果を踏まえて、業務のスリム化・効率化・DX化・コスト削減を行うことは、大学運営上の喫緊の課題と認識している。

さらに、現在の本学の事業継続計画（BCP）では自然災害と感染症等による危機事態を想定しているにとどまり、サイバー攻撃やデジタルシステムの障害等、現代において頻発している危機事態を想定していない。これらに対するリスクマネジメントも考慮した包括的なBCPの策定が必要と認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織をそれぞれに設け、適切な人員を配置しており、各組織は適切に機能している。また、法人と大学は事業計画や予算編成について、連携しつつ、それぞれが慎重に審議して決定している。今後も互いに連携し合うことによって、適切な内部統制システムを構築していかなければならない。特に学校法人に求められるコンプライアンス、リスク管理の体制と、大学における体制との円滑な協働体制の構築が重要と認識している。

業務の効率化に関しては、特に大学運営のデジタル化を促進することによって、事務作業の負担を軽減し、教職員がより多くの時間を教育や研究活動に集中できるようにする必要がある。加えて、教職員向けにデジタルスキルを習得するための研修を提供するなど、ITリテラシーの向上を支援する方策も必要と考えている。関連して、2025年度予算作成においては、経常経費における1%のマイナスシーリングを設定したところであるが、これによるコスト削減の効果はもちろんのこと、事業計画を達成する上で必要な予算が必要な部局等に適切に配分されているかについても点検・評価する必要がある。

BCPについては、デジタルシステムの障害等の危機事態を追加し、独自の事務システムを導入・管理している部局間で連携して対応策を検討し、版を修正する必要がある。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	
財務諸表（6カ年分）	該当しない
決算報告書（6カ年分）	該当しない
事業報告書	該当しない
監事による監査報告書（6カ年分）	該当しない
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	該当しない
<公立大学>	
財務諸表（6カ年分）	該当しない
決算報告書（6カ年分）	該当しない
事業報告書	該当しない
監事による監査報告書（6カ年分）	該当しない
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	該当しない
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/finance.html https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/financial.html
財産目録	https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/financial.html
事業報告書	https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/planreport.html https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/index.html
監事による監査報告書（6カ年分）	https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/financial.html
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	https://www.shudo-u.ac.jp/gakuen/publicinfo/financial.html
備考：	

第 10 章 大学運営・財務（2）財務(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

1.1.1 中期財政計画

本学では、教育研究活動を持続的に発展させていくため、中長期事業計画を策定している。現在、「第4期中期事業計画（2020年度～2024年度）―地域の元気を、修大から（ビジョン）」の最終年度となっている（第1章基本情報一覧【ウェブ】）。この中期事業計画に沿って中期財政計画（長期営繕計画含む。）を策定し、これに基づいて単年度の予算を策定している。

しかしながら、2019年度から2022年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大による各事業の中止・縮小に伴い、旅費交通費・奨学金費・光熱水費等の支出が大幅に減少した。その一方で、オンライン授業の導入による学生・保証人の経費負担を支援するために、奨学金「学修継続支援金」として学部生に8万円、大学院生に4万円を支給したことにより、総勢6,176名に対して総額4億9千万円の支出となった。このように、原則的には中期財政計画に沿った単年度予算に基づいた支出を行いながらも、臨機応変に対応している。また、必要に応じて財政計画そのものを見直すことも行っている。例えば、営繕のための検査において体育館の老朽化が想定以上に進んでいることが判明し、また毎年の如く生じる異常気象下において、冷房設備のない体育館での熱中症の危険性が高まっていることから、2021年3月開催の第263回学園理事会・学園評議員会において、2028年竣工予定であった新体育館の建設を前倒しし、2025年秋の竣工とすることが決定され、校舎等建替計画が修正された。この時、大学経営を取り巻く環境が自然災害やコロナ感染症等によって不確実性を増していることに鑑み、緊急時等に備えるための自己資金の安定的確保を目的とした借入金の活用も視野に入れた財政計画に修正している。2023年度には、文部科学省の学部再編等による特定分野(デジタル・グリーン等)強化支援事業に選定され、新学部の設置を検討している。これに伴い、2024年度には、当初の計画と乖離が進んだ「校舎等建替計画」及び中期財政計画の見直しを進めている。

1.1.2 財務関係比率に見る健全な運営の確保

本学の主な財務関係比率の参考として、日本私立学校振興・共済事業団発行『今日の私学財政（大学・短期大学編）』の財務比率と比較した結果は、次のとおりである。

2023年度の本学の事業活動収支計算書関係比率は、人件費比率 50.3%（*1『今日の私学財政』比率 48.0%）、教育研究経費比率 34.5%（同 36.5%）、事業活動収支差額比率 11.3%（同 7.1%）、学生生徒等納付金比率 79.1%（同 81.3%）となっており、支出については改善の努力が必要である（大学基礎データ表 10）。事業活動収支差額比率については、過去5年間で概ね 10%前後を推移しており、将来に向け財政面の余裕を表している。また、学生生徒等納付金比率は第3期認証評価時よりは 7.2 ポイント下がっており、収入源多様化の効果が表れている。

点検・評価報告書 様式

法人全体の貸借対照表関係比率においては、純資産構成比率 92.9% (*2『今日の私学財政』比率 88.3%)、繰越収支差額構成比率 1.0% (同比率△15.5%)、流動比率 368.6% (同比率 263.2%)となっている(大学基礎データ表 11)。純資産構成比率が高く、総資産の調達源泉が自己資金により構成され、長期的に財政状態が安定したものとなっている。流動比率においても、資金流動性が健全な状態にあると言える。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、本学を設置する修道学園は継続して「A(正常状態)」の経営状態を維持しており、健全な財政状態と言える。

今後については、新学部設置や物価及び労務費等の高騰により、施設設備等への投資が厳しい状況に直面せざるを得ないという認識を持ち、その状況において本学の教育研究を持続的に推進するための中期財政計画を策定する必要がある。*1 日本私立学校振興・共済事業団『令和5年版今日の私学財政(大学・短期大学編)』

令和4年度財務比率表(系統別)-大学部門-文他複数学部より引用。

*2 日本私立学校振興・共済事業団『令和5年版今日の私学財政(大学・短期大学編)』

令和4年度財務比率表(医歯系法人を除く)-大学法人-より引用。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

1.2.1 財政基盤の確保

第3期認証評価受審時に提出した本学の点検・評価報告書で報告したとおり、2015年度に旧鈴峯学園との法人合併を行った際には、同学園に約30億円の繰越支出超過額があったため、本学園の繰越収支差額も一時的に初のマイナスとなった。しかしながら、その後に設置した新学部・新学科においても既存の学部・学科と同様に順調に志願者及び入学者を確保してきたことから(第5章を参照)、本学の教育研究活動を将来的に安定して遂行するに十分な財政基盤を確立している。

法人全体の貸借対照表では、2023年度末における総資産は56,141百万円であり、内訳は固定資産49,964百万円、流動資産6,176百万円である。固定資産のうち、特定資産を24,544百万円保有しており、流動資産のうち、現金預金が5,894百万円となっている。また、総負債は3,992百万円であり、したがって、本学園の純資産は52,148百万円である。総負債の内、退職給与引当金や前受金等を差引く純粋な外部負債は、主にリース資産に係る長期未払金及び未払金のみ142百万円である。純資産構成比率が92.9%であることから、本学園の資産はほぼ自己資金によって賄われており、健全な財政状況である。

大学部門の事業活動収支計算書では、2023年度決算においては、教育活動収支差額が494百万円、経常収支差額が929百万円の収入超過となっている。基本金組入前当年度収支差額も937百万円の収入超過となっており、単年度の収支均衡もプラスとなっている。全特定資産は22,862百万円であり、中でも取得した固定資産の減価償却額累計額の100%にあたる17,832百万円を減価償却引当特定資産として保有しており、将来の校舎の建替え等に対応していける財政基盤を確保している。

1.2.2 収入の多様化

第3期認証評価時において、本学が喫緊の課題と認識していた学生生徒等諸納付金収入以外の収入の多様化及び中長期的な財政基盤の強化への対策として、資産運用の基本方針を刷新し、資金運用収入の増収を図ってきた。具体的には、2019年度より「学校法人修道学園資金運用管理規程」を改正し、また「学校法人修道学園資金運用ガイドライン」を制定して、長期運用資金については上場投資信託(ETF)を加えたポートフォリオによる分散投資を導入した(根拠資料 10(1)-10、根拠資料 10(1)-11)。2020年3月開催の学園理事会・学園評議員会にて、「学校法人修道学園資金運用中期計画(2020~2025年度)」を策定し、資金運用の目標・戦略等を規定し、運用資産に関しては、資金運用委員会で検討した上で、学園常務理事会・学園理事会への定期報告でモニタリング及びリスク管理を継続するというガバナンス体制を構築している(根拠資料 10(2)-1)。その結果、2019年度に125百万円まで減少していた受取利息・配当金収入が2023年度には435百万円まで増加した。

寄附金に関しては、従来の募集活動を見直し、グローバル教育充実支援、地域連携・地域貢献支援、スポーツ・文化活動支援、災害等による家計急変学生支援を目的とした使途を指定した特別寄附を創設した。さらに、新体育館建設資金の寄附募集活動を開始し、同窓会、後援会及び教職員等に積極的な働きかけを行った結果、2024年3月末で33百万円の寄附をいただいた。現在も目標額1億円に設定して、寄附募集活動を続けている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2.1 長所

本学は、全ての学部・学科において志願者・入学者を安定的に確保しており、その結果、安定した学生生徒等諸納付金収入に基づく強固な財政基盤を有している。これに加え、手続的には、中期事業計画及び校舎等建替計画に基づいて中期財政計画を策定し、本学における、大学運営会議、大学評議会を経て、学園理事会、評議員会での慎重な審議により決定している。さらに、中期財政計画を単年度の予算編成の際の指針とすることにより、将来を見通しつつ、毎年度の教育研究経費及び施設設備整備経費を十分に確保し、教育研究活動を継続している。

2.2 問題点

懸念材料として、現在、新体育館建設と新学部棟建設という2大建設事業が進行中であり、物価及び労務費高騰の影響による建設費増額は避けられず、高額の投資となる点がある。農学部棟建設にあたっては、減価償却費引当特定資産の約2割を取り崩す計画となっており、大学・高専機能強化支援事業の補助金が見込まれるとは言え、一時的なキャッシュアウトが増大するため、資金繰りの注視が不可欠である。加えて、一旦取り崩した特定資産の再積み上げも検討課題としている。

また、教育研究経費比率が日本私立学校振興・共済事業団が算出している平均値よりも若干低い点も問題と認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

点検・評価報告書 様式

安定的な学生数の確保に支えられ、健全な財務運営を中期財政計画に沿って行っている。しかしながら、現在及び将来の建物建設（建替えを含む）を見通すと、学生生徒等諸納付金だけではなく、安全を第一としながらも積極的な資金運用による受取利息・配当金収入の増額や寄附金の増加などに向けた取り組みが必要と認識している。例えば、寄付者に対して、寄附金が具体的にどのように活用されているかを透明性のある形で報告し、信頼関係を築くとともに、定期的な報告書の送付や感謝イベントの開催など、寄附者との関係を強化する施策が効果的と思われる。

さらには、これら以外の収入の多様化を図ることが、持続可能な財務運営に向けて必要と考えている。例えば、企業との連携を強化し、共同研究や受託研究などによる収入の拡大を図ることも一つの手段である。特に地域の産業との協力を進め、教育・研究活動に直結した実用的なプロジェクトを推進することが有効と考えられる。そのほかにも、社会人向けのオンライン講座やリカレント教育プログラムを開発し、講座受講料収入を増やすことも考えられる。また、体育館事業で本格的に取り組んだ寄附の仕組みを、寄附・基金の体制として整備し、卒業生や産業界等から広く支援を受けながら、大学がそれに答える形で成果を生む好循環を作る必要もあろう。重要なことは、これらの施策の目的は単に増収を図ることにあるのではなく、本学の理念・教育目標である地域社会の発展に貢献することを第一の目的とするものでなければならない。

一方、支出の面についても、既に検討されている経常経費のマイナスシーリングに加え、支出削減策を継続的に検討する必要がある。例えば、この数年、財務に負荷をかけている光熱水費の削減を図るため、大学施設におけるエネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する必要がある。また、業務のDX化（まずはペーパーレス化）を進めることで効率化を図り、人件費の削減を目指すことも重要である。

今後、教育研究活動の質を維持しながら、財務面での柔軟性と安定性を保つためには、これらの課題に対して戦略的に対応することが必要である。本学は既に中長期的な財政計画を見直しつつあり、今後も新しい状況に対応し、財政基盤をさらに強固なものにするための取り組みを継続していくつもりである。

点検・評価報告書 様式

終章

本章に記載したとおり、本報告書を作成するにあたって第3期認証評価の際と同様に、本学が委嘱した総合外部評価委員7名に原稿の閲読と本学での実地視察（施設等の見学、学生へのインタビュー、学長等との質疑応答）とをお願いし、それぞれに報告書をご提出いただいた。実地視察の際および報告書においていただいたご意見のうち、本学ですでに検討を開始している点については可能な限り本報告書に反映した。しかしながら、反映しきれなかったご指摘にこそ、本学が気づいていない課題が潜在していると認識すべきであろう。そこで、以下にその一部を引用しつつ、今後本学が進むべき道を考えてみたい。

<内部質保証について>

- ・「学生の入学時と卒業時のコンピテンシーの獲得度の差を学修成果として定義すると可視化ができると考えます」
- ・「124 単位（卒業必要単位数）とは別に卒業条件を設けることによって、卒業学生の質の保証（＝教育の質保証）を行っていくことも検討しては如何でしょうか」

本章に記載したように、本学では全学部生にアセスメントテストを受検させ、全般的（ジェネラル）なりテラシー及びコンピテンシーの能力を測定することを 2023 年度に開始した。その一方で、卒業要件としては、従来どおり正課に係るもののみを規定しており、個別の授業において可能な限りリテラシーに加えてコンピテンシーをも対象に成績評価するにとどまっている。

在学期間を通じたコンピテンシーの獲得度に着目した上記のご指摘は、「卒業所要単位」という旧来の枠組みを脱して、本学独自の教育の質保証のあり方を模索することを促していよう。

<教育・学習について>

- ・「成績の評価方法が分かりにくい授業がある」
- ・「内部質保証の考えや、ルーブリックなど質保証を担保する仕組みが、依然として非常勤講師も含めた全教員に行きわたっていない」

成績の評価方法やそのためのルーブリックなどは、学部・研究科の依拠する学問体系やカリキュラムに依存するため、それらの改善には学部・学科あるいは研究科・専攻の単位でのFDが必須であり、現実に本学ではFD活動を活発に行っている。しかしそれでもなお、教育の質保証の考えとそのための仕組みが全構成員に浸透しているとは言い難い。

本学では 2026 年度からの基幹教員制の導入を予定しており、これまでの専任教員制とは異なり、必ずしも大学教育に精通した方ばかりではなく、多様な学問的あるいは社会的背景を有する方が本学の教育に携わる可能性がある。これを勘案して、今一度、内部質保証や学習成果の可視化の考えについて周知するとともに、それに基づいたFD活動を促す必要があらう。

<学生の受け入れ／大学運営・財務について>

- ・「商学部や経済科学部の学びの高度化・充実化、女子学生の確保の点においても、街なかでの学びの場の確保（サテライトキャンパス等）は検討すべき事項と考えます」

・「学部が 7 つもあると、入学生を奪い合うこともあり、偏差値との関係や地域戦略を考えると学長直下の入試戦略本部が必要と考えます。」

通学の便が必ずしもよいとは言いきれない本学キャンパスの立地を考えた際に、交通の便の良い市街地での学びの場の確保は、特に社会人を対象としたリカレント教育の充実に向けて、検討の対象となりうると認識してきた。しかしながら、減少しつつある女子学生の確保という観点はこれまで持っていなかった。本学の魅力をどのように受験生などにアピールしていくかを、入試という枠組みにとらわれずに検討していく必要がある。そのためにも、「学長直下の入試戦略本部が必要」というご指摘は一考に値する。本章に記載した教学マネジメント委員会と大学運営会議との役割分担の問題と同様に、大学運営会議との役割分担を検討する必要があるものの、18 歳人口がますます減少することも踏まえ、総合的に入試戦略を立てる組織の設置は選択肢の一つと言えよう。

<教員・教員組織について>

・「授業アンケートの回答率の低さや LSC セミナーへの参加率も 10%にとどまっていることなど、教職員が今一つ意欲的ではないと推測できる問題点が挙げられている。教職員に委員会への出席などが多数あり、負担感が大きくないか、教職員の本音を把握することも必要ではないかと考える」

職員の負担感については、日常の業務内や人事考課の場において上長が把握する努力をしており、必要に応じて人事異動に反映させている。教員については、授業時間数の把握・平準化や学内での業務従事時間の掌握という形で負担感を把握する努力を行っているが、委員会など大学運営に関する負担感の把握は行っていない。広島修道大学 2040 将来構想委員会では、教職員ともに大学運営に係る業務の多様化と量の増大化に伴って、業務効率が次第に低減してきているという共通認識のもと、「業務効率化タスクチーム」が設置されるに至った。

しかしながら、上記のご指摘は、業務の効率化という表面上のレベルだけではなく、教職員の精神的レベルにおいて真に余裕をもって教育研究に臨むことができているかを、常に把握することを求めていると言える。

<学生支援／教育研究等環境について>

・「大学キャンパス内で、教学センター、学生センター、キャリアセンター、学習支援センターの機能の違いを理解しやすいような周知やセンター間の連携が進むことで、さらに安心できる教育研究環境の充実が期待できる」

学生の多様化に伴い、必要とされる支援も多岐にわたり、各センターの連携がこれまで以上に重要になってきている。その認識は各センターだけではなく全学で共有しており、入学時のガイダンスや案内冊子、本学 WEB サイトを通じて各センターの機能の周知に努めている。しかしながら、いずれかのセンターに寄せられた相談を関連する部局間で共有する体制の構築については、個人情報保護の観点からの制限を勘案しつつも、早期に検討する必要がある。

<社会連携・社会貢献について>

・「大学院レベルでのリカレント教育のニーズを探り、地元企業との連携を図っていくことが重要となります」

生涯教育の一環としてのリカレント教育の充実は、本学の社会貢献の面からも重要と認識している。ご指摘のとおり、地元企業のニーズを探ることによって、大学が考えたお仕着せのプログラムではなく、真に社会人の方が必要としているもの、特に大学院レベルの高度な知識・技術を提供できるプログラムを創出していくことが重要であろう。

以上のように、全学レベルでの総合外部評価によって委員からたいへんに貴重なご指摘をいただいた。本章に記載したとおり、本学では 2024 年度に、学部については学科ごとに、研究科については専攻ごとに、それぞれの学問分野の教育研究に精通する方に委嘱して、総合外部評価と同様の内容で分野別外部評価を受けた。そこでも重要なご意見・ご指摘を多数いただいた。それらに対しては、現在、各学科・専攻による改善に向けた検討が始まっている。これからも全学レベルだけではなく、教育研究の単位としての学科・専攻レベルで、外部の方からのご意見をいただく機会を創出していくつもりである。

本学を設置する学校法人修道学園の淵源である広島藩の講学所は 1725 年に設置された。それから 100 年後の 1825 年は、いわゆる異国船打払令が発出された年であった。それから 100 年後の 1925 年は、国内では治安維持法が公布され、海外ではナチスの親衛隊が発足するなど、次第に軍靴の音が大きくなりつつある時であった。さらに 100 年が経った本年(2025 年)は、海外では戦争・紛争が継続しているが、国内では少なくとも直接的にはそれに巻き込まれていないという意味で平和な時を過ごしている。

第二次世界大戦中は日本国中の人々が艱難辛苦の時であったことに異論を差し挟む余地はないが、それでもなお原子爆弾が投下された広島は最も大きな被害を受けた地域の一つであったと言える。その戦禍からの復興の過程において、地元経済界の要請を受けて本学の前身は産声を上げた。したがって、「道を修める」という建学の精神と「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」という理念・教育目標は、悲惨な戦禍を味わった地元地域社会に対する約束であり、未だ戦争の絶えない世界に対する平和希求のメッセージでもある。この約束を、少なくとも次の 100 年に向けて果たし続けるために、今、何を為すべきかを、本学は、すなわち本学の教職員一人ひとは、真剣に考えていることを記して結語としたい。

広島修道大学 点検・評価報告書 正誤表

【訂正箇所】 8 ページ 第 1 章 理念・目的（本文）

1.2 中・長期の計画その他諸政策の策定 下から 2 行目

- 誤 『UNIVAS AWARD2023-2024「KEI アドバンス賞」(学生支援に関する優秀取組)』
- 正 『UNIVAS **AWARDS**2023-**24**「KEI アドバンス賞」(**学修**支援に関する優秀取組**賞**)』

【訂正箇所】 14 ページ 第 2 章 内部質保証（基本情報一覧）情報公表

項目「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画」内の「広島修道大学教職課程・保育士課程・社会教育主事課程ガイドブック」URL

- 誤 <https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/rhr8ua00000001id-att/rhr8ua000000021x.pdf>
- 正 <https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/lecture.html>

【訂正箇所】 37 ページ 第 4 章 教育・学習（基本情報一覧）履修登録単位数の上限設定

- 誤

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限値	期間	成績優 秀者へ の繰り口	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
人文学部・教育学科	46 単位	1 年間	—		○
人文学部・教育学科・4 年次	28 単位	各学期	—		○
人間環境学部・人間環境学科・1 年次	44 単位	1 年間	—		○
人間環境学部・人間環境学科・4 年次	28 単位	各学期	—		○
国際コミュニティ学部	44 単位	1 年間	—		○
国際コミュニティ学部・1 年次	24 単位	各学期	—		○
国際コミュニティ学部・4 年次	28 単位	各学期	—		○

備考：前回評価から変更がないため、商学部、人文学部人間関係学科、人文学部英語英文学科、法学部、経済科学部及び健康科学部は省略。国際コミュニティ学部は 2018 年度開設。
年間登録単位数及び学期登録単位数に、学則第 10 条第 1 項別表 2(その 9)の授業科目（教職・資格課程関連科目）は含まない。

- 正

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限値	期間	成績優 秀者へ の繰り口	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
人文学部・社会学科	44 単位	1 年間	—		○
人文学部・社会学科・1 年次～3 年次	24 単位	各学期	—		○
人文学部・社会学科・4 年次	28 単位	各学期	—		○
人文学部・教育学科	48 単位	1 年間	—		○
人文学部・教育学科・1 年次～3 年次	28 単位	各学期	—		○
人間環境学部・人間環境学科・1 年次	44 単位	1 年間	—		○

人間環境学部・人間環境学科・4年次	28 単位	各学期	—		○
国際コミュニティ学部	44 単位	1 年間	—		○
国際コミュニティ学部・1年次~3年次	24 単位	各学期	—		○
国際コミュニティ学部・4年次	28 単位	各学期	—		○
備考：前回評価から変更がないため、商学部、人文学部人間関係学科、人文学部英語英文学科、法学部、経済科学部及び健康科学部は省略。国際コミュニティ学部は2018年度開設、 人文学部社会学科は2024年度開設。 年間登録単位数及び学期登録単位数に、学則第10条第1項別表2(その9)の授業科目(教職・資格課程関連科目)は含まない。					

【訂正箇所】70 ページ 第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足

●誤

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料
全体（注1）		193	128	大学基礎データ（表1）
学部・学科等	商学部商学科	11	8	
	商学部経営学科	11	8	
	商学部全学共通	12	6	
	商学部教職課程	1		
	人文学部社会学科	9	8	
	》》	》》	》》	
	国際コミュニティ学部全学共通	6	5	

●正

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料
全体（注1）		193	128	大学基礎データ（表1）
学部・学科等	商学部商学科	11	8	
	商学部経営学科	11	8	
	商学部全学共通	12	6	
	商学部教職課程	1	0	
	人文学部社会学科	9	8	
	》》	》》	》》	
	国際コミュニティ学部全学共通	6	5	

【訂正箇所】72 ページ 第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足 [博士課程]

●誤

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
商学研究科商学専攻博士後期課程	9	9	6	3	大学基礎データ(表1)
商学研究科経営学専攻博士後期課程	11	9	8	3	
人文学研究科心理学専攻博士後期課程	7	7	5	2	
人文学研究科英文学専攻博士後期課程	6	6	4	2	
経済科学研究科現代経済システム専攻博士後期課程	9	8	6	3	

経済科学研究科経済情報専攻博士後期課程	9	8	7	2
備考:				

●正

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
商学研究科商学専攻博士後期課程	9	6	6	3	大学基礎データ(表1)
商学研究科経営学専攻博士後期課程	11	8	8	3	
人文学研究科心理学専攻博士後期課程	7	5	5	2	
人文学研究科英文学専攻博士後期課程	6	4	4	2	
経済科学研究科現代経済システム専攻博士後期課程	9	6	6	3	
経済科学研究科経済情報専攻博士後期課程	9	6	7	2	
備考:					

【訂正箇所】 96 ページ 第7章 学生支援 (本文)

1.1.6 その他支援 最下行

- 誤 『UNIVAS AWARD2023-2024「KEI アドバンス賞」(学生支援に関する優秀取組)』
- 正 『UNIVAS AWARDS2023-24「KEI アドバンス賞」(学修支援に関する優秀取組賞)』

【訂正箇所】 97 ページ 第7章 学生支援 (本文)

1.1.6 その他支援 5行目

- 誤 『UNIVAS AWARD2024-2025 (安全安心環境構築優秀取組賞)』
- 正 『UNIVAS AWARDS2024-25 (安全安心環境構築優秀取組賞)』